

吉野川市 第2次人権施策推進計画



基本理念

人権の花咲くまち 吉野川

2022 (令和4) 年3月

 徳島県 吉野川市

はじめに

人権とは、私たちが人間らしく幸福な生活を営むために、全ての人が生まれながらに持っている権利であり、誰もが平等で、かけがえのない存在として尊重されなければなりません。

2015（平27）年には、人類が安定してこの世界で暮らし続けられるよう、全世界が2030（令12）年までに達成すべき目標「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。その前文にも「誰一人取り残さない」「全ての人々の人権を実現する」という言葉が明記されており、人権尊重の理念が基礎に据えられています。

また、国内では、2016（平28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」といった差別は許されないとする3つの法律が施行されるなど、人権課題解決に向けた法整備とともに、それに基づいた取り組みが進められています。

本市では、2012（平24）年からの10年を計画期間とした「吉野川市人権施策推進計画」を策定し、2013（平25）年には「すべての人の人権が尊重され、人権尊重の精神が市民一人一人の心に根つき、誰もが安心して幸せに暮らせる吉野川市の実現を図る」ことを目的とする「吉野川市人権の花咲くまちづくり条例」の制定、さらに2014（平26）年には「人権尊重のまち」を宣言し、人権意識の普及・啓発や人権問題の解決に向けて取り組んでまいりました。

こうした中、市民の人権への意識は確実に高まってきている一方で、新型コロナウイルス感染症患者への誹謗中傷や、情報化の進展に伴い深刻化するインターネット上における人権侵害など、社会を取り巻く情勢や環境は急速に変化し、人権に関わる課題は年々複雑化・多様化しています。

このような状況を踏まえ、世界や国・県の動向とともに、本市のこれまでの取り組みの点検・評価及び2020（令2）年に実施した人権に関するアンケートの結果をもとに、2022（令4）年度から2031（令13）年度までの本市人権施策のめざすべき方向を明らかにした「吉野川市第2次人権施策推進計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に沿って、人権尊重を施策実施の根底に据えて、諸施策を総合的・計画的に推進してまいります。市民の皆様におかれましても、人権の花咲くまちづくりの実現に向けて、一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただきました皆様、また貴重なご意見をいただきました「吉野川市人権施策推進審議会」の皆様をはじめ、ご協力を賜りましたすべての皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

2022（令和4）年3月

吉野川市長 原 井 敬



— 目 次 —

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
(1)	国際的な動向	1
(2)	国内の動向	1
(3)	県内の動向	2
(4)	市内の動向	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の策定方法	3
(1)	アンケート調査の実施	3
(2)	集計結果の留意点	3
4	計画の位置づけ	4
5	基本理念	5
6	基本方針	5
(1)	人権を尊重する意識の普及と高揚	5
(2)	全ての人がいきいきと暮らすことのできる社会の実現	5
(3)	人権尊重を基盤に据えた行政の推進	5
7	計画の期間	5
8	計画の体系図	6
	SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは？	7

第2章 基本的施策の推進

1	人権教育の推進	8
2	人権啓発の推進	12
3	人権擁護と相談機能の充実	16
4	市民参加の推進	18
5	プライバシーや個人情報の保護	19
6	人権尊重の視点に立った行政の推進	22

第3章 個人人権課題に対する取り組みの推進

1	同和問題	24
2	子ども	30
3	女性	33
4	障がいのある人	36
5	高齢者	40
6	外国人	43
7	感染症患者等	45
8	インターネット上における人権侵害	48
9	性的マイノリティ	50
10	ハラスメント	52
11	犯罪被害者等	55
12	様々な人権課題	56
	・アイヌの人々	56

・被災者	56
・刑を終えて出所した人	57
・北朝鮮当局による拉致問題	57
・人身取引（トラフィッキング）	58
・ホームレスの人々	58

第4章 計画の総合的な推進

1 推進体制	59
（1）市の推進体制	59
（2）国・県・関係団体などとの連携	59
（3）市民・事業所・NPOなどとの連携	59
2 進ちよく管理及び評価	59

資料編

人権関係年表	60
日本国憲法（抄）	69
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	72
吉野川市人権の花咲くまちづくり条例	73
吉野川市人権施策推進審議会委員名簿	74

1 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、国際連合は、1948(昭23)年の第3回国連総会において「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」として、全ての人民と全ての国とが達成すべき人権の共通基準を定めた「世界人権宣言」を採択しました。以後、「世界人権宣言」の精神を実現するために、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」など、多くの人権に関する条約を採択しました。

人権教育の推進については、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組もうという機運の高まりを受け、国連では1995(平7)年から2004(平16)年にかけての10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国に対しても国内行動計画の策定を求めました。また、計画の終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的として「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画(2005年～2009年)、高等教育における人権教育及び教育者、公務員、法執行者、軍隊への人権教育プログラムをテーマとする第2フェーズ行動計画(2010年～2014年)、第1・第2フェーズの取り組みの強化及びメディア・ジャーナリストへの人権教育に重点を置いた第3フェーズ行動計画(2015年～2019年)を経て、現在は若者に焦点を当てた第4フェーズ行動計画(2020年～2024年)が各国で進められています。

(2) 国内の動向

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、「国際人権規約」をはじめ主要な国際人権諸条約を批准するとともに、人権尊重・人権擁護に向けた様々な取り組みを進めてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965(昭40)年の同和対策審議会答申を踏まえ、1969(昭44)年に制定された「同和対策事業特別措置法」により、同和対象地域の教育文化の向上や生活環境の改善などに国を挙げて取り組み、2002(平14)年までの33年間にわたって、特別法による対策が実施されてきました。さらに、「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、1997(平9)年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定し、あらゆる場を通じて人権教育を推進することとなりました。

また、女性、障がいのある人、高齢者などの様々な人権問題についても、男女共同参画社会、ノーマライゼーション、共生社会の実現などの理念のもとに、その改革に向けた様々な施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状においては、国連の自由権規約委員会をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人などの様々な人権問題が存在すると指摘されているところ です。

こうした中で、2000(平 12)年 12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行され、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する義務を有すると規定されています。その後、同法に基づき 2002(平 14)年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。文部科学省では「人権教育の指導方法等の在り方について」が三次にわたって報告されるなど、人権教育・啓発を通じて人権課題の解決に向けた取り組みが進められてきました。個別の人権課題についても、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」などの法律を施行し、人権尊重社会の実現に向けた取り組みが進められています。

(3) 県内の動向

徳島県では、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が策定されたことを踏まえ、県の実情にあった人権教育・啓発を推進するために、1997(平 9)年 12 月に「徳島県人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、1999(平 11)年 3 月には、人権教育の基本方針と施策の方向を示す『人権教育のための国連 10 年』徳島県行動計画」が策定されました。

2004(平 16)年 3 月に策定した「オンリーワン徳島行動計画」においては、「人権が尊重される社会づくり」を掲げ、全ての人の人権が尊重される社会の確立をめざして取り組んでいます。また、同年 12 月には、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、「全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会」の実現をめざし、様々な施策を総合的・計画的に推進しています。

徳島県教育委員会においては、2000(平 12)年 3 月に「徳島県教育振興基本構想」が策定され、人権教育推進の指針とされてきましたが、全ての人の基本的人権が真に尊重される社会づくりをめざす意味で、より一層総合的な視野に立った人権教育の推進を図るため、2004(平 16)年 2 月に「徳島県人権教育推進方針」が策定されました。さらに、社会情勢の変化や文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の公表、「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更などの国の動向を踏まえ、学校教育と社会教育の両面において、これまでの人権教育の取り組みを基盤に据えながら、新たな人権の視点や人権課題に対応した人権教育を一層推進するため、2014(平 26)年 3 月に「徳島県人権教育推進方針」(改訂版)が策定されました。

(4) 市内の動向

本市では、2004(平 16)年に「吉野川市部落差別撤廃・人権擁護条例」を制定し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に取り組んできました。2013(平 25)年 4 月には、同条例を発展的に再構築した「吉野川市人権の花咲くまちづくり条例」を制定し、人権尊重のまちづくりを推進するため、市及び市民などの責務を明らかにするとともに、人権尊重の精神が市民一人一人の心に根つき、誰もが安心して幸せに暮らせる吉野川市をめざして、「人権の花咲くまち吉野川」の実現に取り組んできました。

こうした中で、本市における人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、2012(平 24)年 3 月に「吉野川市人権施策推進計画」を策定し、人権教育や人権意識の普及・啓発を進めてきましたが、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティへの差別や、いじめ、ハラスメントなど、人権侵害は依然として存在しています。さらに、国際化、少子高齢化などの社会環境の急速な変化に伴い、人権問題は多様

化・複雑化し、またインターネットやスマートフォンなどの普及による情報化社会の急速な発展とともに、新たな人権課題も生じています。

こうした社会の状況の変化に対応するとともに、引き続き、より効果的な人権教育・啓発を行い、人権に対する理解と取り組みを社会全体で推進していく必要があります。

2 計画策定の趣旨

本市では、人権尊重の精神が市民一人一人の心に根づき、誰もが幸せに暮らせる社会を実現する指針として、2012(平 24)年3月から2021(令 3)年度までの10年間を計画期間とした「吉野川市人権施策推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

この間、人権を取り巻く社会の情勢に大きな変化がみられるとともに、2020(令 2)年に本市の市民・中学生・事業所を対象に実施したアンケート調査においても、これまでの取り組みの成果と課題が見えてきました。そこで、これまでの取り組みを総括し、世界や国・県の動きにも対応しながら、本市としての今後の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「吉野川市第2次人権施策推進計画」を策定することとしました。

3 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、人権に関する意識や意見などを把握し、施策構築の基礎資料とするため、本市に住民登録のある18歳以上の市民、本市に所在する事業所及び本市の市立中学生を対象に、アンケート調査を実施しました。

調査名称	人権に関する市民意識調査	人権に関する事業所アンケート	人権に関する中学生アンケート
調査対象	18歳以上の市民	市内に所在する事業所	市内市立中学校の2年生
調査方法	郵送による調査票の配付・回収	郵送による調査票の配付・回収	各学校を通じた配付・回収
調査期間	2020(令2)年10月	2020(令2)年10月	2020(令2)年10月
配付数	1,000人	200事業所	234人
回収数	451人	79事業所	232人
有効回収数	450人	79事業所	232人
有効回収率	45.0%	39.5%	99.1%

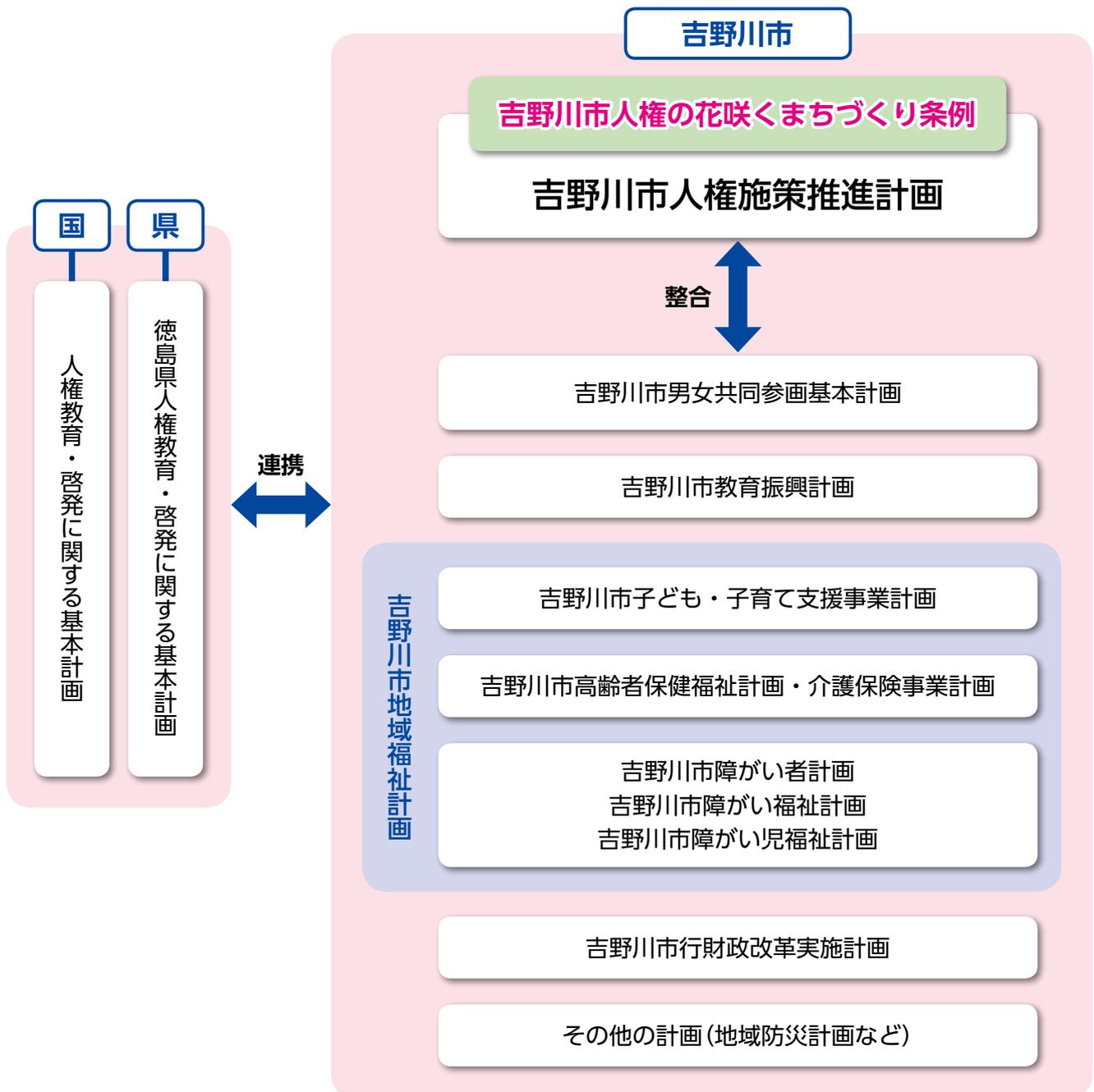
(2) 集計結果の留意点

- ・ グラフ中のn値は、集計対象者総数を表しています。属性が不明な回答や無回答により、n値の合計は必ずしも有効回収数と同一にはなりません。
- ・ 本文や図表中で比率を表す数値(単位:%)は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、単一回答(複数の選択肢から1つだけ選ぶ方式)の設問であっても、各選択肢の回答率の合計が100.0%にならないことがあります。
- ・ 複数回答(複数の選択肢から1つもしくは複数を選ぶ方式)の設問については、集計対象者総数に対して、各選択肢の回答が占める比率を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。

4 計画の位置づけ

本計画は、「吉野川市人権の花咲くまちづくり条例」に基づき策定するもので、本市の人権施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」などを踏まえ、「吉野川市男女共同参画基本計画」「吉野川市教育振興計画」など、既存の各種関連計画との整合性を図りながら、人権教育・啓発をはじめとする各種人権施策及びその推進体制などの必要な事項を総合的かつ体系的に明らかにするものです。



5 基本理念

全ての人は、個人としての人権が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有します。本計画では、吉野川市の全ての市民が、互いの人権を尊重し、ともに豊かに安心して生活できるまちをめざし、「人権の花咲くまち 吉野川」を基本理念に掲げて施策を展開します。



6 基本方針

本計画における人権教育・啓発は、一人一人の人権が尊重され、誰もが幸せに暮らせる社会を実現するため、これまで取り組んできた成果を踏まえ、次の基本方針に基づいて推進します。

(1) 人権を尊重する意識の普及と高揚

人権が尊重される社会を築くため、市民一人一人が自らの課題として捉え、身近な場所や日常生活に存在する人権問題に気づくことのできる人権感覚を身につけるとともに、多様な価値観を受け入れられる考え方を広く普及し、それに応じた行動を起こしていけるよう人権意識の高揚に取り組みます。あわせて、日本国憲法、人権教育・啓発の推進に関する法律及び個人人権課題の解決に向けた法律や条例などについても周知していきます。

(2) 全ての人がいきいきと暮らすことのできる社会の実現

誰もが自分らしく充実した生活を送るためには、それぞれの個性や能力が尊重され、一人一人が主体的に自らの生き方を選択することが重要です。市民一人一人が自他の人権を尊重し合い、全ての人々が大切にされる社会の構築をめざし、官民一体となったまちづくりの推進を図ります。

(3) 人権尊重を基盤に据えた行政の推進

全ての人々が市民的権利と自由を保障されるためには、様々な社会基盤や諸制度が整備されていなければなりません。これらは行政の基本的業務として日常的に行われるものであり、つまりは行政全ての業務が人権と密接につながっていることとなります。こうした意味において、市職員は、あらゆる施策に人権を尊重し擁護するという視点を持つと同時に、職員一人一人が人権行政の担い手としての自覚を持つことが重要です。市民一人一人の基本的な人権を尊重し、包容力ある持続可能な社会づくりに向けて、「誰ひとり取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、本市の全ての施策に「人権尊重」を基盤に据えた取り組みを推進していきます。

7 計画の期間

本計画は2022(令4)年度から2031(令13)年度までの10年間とします。

ただし、本計画の中間年にあたる2026(令8)年度に中間評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。

8 計画の体系図



SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは?

SDGsとは、「持続可能な開発目標」のことです。

2001（平13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令12）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17のゴール（めざす目標）と、169のターゲット（具体的な取り組み）から構成され、地球上の「誰ひとり取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの目標はどれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方がベースにあります。「持続可能な開発目標」は普遍的なものであり、全ての国と全ての人による行動を必要としています。本市においても、2021（令3）年改定の「第4次吉野川市行財政改革」の取り組みの一つとしてSDGsの推進を掲げています。

本計画に基づく、人権を大切にす私たち一人一人の行動は、SDGsのゴールをめざす取り組みでもあります。



SDGs (持続可能な開発目標)



1 貧困をなくそう



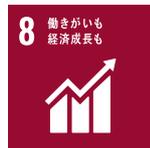
7 エネルギーを
みんなに
そしてクリーンに



13 気候変動に
具体的な対策を



2 飢餓をゼロに



8 働きがいも
経済成長も



14 海の豊かさを
守ろう



3 すべての人に
健康と福祉を



9 産業と
技術革新の
基盤をつくろう



15 陸の豊かさも
守ろう



4 質の高い教育を
みんなに



10 人や国の
不平等を
なくそう



16 平和と公正を
すべての人に



5 ジェンダー平等を
実現しよう



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナー
シップで目標を
達成しよう



6 安全な
水とトイレを
世界中に



12 つくる責任
つかう責任

第2章 基本的施策の推進

1 人権教育の推進



人権教育とは、「基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう学校教育及び社会教育において計画的に実施される教育活動」のことです。人権が尊重される社会の実現には、一人一人が人権問題の正しい理解と認識を深めるとともに、人権意識を高め、自らの課題として日常生活の中に生かせる人権感覚を身につけることが重要であり、そのためには、あらゆる場を通じた人権教育を進めることが求められています。

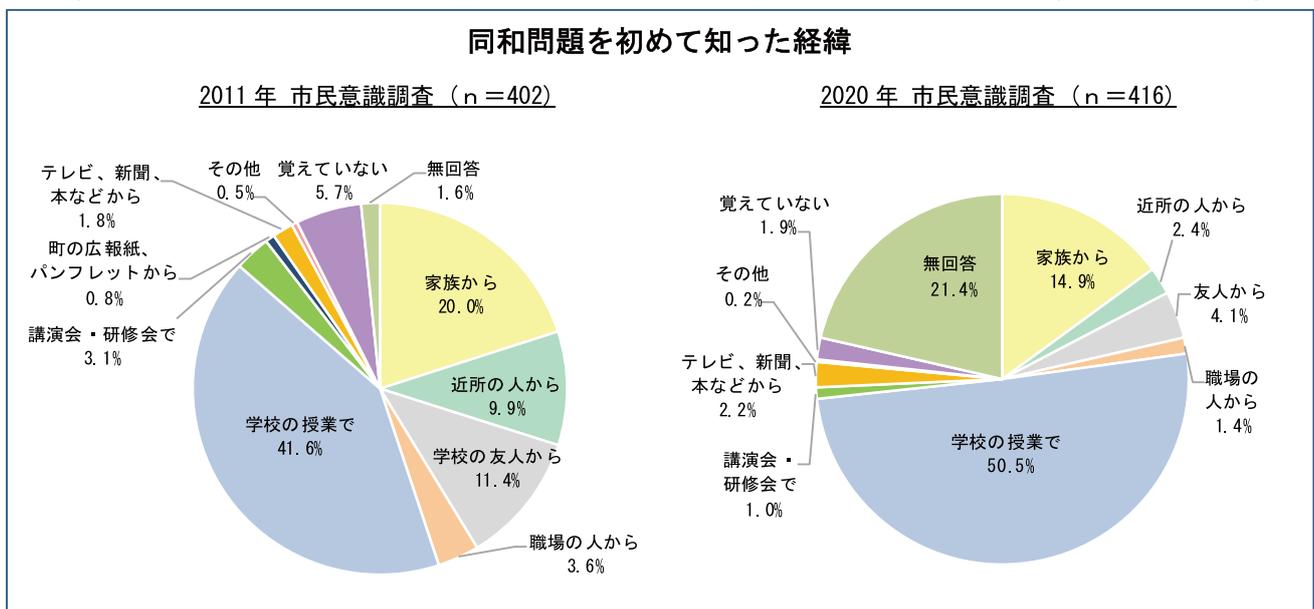
また、人権教育においては、単に知識・情報の伝達にとどまらず、日常生活の中で人権への配慮が態度や行動に現れるよう、一人一人の実践力を高めることが重要であり、さらに、命を大切に、多様性を尊重する心、他人の痛みに関心できる心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を培うことも必要です。

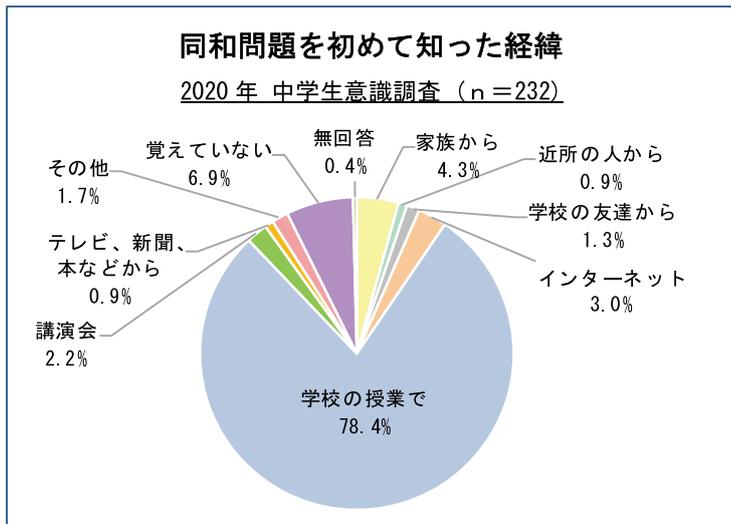
そのため、これまでの人権教育の成果を発展させ、人権に関する学習の機会を園（所）・学校、家庭、地域社会で一層充実させるとともに、乳幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育と社会教育との相互連携を図りつつ、生涯学習の視点も含めながら、地域の実情に応じた人権教育を推進します。

(1) 現状と課題

2016(平 28)年に施行された「部落差別解消推進法」では、地方公共団体は、地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとしてされています。本市では、特に学校における人権教育の推進に力を入れており、人権尊重の理念を学校教育活動の中心に据え、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成に努めています。

2020(令 2)年に実施した「人権に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)の、「同和問題を初めて知った経緯」では、「学校の授業で」が50.5%となっており、2011(平 23)年に実施した第1次計画策定時の前回市民意識調査の41.6%と比較すると8.9ポイント増加しています。





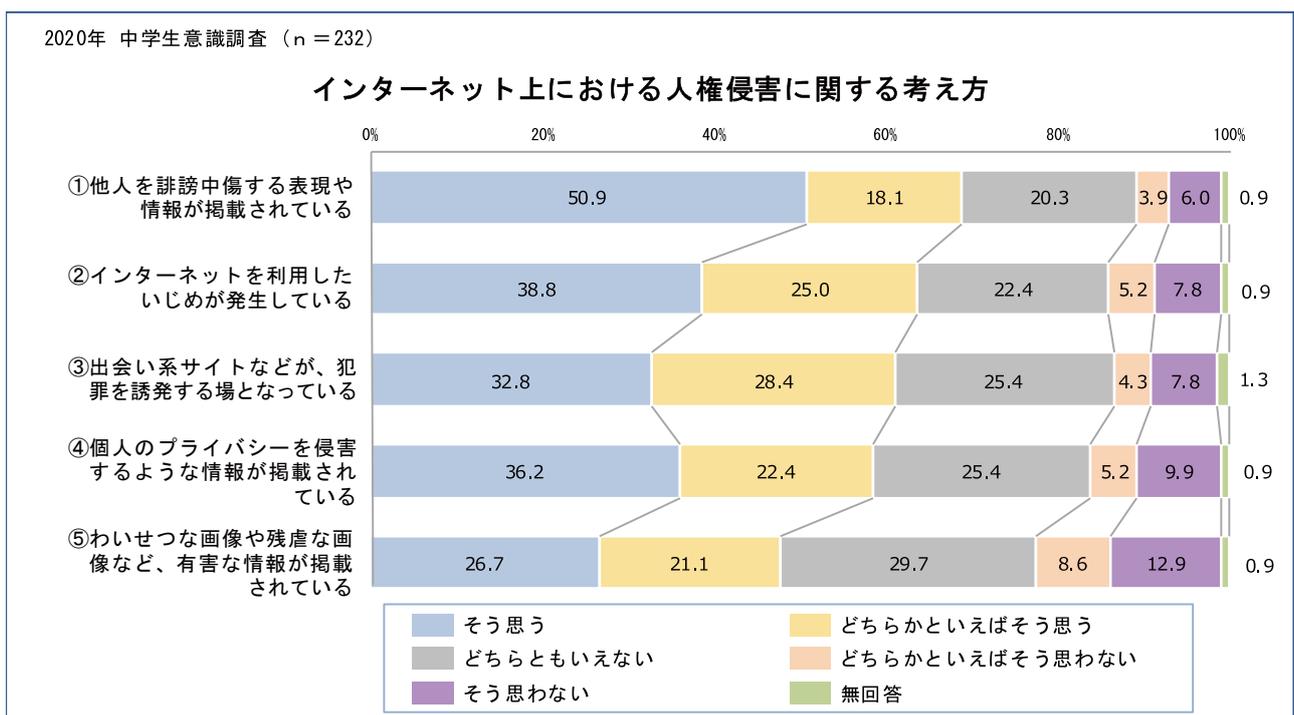
また、2020(令2)年に実施した「人権に関する中学生アンケート」(以下「中学生意識調査」という。)では90.9%が同和問題を認知しており、知った経緯は「学校の授業で」が78.4%となっていることから、学校教育を中心に児童生徒が同和問題を正しく認識できるような取り組みが行われていると考えられます。

しかしながら、同調査における「障がいのある人の人権に関する考え方」では、「障がいのある人がスポーツや文化活動に気軽に参加できないのは仕方ない」という考え方に、「そう思う」「どちらかとい

えばそう思う」を合わせた『そう思う』が24.1%、「どちらともいえない」が37.9%でした。障がいのある人もない人も同じ権利を持ち、その権利を保障するために、社会的障壁の除去が求められていることを周知する必要があります。

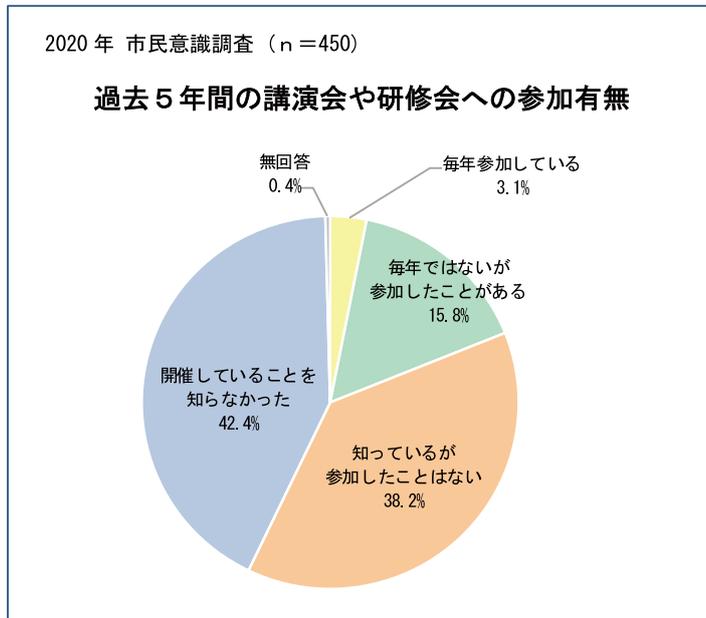
また、「性的マイノリティの人権に関する考え方」では、「性的マイノリティに対する理解や認識が十分でない」が71.1%となっており、日頃より身近に当事者がいるという認識を持ち、個人人権課題として計画的に取り組みを推進する必要があります。

さらに、「インターネット上における人権侵害に関する考え方」では、「他人を誹謗中傷する表現や情報が掲載されている」について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』が69.0%と最も多く、続いて「インターネットを利用したいじめが発生している」(63.8%)、「出会い系サイトなどが、犯罪を誘発する場となっている」(61.2%)、「個人のプライバシーを侵害するような情報が掲載されている」(58.6%)と、いずれも半数以上の生徒が危機意識を持っていることが分かります。今後ますます情報化社会が進展する中で、児童生徒を被害者にも加害者にもしないために、人権感覚を身につけ、情報を吟味・分析できる資質や能力を育成することが求められています。



そのためにも、学校教育の担い手である教職員が、人権尊重の理念を十分認識し、人権意識の高揚と指導力の向上を図ることができるよう、研修の機会をさらに充実させていきます。

社会教育においては、市民の身近な所での学習機会を提供することが重要であることから、公民館などの社会教育施設での講演会やPTAなどによる研修会の実施、またそのような場に「吉野川市怪傑！講師団」（以下「人権講師団」という。）の講師を派遣し、人権尊重の意識を高める学習の支援に努めています。



しかしながら、市民意識調査の「過去5年間の講演会や研修会への参加有無」では、「開催していることを知らなかった」が42.4%と最も多く、次いで「知っているが参加したことはない」が38.2%となっており、一度も参加したことがない人が全体の約80%となっています。

講演会などの周知方法や、これまで参加したことがない人への呼びかけなどの工夫改善を行い、参加者数の拡大を図っていく必要があります。

今後も、市民一人一人が同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関心を持ち、自分の問題として取り組めるよう、学校、家庭、地域社会、職場などのあらゆる場

における人権意識を育むための学校教育・社会教育をより充実させ、実践力につながる人権教育を推進します。

（2）今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
就学前における人権教育の充実	乳幼児期が人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、乳幼児一人一人を正しく理解し、人権に配慮した保育を行うとともに、生命の大切さへの気づきや豊かな心情を育むなど、人権尊重の精神が感性として育まれるよう保育活動を推進します。	子育て支援課
	乳幼児の発達や特性に応じた援助を行い、最善の利益を考慮し、一人一人が認められ自らをかけがえのない存在として実感できるよう保育活動を充実させ、望ましい人間関係を育みます。	
	人権教育年間計画を作成し、園（所）の教育・保育活動全体を通じて人権教育を推進します。	
学校における人権教育の充実	学校における人権教育推進体制を確立し、児童生徒や地域の実態を把握するとともに、人権教育年間計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて、計画的・系統的な人権教育を推進します。	学校教育課
	児童生徒が安心して楽しく学ぶことができるよう、全ての教育活動を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進します。また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを徹底します。	

項目	方向性・取り組み	担当課
学校における人権教育の充実	<p>児童生徒の発達段階に応じ、指導内容の充実と指導方法の工夫改善に努め、同和問題をはじめ、インターネット上における人権侵害や障がいのある人の人権といった個人人権課題についての理解を深めるとともに人権感覚を高め、社会において自他を尊重しながら主体的に判断し行動できる力を養います。</p>	学校教育課
	<p>保育や授業の公開、及び実践交流など、学校間連携、異校種間連携、教職員間の交流を進める体制を整え、系統的・継続的な人権教育の実践を推進します。</p>	子育て支援課 学校教育課
	<p>人権を尊重しようとする意欲や態度は、学校教育や家庭教育、地域社会とのかかわりによって育まれるという認識のもと、学校・家庭・地域社会が連携しながら、一体となって人権教育を推進します。</p>	学校教育課 生涯学習課
社会教育における人権教育の推進	<p>多様性を尊重する共生社会を推進するため、年齢、性のあり方、障がいの有無や価値観といった互いの違いを認め合いながら自分らしく生活できるよう、市民の個人人権課題についての認識を深めるとともに、多様なニーズに応じた学習内容と学習機会を提供します。</p>	人権課 生涯学習課
	<p>これまで講演会や研修会に参加したことがない人への参加の呼びかけや参加者の拡大が図れるよう、市の広報誌やSNSの活用など周知方法の工夫改善に努め、併せて事業所などへも周知するなど積極的な広報活動を推進します。</p>	
	<p>公民館や図書館における社会教育活動や講演会の開催をはじめ、各地区人権教育推進協議会主催の事業など、多様な学習活動が活発に展開されるよう支援します。</p>	
	<p>全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、学校通信やホームページなどを通じた学校人権教育の公開、保護者自身が学ぶための学習機会の充実や、資料・情報の提供に取り組みます。</p>	生涯学習課
	<p>「吉野川市人権学習会」を実施し、参加児童生徒の人権意識の向上と人権問題解決に資する学力の充実を図るとともに、市民に対して本事業の内容や理念についての啓発に取り組みます。</p>	
	<p>人権にかかわる教育・啓発活動充実のため、人権啓発DVDの貸し出し、人権講師団の講師派遣や情報提供を行うなど、学校や地域社会における人権教育を支援します。</p>	人権課
	<p>市が組織した人権講師団の講師が、人権問題解決のリーダーとして様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、交流を通して研修内容・方法の工夫や改善が図られるよう、資質向上のための研修会を開催します。</p>	

項目	方向性・取り組み	担当課
保育士・保育教諭・教諭などの人権研修の充実	保育・教育に携わる職員が、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、高い人権意識を身につけ、人権問題の解決を自らの課題として取り組むとともに、子どもの人権を守り育む保育・教育の充実に向けて指導力向上を図るための研修を推進します。	子育て支援課 学校教育課 人権課
	市保育事業研究会、市就学前教育研究会、市学校人権教育研究会をはじめ関係機関が実施する人権研修への参加を推進します。	
	保育・教育に携わる職員研修に、人権講師団の講師派遣や、人権啓発DVDの貸し出しを行い、人権尊重の意識を高める保育・教育の支援を推進します。	人権課
市職員の人権研修の推進	人権にかかわりの深い職業従事者としての資質を高め、同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の解決を自らの課題として取り組むため、人権研修を実施するなど職員研修の一層の充実を図ります。	総務課
	人権研修会などに市職員を派遣し、知識の修得と人権意識の向上及び実践力の育成に取り組みます。	総務課 人権課
	同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて、主体的に学び実践するために市職員で組織する吉野川市職員人権問題研究会に対し、事務局として支援に取り組みます。	人権課

2 人権啓発の推進



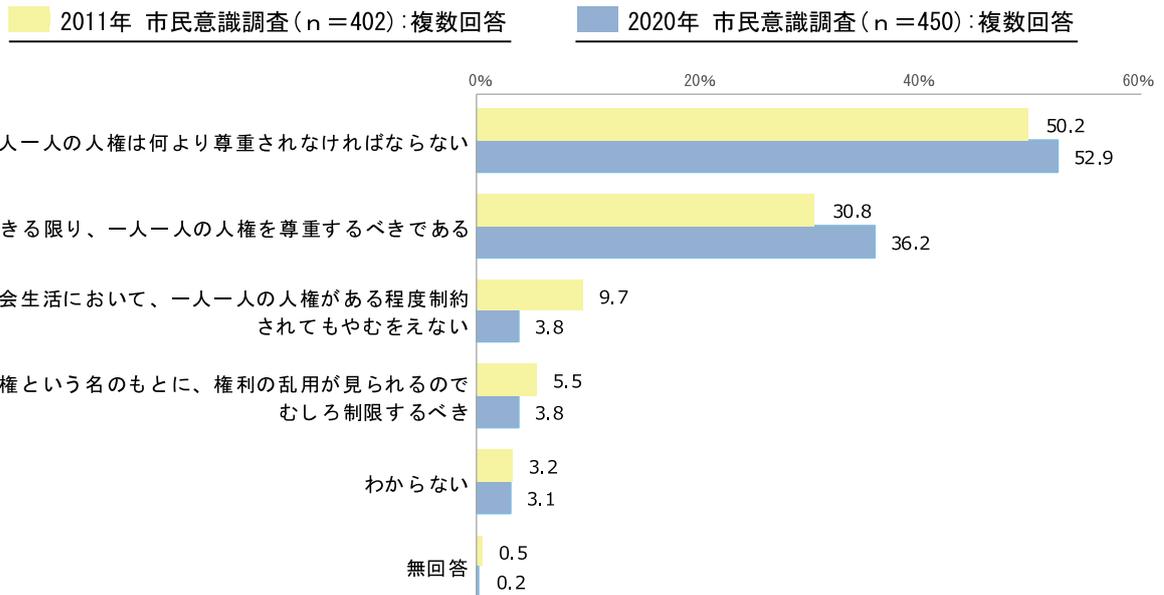
人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的に行われる各種の研修・情報提供・広報活動など」を意味します。人権侵害を未然に防ぐとともに、市民の人権意識が暮らしの中に根づき、人権尊重が文化として定着することを実現するためには、人権教育とともに人権啓発の積極的な推進は不可欠なものです。

(1) 現状と課題

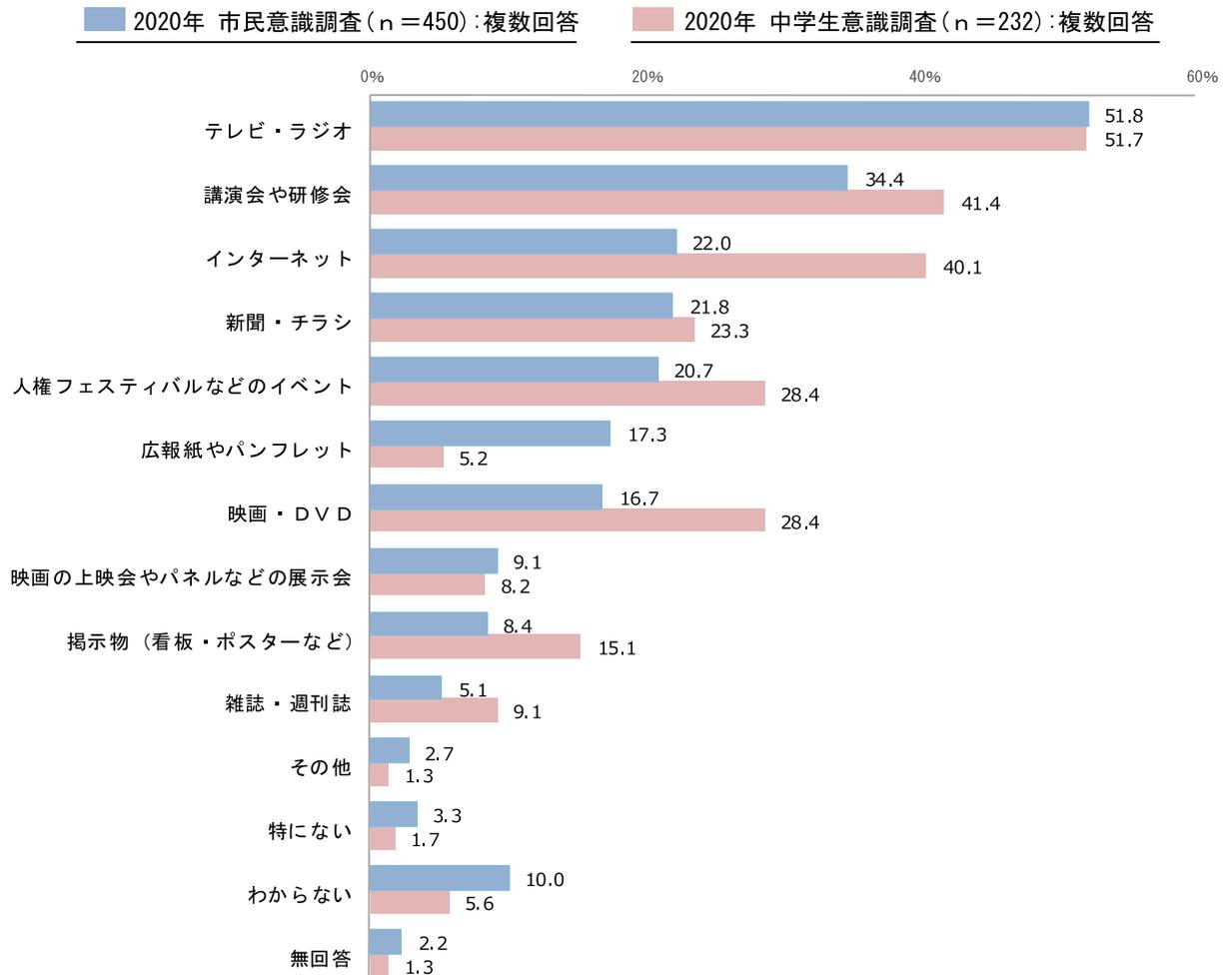
市民意識調査の「人権についての考え方」では、「一人一人の人権は何より尊重されなければならない」「できる限り、一人一人の人権を尊重するべきである」と回答した人が合わせて89.1%で、前回調査の81.0%と比較すると8.1ポイント増加しており、人権尊重の理念についての意識は、市民の中に着実に浸透していると考えられます。

また、「人権意識を高める啓発方法についての考え方」では、市民、中学生ともに、「テレビ・ラジオ」が最も多く、次いで「講演会や研修会」となっています。中学生では市民全体に比べて「インターネット」(中学生40.1%、市民22.0%)「映画・DVD」(中学生28.4%、市民16.7%)の割合が多い結果となっています。特に近年では中学生もインターネットを利用する機会が多いため、インターネットを通じた啓発を推進するなど、多様なメディアを活用し、あらゆる年代に届ける啓発を積極的に進める必要があります。

人権についての考え方



人権意識を高める啓発方法についての考え方



さらに、2020(令2)年に実施した「人権に関する事業所アンケート」(以下「事業所意識調査」という。)の「CSR(企業の社会的責任)の認知度」及び「SDGs(持続可能な開発目標)の認知度」では、どちらもよく認知されているとは言い難い状況にあります。

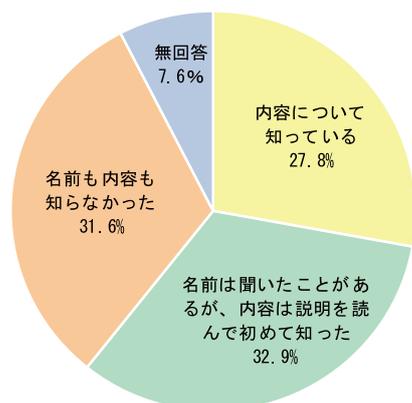
CSRの日本での取り組みは、50年の歴史があります。企業の社会的責任として7つの原則が掲げられており、その一つが「人権の尊重」です。これは、企業の規模、業種、事業状況などにかかわらず、全ての企業に適用されるものです。

また、SDGsは2015(平27)年に国連で採択され、全世界が2030(令12)年までに達成すべき目標で、前文には「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎にあることが示されています。

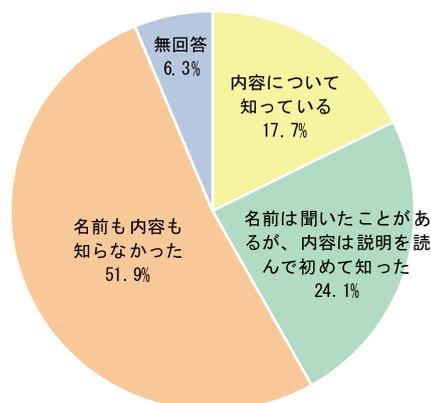
企業活動の中にも人権の尊重が基盤に据えられるよう、CSRやSDGs、法律や条例、講演会や研修会の開催など、企業に向けた人権に関する情報を継続して発信する必要があります。

2020年 事業所意識調査 (n=79)

CSR(企業の社会的責任)の認知度



SDGs(持続可能な開発目標)の認知度

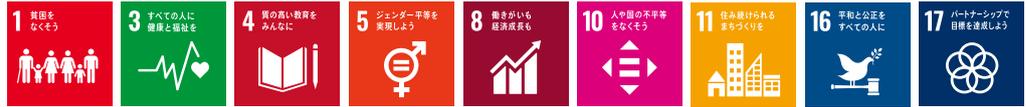


(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
条例などの普及・啓発	あらゆる機会や媒体を活用し、人権関連法、「吉野川市人権の花咲くまちづくり条例」、「吉野川市人権施策推進計画」、「吉野川市教育振興計画」などの理念、内容の普及・啓発により一層取り組みます。	人権課 教育総務課
人権啓発行事の開催	市主催の人権教育研究大会や人権講座に、人権課題の当事者との交流を取り入れるなど、実施方法の工夫に努めるとともに、徳島県立人権教育啓発推進センター(あいぽーと徳島)や徳島県人権教育研究協議会、徳島地方法務局、吉野川市人権擁護委員会などと連携した活動を通して、人権意識の高揚に取り組みます。	人権課 生涯学習課
	学校における人権発表会や人権学習の公開、「PTA人権のつどい」などの開催の支援を通して、保護者や地域社会の人権に対する関心を深め、意識の高揚に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課 人権課

項目	方向性・取り組み	担当課
人権啓発行事の開催	園（所）、児童館、子育て支援センターなどと連携を図り、それぞれが実施する講演会や発表会、参観などを通して、人権に対する関心を深め、意識の高揚に取り組みます。	子育て支援課
	公民館活動の中で、人権学習講座や講演会・研修会などを実施し、地域社会の人権に対する関心を深め、意識の高揚に取り組みます。	生涯学習課
家庭・地域に対する人権啓発の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の実施、パネル展示や啓発チラシなどの作成・配布、ケーブルテレビによる啓発教材の放映など、効果的な啓発の方法を工夫しながら、市民の人権に対する関心を深め、意識の高揚に取り組みます。	市長公室 人権課
	学校通信や学校行事、ホームページを通じて、学校における人権教育を家庭・地域に公開し、地域とともに進める人権教育を推進するとともに、児童生徒が作成した作文・標語・ポスターなどを掲載した作品集「なかま」を作成・配付することで、人権を尊重し合う地域づくりに貢献します。	学校教育課 生涯学習課
	「吉野川市事前登録型本人通知制度」「吉野川市パートナーシップ宣誓制度」を市の広報誌などで周知するとともに、制度の意義についての理解を通して、市民の人権に対する意識の向上に取り組みます。	人権課
	「人権週間」(12月4日～12月10日)などの強調期間の周知を図り、懸垂幕の設置や人権啓発ポスターの配付など、啓発・広報活動をより一層充実させます。	人権課
隣保館における人権啓発の推進	隣保館主催の会館祭や、様々な地域交流促進講座の開催を通して、地域内外の交流を図るとともに、市民への啓発を推進します。	人権課
事業所に対する人権啓発の推進	吉野川安定所管内人権啓発企業連絡会において、人権問題に関する講演会や視察研修などを実施するとともに、公正採用選考人権啓発推進員設置事業所にも人権に関する啓発資料や各種研修会などの案内を配付するなどして、企業活動に人権の尊重が基盤に据えられるよう啓発に取り組みます。	人権課 生涯学習課 関係各課
福祉関係者に対する人権啓発の推進	民生委員・児童委員、医療や福祉関係従事者などに対し、人間の尊厳に対する認識やプライバシーへの配慮、高齢者の人権、児童虐待の防止など、人権意識に根ざした行動ができるよう、各地区民生委員・児童委員協議会、要保護児童地域対策協議会などの各種研修会を通して、人権意識の向上に取り組みます。	社会福祉課 子育て支援課 長寿いきがい課 人権課
関係機関・関連団体との連携・強化	学校、徳島県人権啓発活動ネットワーク協議会の構成員である徳島地方法務局、吉野川市人権擁護委員会と協力し、市内小学校にて「人権の花運動」を実施します。児童が互いに協力し花を育てることで、命の大切さや思いやりの心を育むとともに、育てた花を写生し展示することで、広く人権尊重思想の普及高揚を推進します。	人権課
人権啓発活動への支援	事業所や地域などが実施する研修会や学習会に、人権講師団の講師派遣、人権啓発DVDの貸し出しを行い、人権啓発活動への支援を行います。	人権課

3 人権擁護と 相談機能の 充実

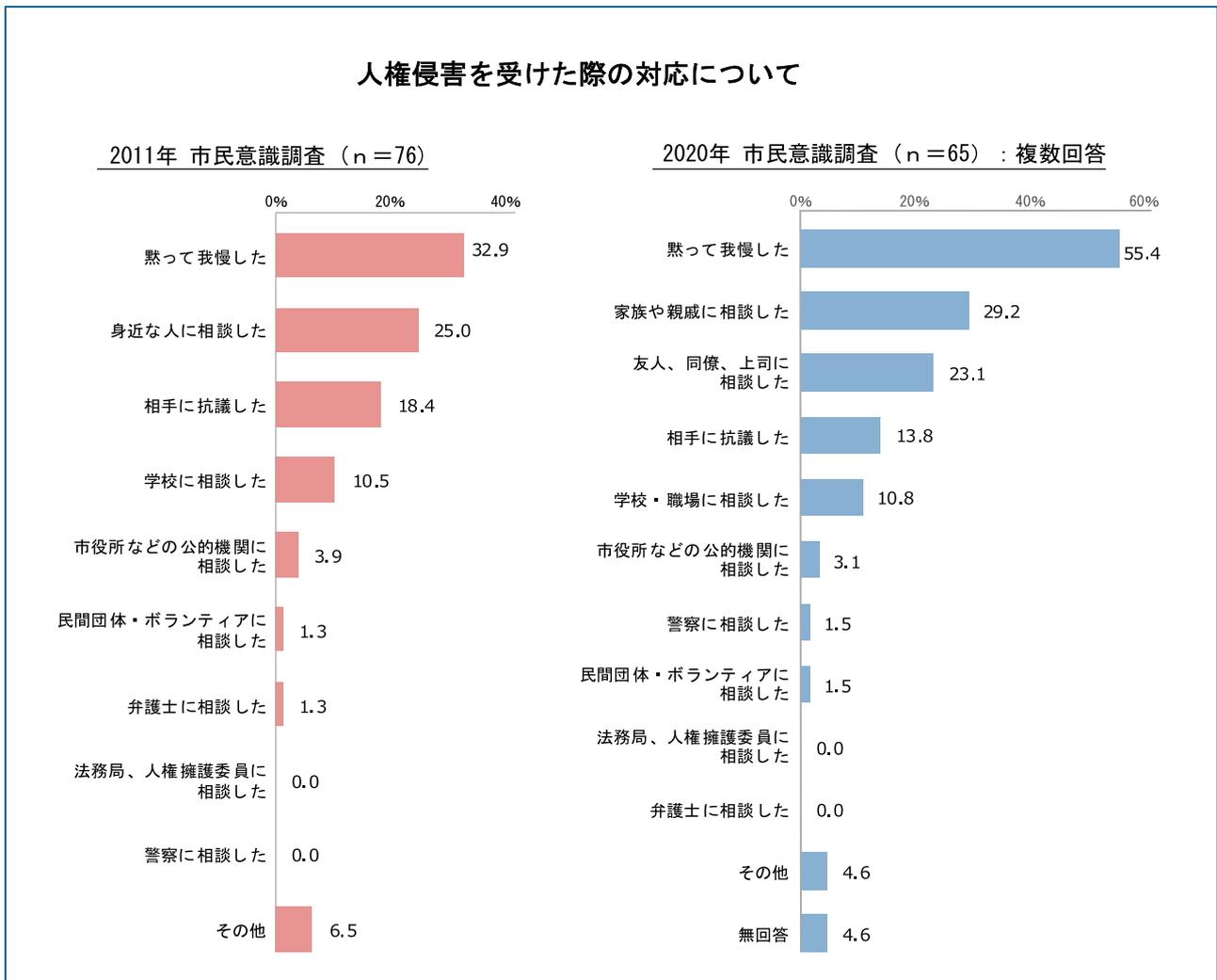


人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対して、解決のための助言を行うなど、相談・支援体制の整備・充実を図る必要があります。特に、近年の複雑多様化する人権相談に対応するためには、関係各課、各機関との連携と、相談員の資質向上が必要不可欠です。

(1) 現状と課題

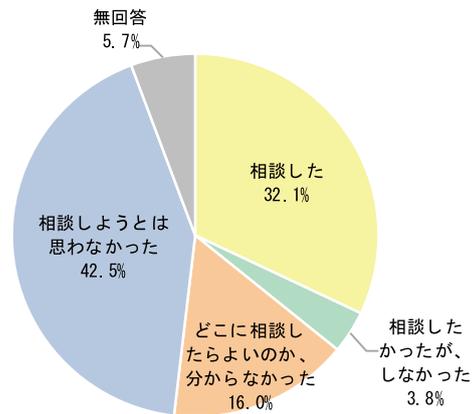
「部落差別解消推進法」では、地方公共団体は部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとしてされています。本市では、人権にかかわる相談窓口として人権課に「吉野川市人権センター」を設置して相談に応じるほか、性的マイノリティの電話相談を定期的に行っています。

市民意識調査の「人権侵害を受けた際の対応について」では、「黙って我慢した」が、前回の調査では32.9%、今回の調査では55.4%といずれも最も多くなっています。今回の調査では「家族や親戚に相談した」(29.2%)、「友人、同僚、上司に相談した」(23.1%)、「相手に抗議した」(13.8%)、「学校・職場に相談した」(10.8%)と続いています。また、「市役所などの公的機関に相談した」は3.1%と、前回調査の3.9%より少ない結果となっており、公共機関に相談する割合は、依然として少ないものとなっています。



2020年 市民意識調査 (n=106)

DV被害を受けた際の相談の有無



また、「DV被害を受けた際の相談の有無」では、「どこに相談したらよいか、分からなかった」「相談したかったが、しなかった」と、相談につながらなかった人が19.8%いました。

人権問題にかかわる相談は、生活相談、教育相談、医療相談、福祉相談などを含んでいることから、関係機関との緊密な連携、協力を図り、迅速な対応ができるよう行政機関の機能を高め、相談体制の充実を図っていくことが重要です。さらに、市民に対して、人権にかかわる相談窓口や制度の周知と、相談者が安心して窓口を利用できる環境づくりが重要です。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
相談体制の充実	就学前児童の保護者を対象に、園（所）や子育て支援拠点施設において、家庭相談員などが子育てに関する悩みや不安などの相談に応じる子育て相談事業を実施します。	子育て支援課 子ども相談室
	各小学校にスクールカウンセラーを巡回配置し、不登校、いじめ、子育てなどの悩みや不安解消のための相談事業を実施し、児童や保護者、教職員の相談に応じ、心のケアに取り組みます。	学校教育課
	同和問題をはじめ、子ども、女性、障がいのある人、性的マイノリティ、プライバシーの侵害などの人権に関する相談及びひきこもりや自殺予防にかかわる相談に、関係各課や人権課に設置している「吉野川市人権センター」にて応じ、適切な助言や必要な支援につなげることができるよう、関係機関との連携を強化します。	関係各課 人権課
相談機関の周知	人権擁護委員による人権相談や行政相談などの実施について、市の広報誌などを通じて周知していきます。	市長公室 人権課
	相談したい時に、どこに相談したらよいか分かるように、様々な人権相談に応じる関係機関を掲載したリーフレットを作成し、市民に配布して相談窓口や制度について周知します。	人権課
地域での見守り支援体制づくり	児童虐待を防止するとともに、関係機関や地域からの虐待についての相談を受けた際には、速やかな情報収集、子どもの安全確認を行うなど、虐待の早期発見に努め、適切な対応が行えるよう体制を充実させ、地域社会の中で安心して暮らせるよう、見守り体制の構築を推進します。	子ども相談室
	高齢者虐待の防止や、迅速かつ適切な保護及び支援を行うためには、第三者からの虐待発見の連絡や通報が重要となることから、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を推進します。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの孤立を防止し、地域社会の中で安心して暮らせるよう、地域包括ケアの推進に取り組みます。	長寿いきがい課

4 市民参加の推進



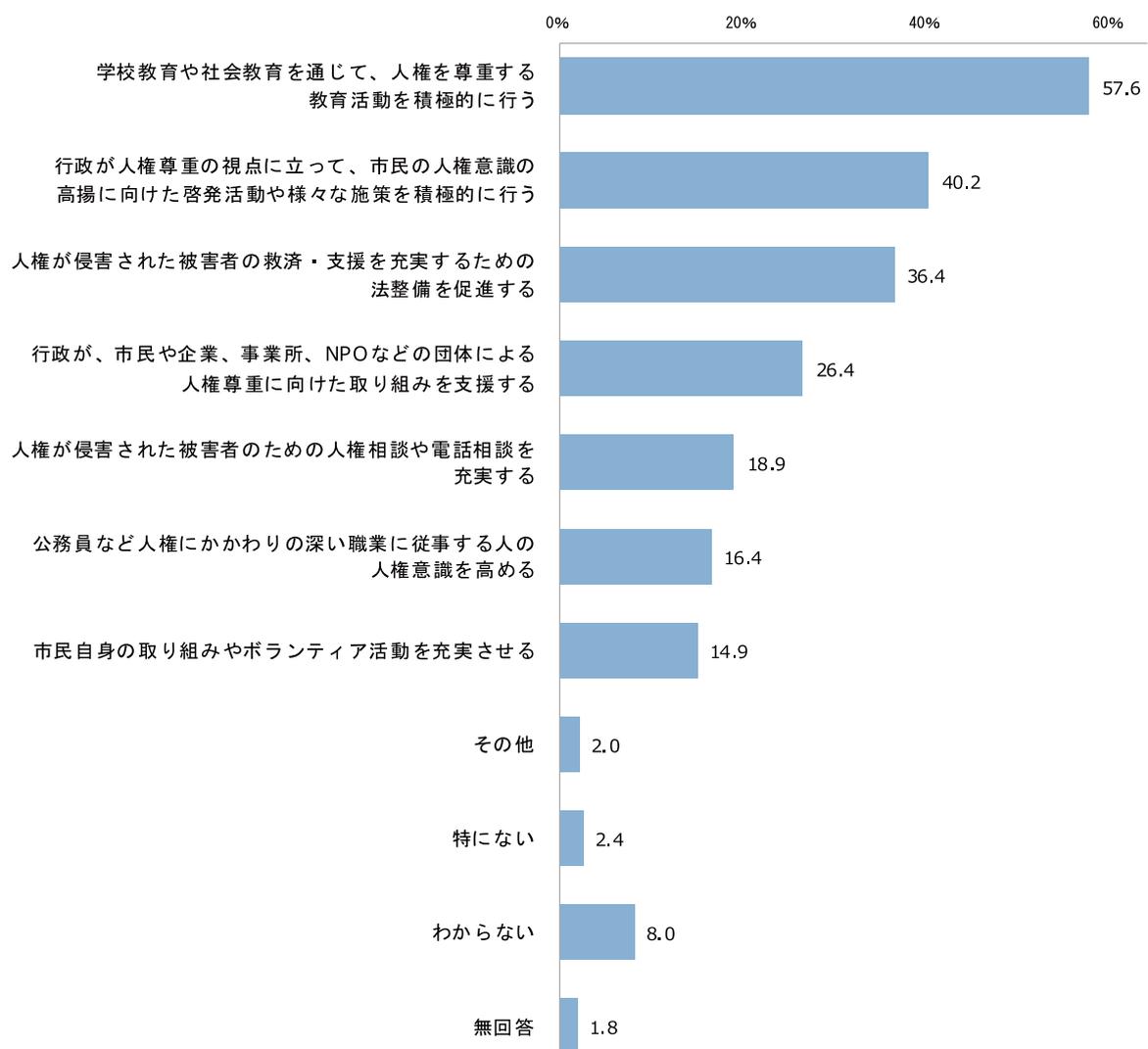
人権問題の解決は、行政の施策の実施のみによって実現されるものではなく、市民一人一人が自分自身の問題として捉え、行動することが極めて重要です。市民一人一人の人権と自由が保障され、全ての市民にとって住みよいまちを実現するためには、市民の主体的な取り組みを支援するとともに、ボランティアや関係団体との協働を推進する必要があります。

(1) 現状と課題

市民意識調査の、「人権が尊重される社会を実現するために必要なこと」では、人権教育、行政施策、被害救済に次いで「行政が、市民や企業、事業所、NPOなどの団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」が26.4%あり、「市民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」も14.9%ありました。

2020年 市民意識調査 (n=450) : 複数回答

人権が尊重される社会を実現するために必要なこと



本市が掲げている「人権尊重のまち」を実現するためには、行政だけでなく市民やボランティア、関係団体の自主的な活動への参加や協働が不可欠です。そのため、事業所や団体などの学習会や研修会への人権講師団の講師派遣、市が保有する人権に関する学習教材の提供、ボランティアや関係団体への支援など、市として可能な限りの支援を行っていきます。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
家庭や地域での人権意識の高揚	各地区人権教育推進協議会が実施する、学校と家庭・地域が人権について共に学ぶ学習会や人権学習発表会、班別話し合い活動などの実施を支援し、人権教育・啓発を推進します。	生涯学習課 人権課
	公民館活動として人権講座を開催するなど、地域社会における人権啓発を推進します。	
人権学習の推進に向けての支援	市民の自主的な人権学習の取り組みを促進するため、事業所・団体の学習会や研修会へ人権講師団の講師を派遣し、また人権啓発DVDの貸し出しも継続して行います。	人権課
関係団体への支援	人権擁護関係団体や吉野川市人権教育推進協議会など、行政と連携した活動を実施している団体に対する支援を行います。	人権課

5 プライバシーや個人情報の保護



プライバシー権とは、従来、私生活や個人の秘密を守る権利として知られてきました。しかし、コンピュータ技術などのめざましい発展による高度情報化社会の訪れにより、生活は便利で豊かになりましたが、その一方で、「個人情報」が本人の同意を得ないまま利用されたり、インターネットを通じて公開されたりするといった、プライバシーにかかわる新たな問題が起こるようになってきました。その上、ネットワーク化の発達により、一旦流出した個人情報は従来とは比較にならないほど短時間で広範囲に広がってしまいます。

そうした背景の中、プライバシー権を「自己に関する情報を自分自身の判断でコントロールする権利」とする考え方が主流となり、OECD（経済協力開発機構）が1980（昭55）年に採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通に関するガイドライン」は、2013（平25）年に現在のものへと改定され、次の8項目から成り立っています。

- ① 収集制限の原則 ② データ内容の原則 ③ 目的明確化の原則 ④ 利用制限の原則
⑤ 安全保護の原則 ⑥ 公開の原則 ⑦ 個人参加の原則 ⑧ 責任の原則

これら原則は、現在、世界各国の個人情報やプライバシー保護に関する法規制の基本原則として取り入れられています。

我が国においても、2002（平14）年の「住民基本台帳ネットワークシステム」の導入をめぐって社会的関心が高まり、2003（平15）年に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が制定、2005（平17）年に全面施行されました。さらに、2016（平28）年1月から、「マイナンバー制度」の運用が開始され、個人情報を取り巻く環境の高度情報化が一層進んでいますが、結婚差別や就職差別につながる身元調査の問題や、住民基本台帳や選挙人名簿の閲覧の問題など、情報化の進展に伴う

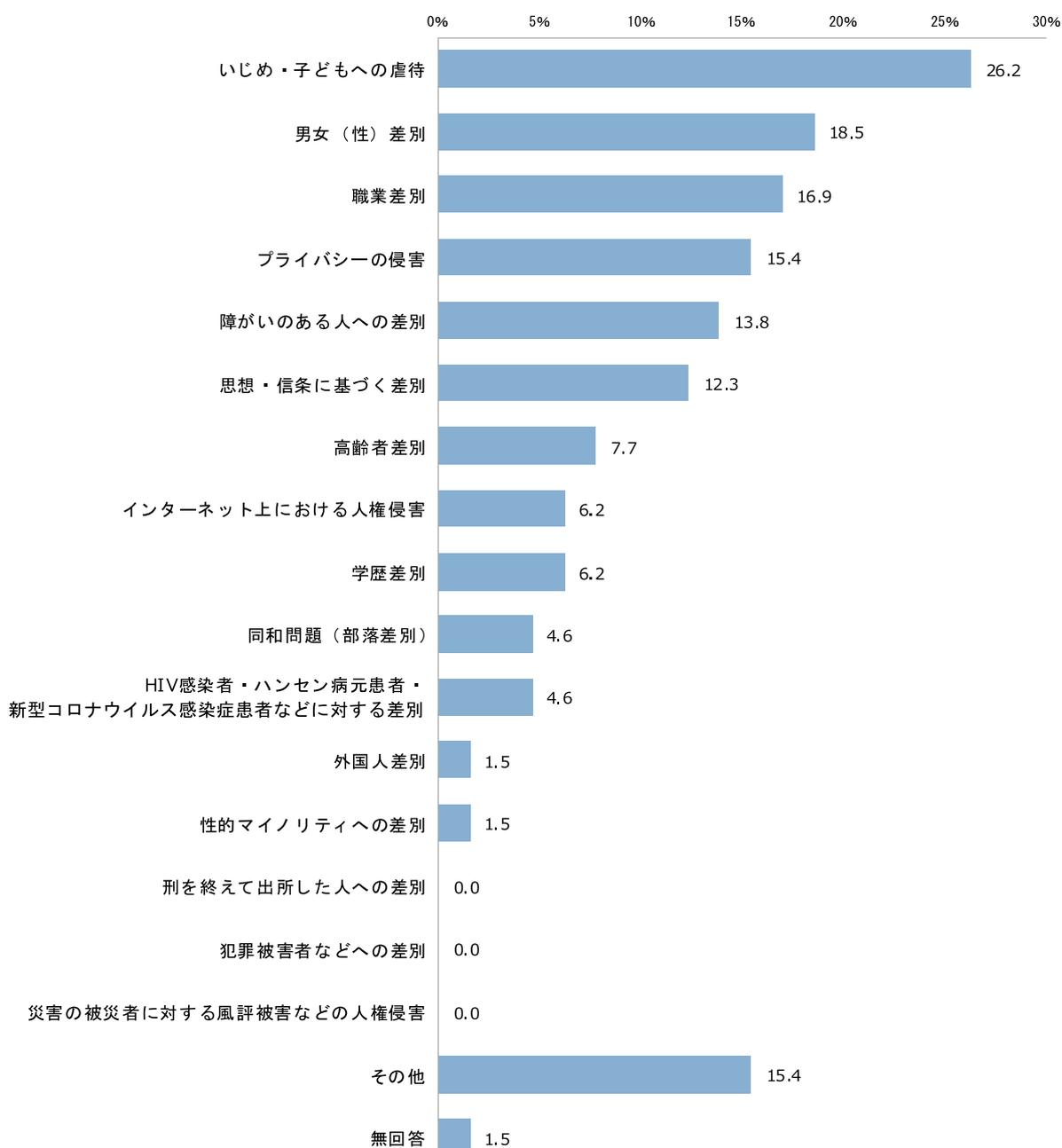
課題が山積しており、従来からのプライバシー（私生活や秘密など）保護の考え方も含め、個人情報やプライバシー保護は、個人としての尊厳を守る大切な権利であり、今後ますます重要になるものです。

（１）現状と課題

市民意識調査の、「この５年間に自分や家族が人権侵害を受けたと回答した人の、人権侵害の内容」では、「いじめ・子どもへの虐待」「男女（性）差別」「職業差別」に次いで「プライバシーの侵害」が15.4%となっており、プライバシーの侵害による人権侵害も比較的多くなっています。

2020年 市民意識調査（n=65）：複数回答

この５年間に自分や家族が人権侵害を受けたと回答した人の、人権侵害の内容



本市では、2004(平16)年に「吉野川市個人情報保護条例」を施行し、市職員への周知・徹底を図るとともに、学校教育の場において児童生徒に対しても、プライバシーや情報モラルに対する意識向上の教育・啓発に努めています。また、高度情報化社会に対応するため、全市職員を対象とした情報セキュリティ研修の充実も図っています。

さらに、2019(平31)年には「吉野川市事前登録型本人通知制度」を開始しました。この制度は、個人情報が記載された戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合、事前に登録している人にその交付の事実を知らせるものです。部落差別などにつながるおそれのある個人情報取得など、不正取得の抑止に効果があり、一人でも多くの方が登録することで、自分や周りの人の人権を守ることに繋がります。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
プライバシーや個人情報の保護に関する教育・啓発の推進	戸籍、住民基本台帳、税、保健などの個人情報を直接扱う市職員、民生委員・児童委員、児童生徒の学業成績や身体記録などを扱う教職員などに対し、「吉野川市個人情報保護条例」に基づき、その管理体制の徹底と、プライバシーや個人情報の保護に対する意識向上を図ります。	関係各課
	学校教育の場において、プライバシーや個人情報の保護への理解を深め、自他のプライバシーを大切にする児童生徒を育成するための教育を進めます。	学校教育課
	全市職員を対象に個人情報に関する研修を行い、プライバシーや個人情報の保護への意識の向上に取り組みます。	総務課
	市民が、プライバシーや個人情報の保護に関する正しい知識と情報が得られるよう、資料を提供し、啓発を推進します。	人権課
高度情報化社会に対応した人材の育成	全市職員を対象にセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識の向上に取り組みます。	管財システム課
	学校教育において、総合的な学習の時間や技術科の授業などで、自他のプライバシーを守るために必要な知識、技能とモラルを身につけるための情報教育を行います。特に、インターネットについて、その利便性ととも危険性について学び、安全な利用法を身につける教育を行います。	学校教育課
身元調査の防止	結婚差別や就職差別などの重大な人権侵害につながる身元調査などを防止するための啓発を行います。	人権課
	第三者が、戸籍、住民票などの個人情報を不正に取得することの抑止に効果がある「吉野川市事前登録型本人通知制度」について、市民の理解向上に取り組みます。	市民課 人権課
相談体制の整備	市民が、個人の情報が不正に使用されるなどのプライバシーの侵害を受けた際に、的確な相談や助言を受けられるよう、相談体制を整えます。	人権課 関係各課

6 人権尊重の 視点に立った 行政の推進



人権が尊重される社会づくりを行うためには、まず、市職員が自らの人権意識を高め、人権感覚を磨き、常に人権尊重を重視して、あらゆる分野の施策を推進していくことが重要です。また、様々な人権行政にかかわる制度が硬直化することなく、市民の目線に立った制度の創設・運用を図っていくとともに、公権力による人権侵害が起こらないように既存の施策や制度を常に点検し見直しを図り、人権尊重の行政として改善していく必要があります。人権に配慮した適切なサービスを提供し、市民一人一人が人権尊重の意識を定着させていけるよう、人権行政の積極的な推進が求められています。

(1) 現状と課題

市職員は全ての業務において、市民の人権と直接的・間接的にかかわっており、行政サービスを適切に提供する上で、人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を身につけていることが求められています。このため、人権に関する各種の職員研修の実施や、人権啓発講演会などへの積極的な参加により、市職員の人権意識の涵養を図ってきました。

しかしながら、人権に関係する情報の周知、人権を考慮した市民へのよりよい対応の徹底、自らの中にある無意識の偏見の解消など、取り組んでいかなければならない多くの課題が存在しています。

市民が安心して暮らせるまちづくりに向けて、人権の視点に立った行政サービスを提供できるよう、市職員一人一人が取り組みを進めていきます。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
市民の人権に配慮した対応	「吉野川市役所接遇マニュアル『おもてなしの心』」を基に、来庁者及び窓口や電話対応の際に、年齢、性のあり方、障がいの有無、国籍などにかかわらず、市民の人権に配慮し、適切に対応します。	全庁
	市の申請書類などの公文書について、性別記載欄など人権尊重の視点から必須でない項目の削除または記載の配慮に努めます。	
	災害時の避難や避難所運営時において、プライバシーの確保や、要配慮者の特性やニーズに応じた配慮、女性や子どもの安全確保などの環境整備、被災者の心のケアなど、被災者一人一人の状況を理解し人権に配慮した、日頃からの防災訓練に努めます。	
個人情報保護条例の遵守	職員は、「吉野川市個人情報保護条例」を遵守するとともに、市民の個人情報を取り扱う際の管理体制を整備し、厳密に取り扱います。	全庁
事業実施の際の人権への配慮	職員の行う業務が、人権と深くかかわりのあるものであるとの認識を深めるため、継続的な職員研修を実施します。	全庁
	SDGs（持続可能な開発目標）についての理解を深め、各課の業務と17の目標との関連性を明らかにし、業務の中に浸透させていきます。	

項目	方向性・取り組み	担当課
差別事象への適切な対応	差別的な問い合わせなどに対し、職員一人一人が差別を許さない姿勢を貫き、「差別事象対応マニュアル」を活用し、適切な対応に努めます。	全庁
えせ同和行為への適切な対応	窓口や電話対応の際に、えせ同和行為に対して適切に対応できるよう、「えせ同和行為対応の手引き」（法務省作成）を活用し、適切に対応できるように努めます。	全庁
職場における男女共同参画の推進	女性職員の職域の拡大、多様なポストへの積極的な配置・登用など、女性職員の活躍を推進します。	総務課
	固定的な性別役割分担意識をなくし、男女共同で仕事ができるよう、職場環境の構築をめざします。	全庁
働きやすい職場づくりの推進	障がいのある人が、その能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。	総務課
	市職員の相談に応じ、適切に対応するための相談体制を整えます。また、相談があった場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害者や行為者に対して適正に対処し、当事者などのプライバシー保護の措置を徹底した相談しやすい環境の改善や充実を図ります。	
	職場内で積極的に意見交換を行い、よりよい人間関係を構築しながら、年齢、性のあり方、考え方など、互いの違いを認めるとともに、相手の人権を尊重し、風通しの良い働きやすい職場づくりを推進します。	全庁
	「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」を周知徹底し、ハラスメントの根絶に取り組みます。	

1 同和問題(部落差別)



同和問題は、1965(昭40)年同和对策審議会答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」とされ、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」と指摘されています。

このことを踏まえ、同和問題の早期解決を図るため、1969(昭44)年の「同和对策事業特別措置法」の施行以来、3度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、国と地方公共団体は、同和对策事業を推進してきました。その結果、特別措置法による特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから、経過措置を含めて2002(平14)年3月をもって終了しました。

1996(平8)年の地域改善対策協議会の意見具申には、今後の施策の基本的な方向として、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではない」「一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち後れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」とされています。

そうした中、インターネットを使った差別書き込みなど、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、2016(平28)年12月9日に、部落差別は許されないものであるとする「部落差別解消推進法」が施行されました。法律では、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とするもので、国及び地方公共団体の責務が示されています。地方公共団体には、部落差別の解消に関して地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとともに、部落差別に関する相談の的確に応じるための体制の充実や、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発の推進を求めています。

これまで、国、地方公共団体、関係団体などが互いに連携し、部落差別解消に向けた施策を積極的に推進してきましたが、結婚差別・就職差別にかかわる問題や住宅購入にあたっての同和地区への忌避意識、戸籍謄本などの不正取得、インターネットによる差別情報の拡散などの差別行為に加え、「えせ同和行為」など差別を助長する動きも発生しており、同和問題については、なお解決すべき課題が存在しています。

こうしたことから、同和問題の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。偏見や差別意識解消のための教育・啓発や、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取り組みを一層進めていくことが重要です。

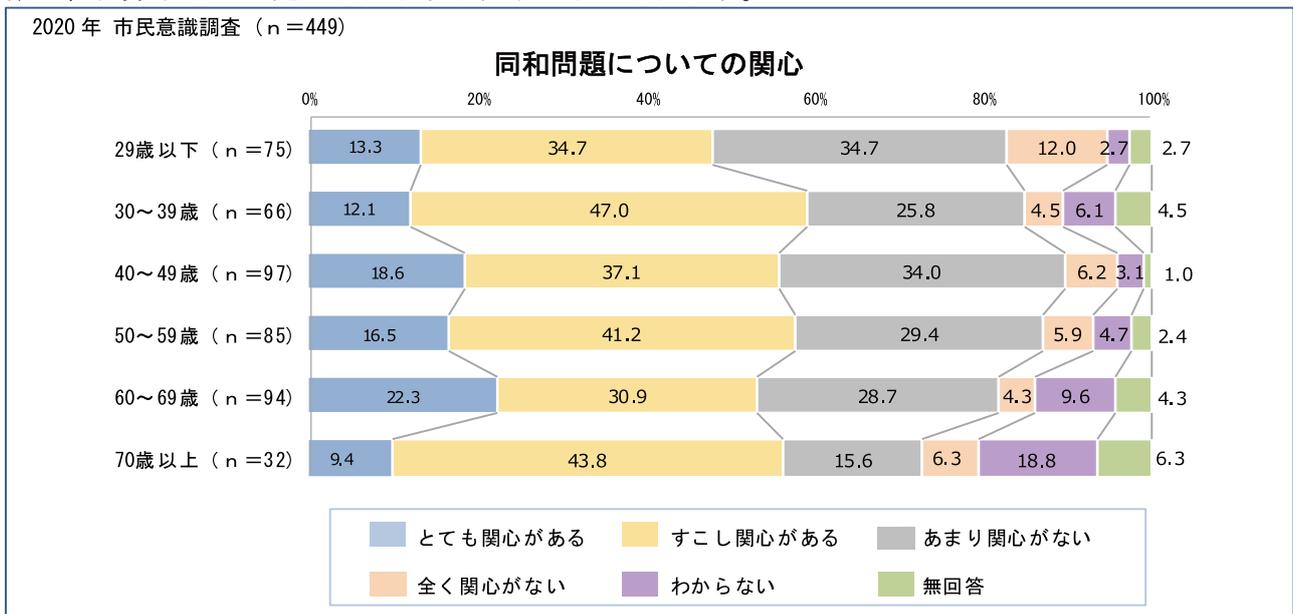
(1) 現状と課題

本市では、同和問題を早急に解決しなければならない人権課題の重要課題として位置づけ、吉野川市人権教育推進協議会と連携を図りつつ、学校、地域社会、事業所などの活動を通して、その解決に向けた取り組みを進めています。市職員、教職員はもちろんのこと、市民一人一人も同和問題解決の主体者としての自覚が持てるよう、講演会や研修会の開催、広報誌への掲載、ケーブルテレビ放送の活用など、様々な方法や機会を捉え、継続して人権教育・啓発を行います。

また、本市では、同和問題などにかかわる個人情報不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として、2019(平 31)年から「吉野川市事前登録型本人通知制度」を実施しています。事前登録することは、差別を許さない第一歩を踏み出すことでもあり、自分や周りの人の人権を守ることにもつながります。こうした施策の推進や広報・講演活動などを通して人権意識を高め、部落差別を他人事でなく、自らの課題として捉え、より具体的な行動に結びつけられるよう、また、部落差別を見聞きしたときに、適切に対応できる力を市民一人一人が得ることができるよう、「部落差別解消推進法」の理念を踏まえ、課題解決に向けた取り組みを一層推進していきます。

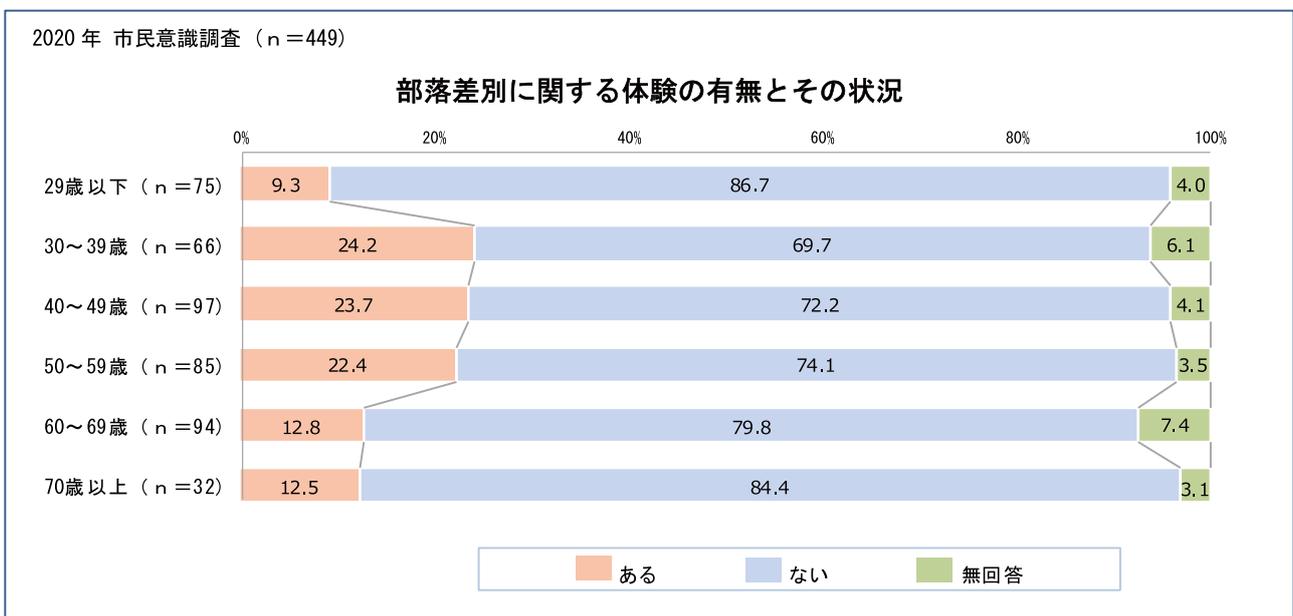
(同和問題についての関心)

市民意識調査の「同和問題についての関心」を年代別に比較してみると、「とても関心がある」「すこし関心がある」と答えた人が29歳以下で48.0%と、他の年代の中で最も少なく、人権教育として同和問題を学習するようになった世代の状況が現れてきていると考えられます。差別の現実を見据え、自分事として捉えられる取り組みが求められます。



(部落差別に関する体験の有無とその状況)

「あなたやあなたの親族・知人が、過去に、実社会やインターネット上で部落差別の被害を受けたり、反対に、部落差別にあたる言動をしているのを見聞きしたことがあるか」という問いでは、特に30歳代から50歳代の世代で多くなっています。

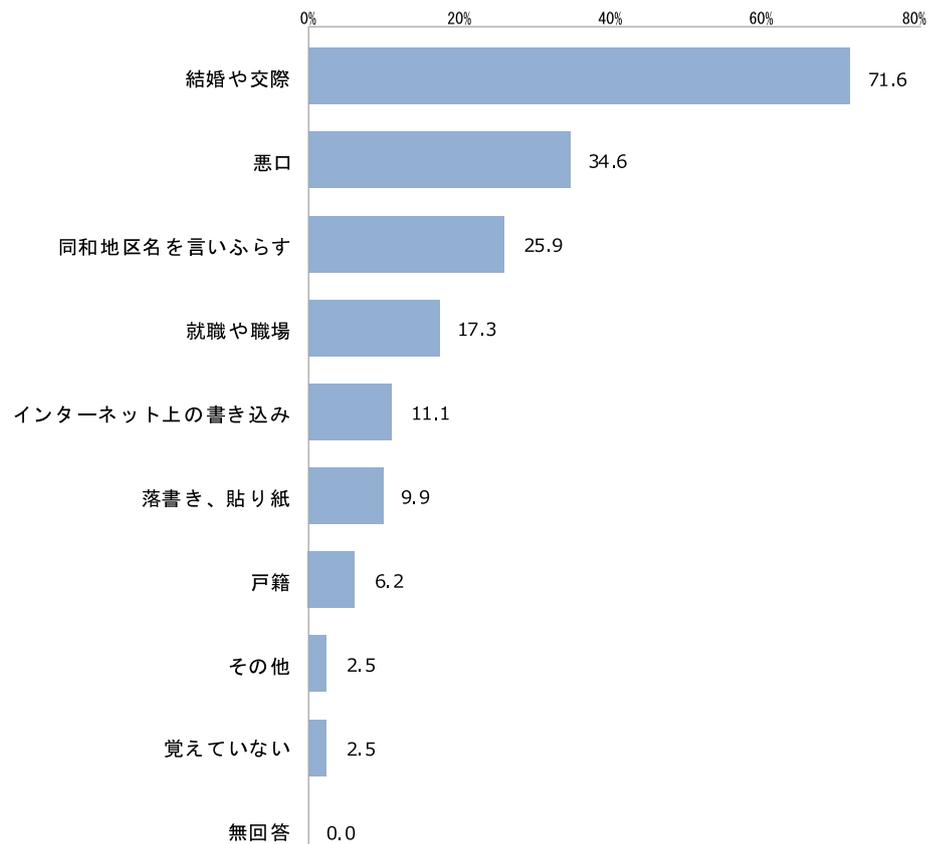


(部落差別を見聞きした状況)

「部落差別を見聞きした状況」では、「結婚や交際」が71.6%と、他の選択肢に比べて非常に多くなっています。普段の生活の中で見聞きする機会は減少していると考えられますが、結婚や交際の際には、人々の意識の中に根深く残った問題が出現していることが伺えます。

2020年 市民意識調査 (n=81) : 複数回答

部落差別を見聞きした状況

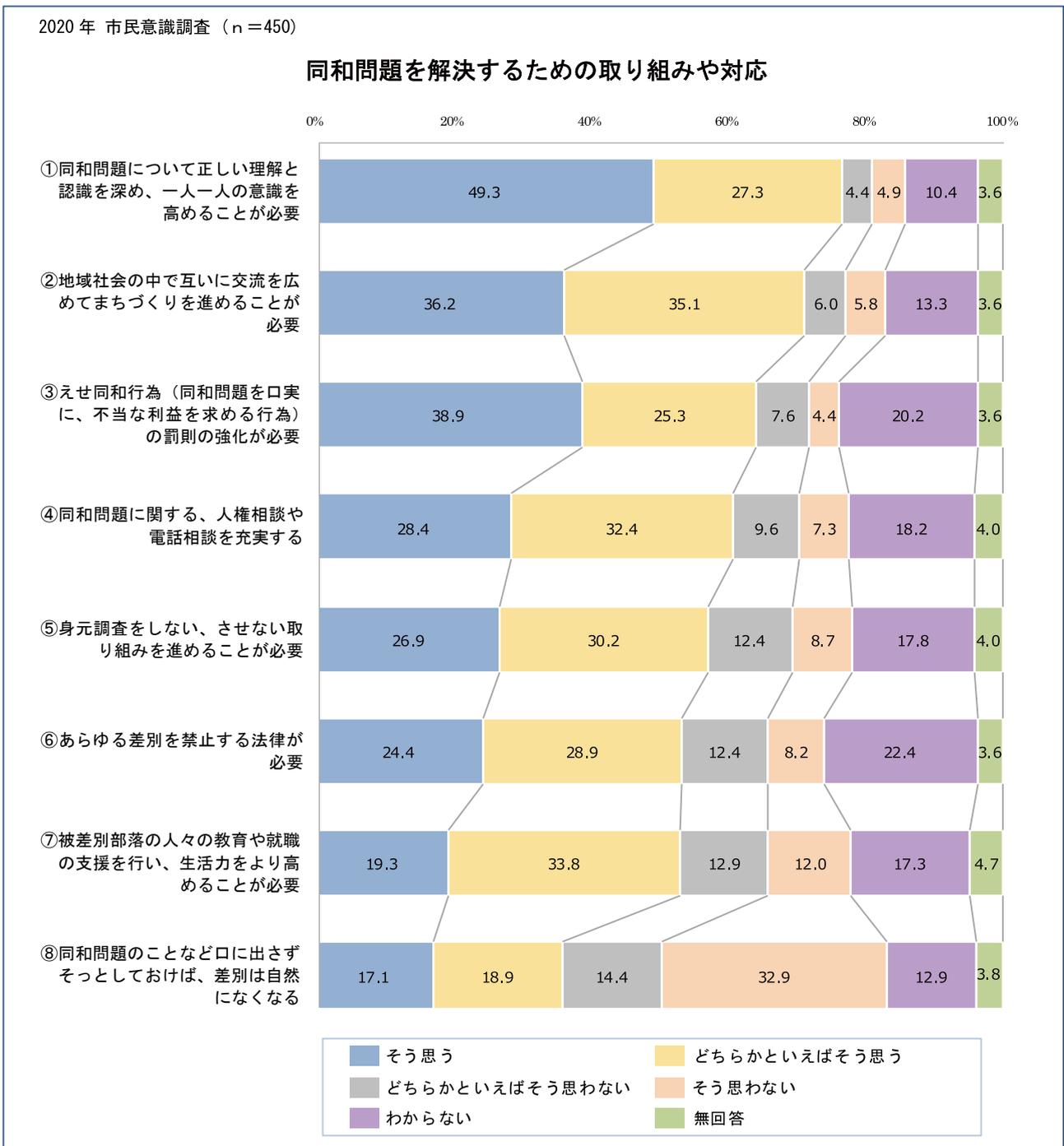


(同和問題を解決するための取り組みや対応)

「同和問題を解決するための取り組みや対応」では、「同和問題について正しい理解と認識を深め、一人一人の意識を高めることが必要」に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』が76.6%と最も多くなっています。

一方で、いわゆる「寝た子を起こすな」論といわれる「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」に対しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』が36.0%ありました。無関心であったり、よく知らなかったりすると、社会の中の差別に気づかないばかりか、自分が差別をした当事者であることさえもわからなくなるおそれがあります。

同和問題は、そっとしておいて解決する問題ではありません。私たち一人一人が同和問題に対する正しい理解と認識を深め、その解決に取り組んでいく必要があります。



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて市民一人一人が同和問題への正しい理解と認識を深めることができるよう啓発を推進します。	人権課
学校における人権教育の充実	「徳島県人権教育推進方針」に基づき、同和問題を人権問題の重要な柱と捉えた人権教育を積極的に推進します。	学校教育課
	児童生徒が、差別は差別する側の問題であることが認識できるよう、部落差別解消に向けての実践行動に結びつく人権学習に取り組みます。 「あわ人権学習ハンドブック」を活用し、生徒が主体的・実践的な学習に取り組むことで、部落差別を解消する実践力を身につけた児童生徒を育成します。	
人権学習会の実施	児童生徒の自立と自己実現を図る「吉野川市人権学習会」を実施し、地域との交流も図りながら、同和問題への正しい知識や自己実現に必要な学力を身につけた児童生徒を育成します。	生涯学習課
保護者への啓発	「PTA人権のつどい」などの人権研修会の開催を通して、園（所）・学校における保護者の同和問題に対する正しい理解と認識を深めます。	生涯学習課
	学校での人権学習の参観授業などを通して、同和問題をはじめとする人権問題について、保護者への啓発に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課
教職員研修の充実	人権教育を進めていくための教職員の資質や実践力の向上をめざし、小・中学校の教職員を対象とした研修の内容を充実させます。	学校教育課 人権課
市職員研修の充実	市職員研修で同和問題についての研修を実施するなど、市職員としての人権感覚を磨き、人権意識を高められるよう、研修内容の充実を図ります。	総務課
地域における学習機会の充実	市民が同和問題をはじめとする人権課題についての理解と認識を深められるよう、人権講座を計画的・継続的に実施します。	人権課
	市民が同和問題についての学習機会を確保できるよう、吉野川市人権教育推進協議会の地域活動などを通して、積極的に啓発を行います。また、人権講師団の講師派遣や人権啓発DVDの貸し出しなど、多くの学習機会を提供するとともに、地域における団体などのリーダーを育成し、効果的・自発的な学習活動が行えるよう取り組みます。	
職域における学習機会の充実	事業所などが実施する研修会に、人権講師団の講師派遣や人権啓発DVDの貸し出しなどを行い、人権教育への取り組みを支援し、啓発を推進します。	人権課
	吉野川安定所管内人権啓発企業連絡会の例会や視察研修などを通して、事業所における人権啓発のリーダーを育成し、啓発を推進します。	
相談・支援体制の充実	相談窓口として人権課に設置している「吉野川市人権センター」の一層の周知を図るとともに、よりきめ細やかな対応ができるよう事例研修などを行い、相談・支援体制を充実させます。	人権課
差別事象の再発防止	身元調査や事業所などにおける不公正採用、インターネットへの差別的書き込みなどの差別事象の早期解決と再発防止に向けて、関係機関・関係団体と連携・協力して取り組みます。	人権課

項目	方向性・取り組み	担当課
隣保館事業の充実	<p>隣保館は、福祉の向上や人権啓発・住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行います。また、地域のニーズに応じた事業を実施し、住民の交流を促進するとともに、広く人権に関する理解を深めるための啓発を行います。</p>	人権課
	<p>隣保館は常に中立公正を旨とし、広く地域住民が利用できるよう運営するとともに、利用者に対して必要な情報の提供を行います。</p>	
えせ同和行為に対する啓発の推進	<p>えせ同和行為に対しては、同和問題を正しく理解することが何よりも重要であり、関係機関との連携を強化し、事業所、団体、市民などへの有効な啓発を推進します。</p>	人権課

2 子ども



子どもの人権を守るために、1989(平成元年)年の国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、子どもの利益を守り健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが国際合意となり、日本においても1994(平成6年)年に批准されました。

しかし、親の養育放棄による乳幼児の衰弱死や、いじめや体罰による児童・生徒の自殺など、近年、子どもを取り巻く環境はますます厳しいものとなっており、マスコミによる事件報道などにより深刻な社会問題として認識されるようになりました。

少子高齢化や核家族化の進行、地域における人のつながりの希薄化などが進む中で、子どもを巡る環境は著しく変化しています。児童虐待が深刻化するほか、インターネットを悪用した犯罪の被害やSNSを介したいじめ、性犯罪の被害など、子どもの健全な成長や安全が脅かされる問題も多く見受けられます。

こうした状況の中、学校や家庭での悩みを誰にも話すことができず、一人で抱え込んでしまう子どもたちも少なくありません。子どもの人権を守るためには、多様化する子どもに関する問題の背景をしっかりと捉え、社会全体が一体となって解決に取り組んでいくことが大切です。

また、2008(平成20年)頃には日本の子どもの貧困問題が認識されるようになり、厚生労働省が発表した2018(平成30年)の国民生活基礎調査においても、子どもの貧困率は14.0%で、7人に1人が相対的貧困の状態にあるとされています。これらの状況を受け、2014(平成26年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るための取り組みが行われているところです。

行政はもとより、家庭、地域、関係機関など様々な社会の担い手が、子どもたち一人一人の人格を尊重し、健やかな成長に向けて支援していくとともに、大人の人権意識の向上のための人権教育・啓発を進めていく必要があります。

(1) 現状と課題

中学生意識調査のいじめに関する調査では、中学校入学後に18.5%の生徒がいじめを見ており、その内、誰かに連絡・相談して解決しようとしたり、その場でやめさせたりした生徒がそれぞれ約30%います。一方で、39.5%の生徒が「見て見ぬふりをした」と答えています。また、いじめは「いじめられる側にも問題があると思うか」という問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』と答えた生徒が31.4%であったことから、いじめはいじめ側の問題であるという認識を定着させるとともに、いじめのない集団づくりと、いじめを解決する実践力を身につけた児童生徒の育成が求められます。

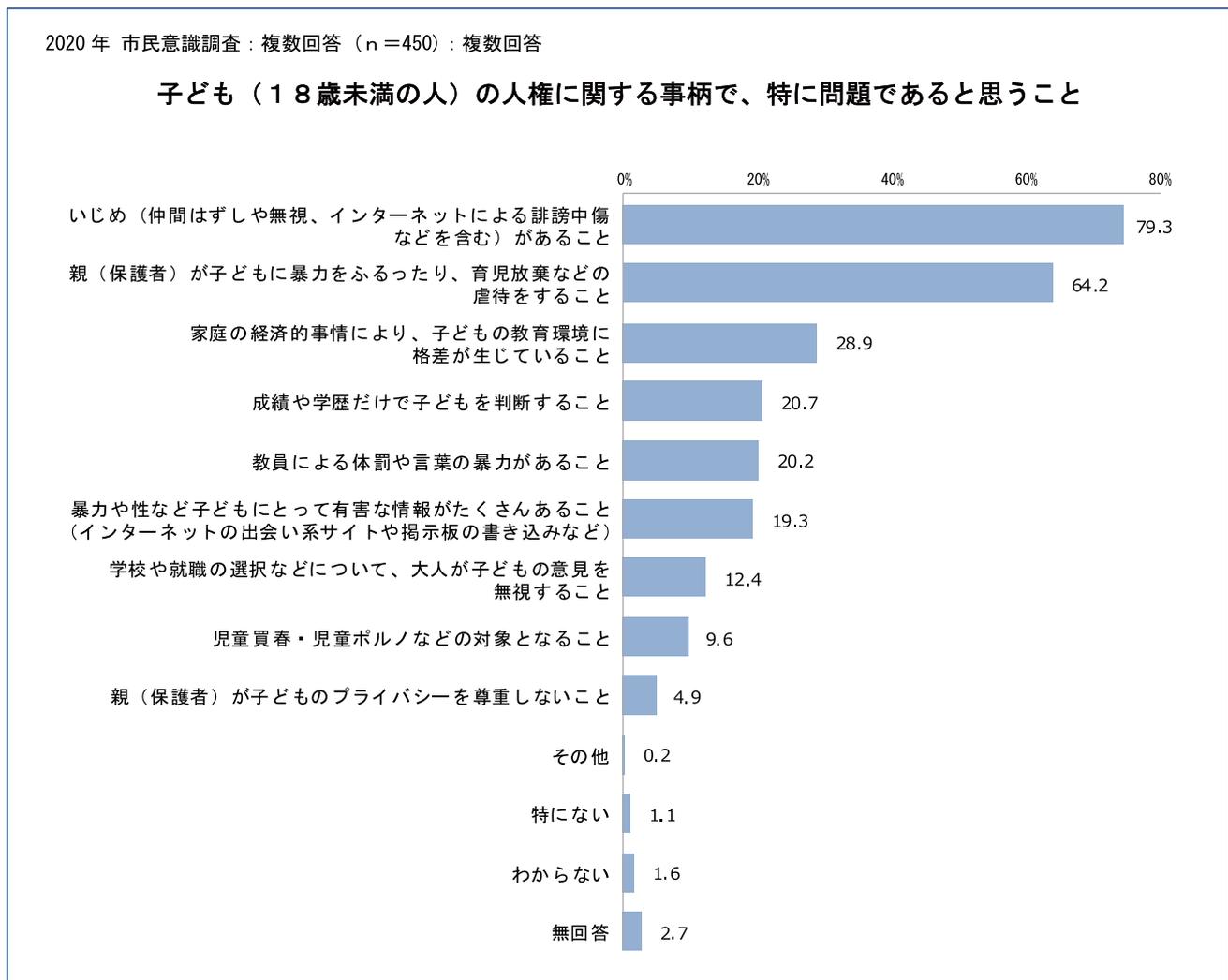
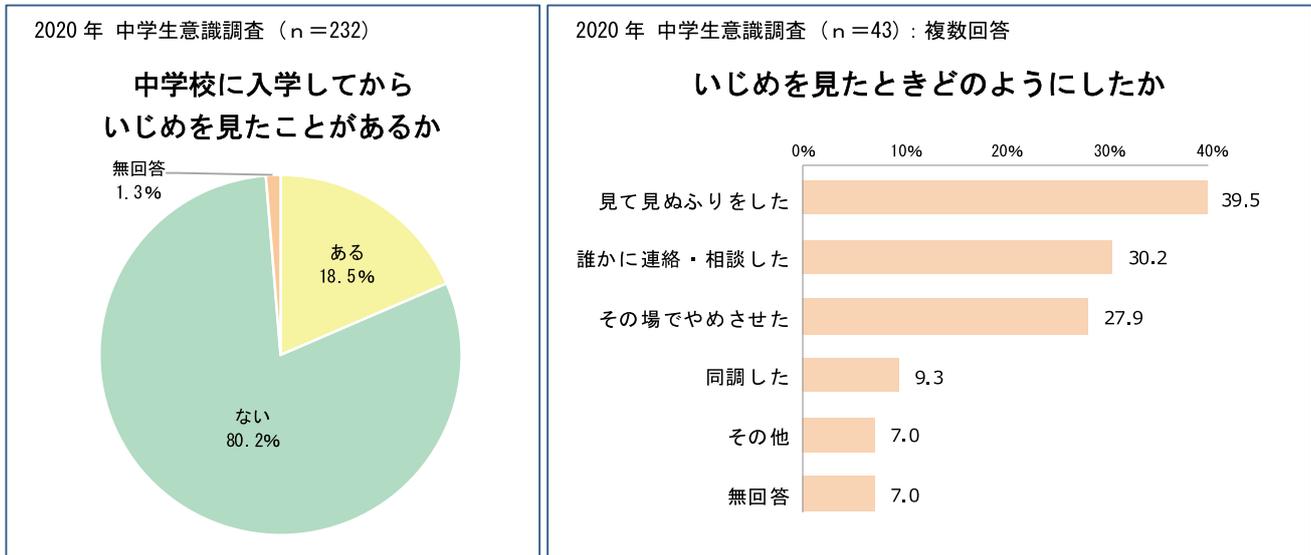
市民意識調査の「子どもの人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと」では、「仲間はずしや無視、インターネットによる誹謗中傷などのいじめ」が79.3%と最も多く、次いで「親から子への暴力や育児放棄などの虐待」が64.2%となっており、近年問題となっているいじめや児童虐待に対する関心が高いことが伺えます。

また、児童虐待における徳島県子ども女性相談センター(児童相談所)への相談件数は、2020(令和2)年度は919件と年々増加傾向にあります。虐待そのものの増加だけでなく、社会的関心の高まりによって虐待の相談・通報件数が増えたことも増加要因の一つとして挙げられています。

一方で、「地域において子どもの虐待のおそれがある場合の対応」では、18.2%が「何か行動を起こしたいが、どうしたらよいかわからない」と回答しており、気軽に相談できる環境づくりや相談機関の充実、積極的な周知が必要となっています。

本市では、2020(令2)年に「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育環境の充実や子どもを支える地域づくり、子どもの貧困対策のための支援の充実など、子どもの健やかな育ちと保護者の子育て支援に取り組んでいます。

今後も、社会全体が一体となって未来を担う子どもたちの人権を尊重し、健やかに成長・発育できる環境を整えるとともに、子どもにかかわる全ての人が子どもの権利についての認識を深めるよう啓発を推進します。



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
啓発活動の推進	子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわる全ての人々が子どもの権利についての認識を深めることができるよう、市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて啓発を推進します。	人権課
母子保健の充実	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、授乳や発育・発達に関する相談・支援、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行います。また、支援が必要となる乳幼児の早期発見と、必要に応じて関係機関と連携して適切な対応を行います。	健康推進課
保育環境の充実	保護者の就労状況に配慮した環境づくりを行うため、放課後児童クラブ事業における支援員の資質向上や、ファミリー・サポート・センター事業の実施など、男女共同参画社会に対応できる環境整備を推進します。	子育て支援課
虐待防止への取り組み	「児童虐待防止推進月間」(11月)に「ストップ!児童虐待」作品展の実施や園(所)・学校へのポスター配布など、広報活動を強化し、虐待の予防と早期発見に取り組みます。	子ども相談室
	養育支援訪問を行う保健師と連携して、支援が必要な家庭を早期に発見し、訪問・指導や家庭相談員による対応を通して、虐待防止を推進します。	
	児童虐待を未然に防ぐため、要保護児童対策地域協議会を中心として、福祉・保健・医療・教育などの関係機関と情報共有を図り、虐待防止を推進します。	
	虐待の早期発見・早期対応が行えるよう体制の充実を図るとともに、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな支援に取り組みます。	
子どもの貧困対策	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策の推進に取り組みます。	子ども相談室
いじめ問題への取り組み	「吉野川市いじめ防止基本方針」に基づいた対策を総合的に推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう相談・指導体制を強化し、学校・家庭・地域・関係機関などが連携した取り組みをより一層充実させます。	関係各課
	小・中学生を対象に、いじめ問題に関する実態調査を定期的実施し、早期発見と解決に向けて積極的に取り組みます。	学校教育課
相談・支援体制の充実	子どもの日常生活や学校生活における様々な悩み、困りごとなどに対し、適切な助言や必要な支援につなげることができるよう、保育、保健、福祉、医療、教育などの関係機関との連携をより一層強化します。	子ども相談室
	1歳6か月児健診や3歳児健診後に、専門家による子どもの成長・発達に応じた相談を実施し、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援を行います。	健康推進課
	各小学校にスクールカウンセラーを巡回配置し、不登校・いじめ・子育てなどの悩みや不安解消のための相談事業を実施して児童生徒や保護者、教職員の相談に応じ、心のケアに努めます。	学校教育課
	ヤングケアラー*やその家族が必要な支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、相談・支援体制を充実させます。	人権課 子ども相談室
心を育てる教育	人権の花運動を通じて、児童が互いに協力し花を育てることで、協力や感謝することの大切さを学ぶとともに、命の大切さや思いやりの心を育みます。	人権課

*ヤングケアラー: 家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。子どもの健やかな成長や子どもの権利が阻害されるおそれがあり、ネグレクト(養育放棄)や心理的虐待に至っている場合がある。

3 女性



女性の人権尊重・地位向上をめざした国際的な動きは、1975(昭50)年の「国際婦人年」に始まり、その翌年から続いた「国連婦人の10年」は、男女平等社会の形成に向けて画期的な役割を果たしました。特に、1979(昭54)年に国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」は、固定化された性別役割分担を見直し、事実上の男女平等を達成しようとするものです。1995(平7)年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」では、「女性に対する暴力」「女性の人権」「意思決定過程への女性の参画」など、男女平等の達成に向けて各国が取り組むべき重要課題を定めています。

こうした世界の動きを受け、日本では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000(平12)年には、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、雇用の分野においては「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」など、女性への暴力防止に向けては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」など、男女共同参画や女性への暴力の根絶に向けた環境づくりが進められています。

しかしながら、女性に対する暴力や性別による固定的な役割分担意識、これに基づく慣習が依然として存在するなど、なお多くの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

世界経済フォーラムが2021(令3)年3月に発表した各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、日本は156か国中120位であり、諸外国と比べて低い結果となっていることから、引き続き、総合的かつ計画的な施策の推進が求められます。

女性の人権問題解決には、女性だけでなく、男性の意識改革と理解の推進が不可欠です。併せて、男女共同参画社会を実現するためには、男女ともに人権尊重の意識高揚を促す教育・啓発の推進が必要です。

(1) 現状と課題

市民意識調査から、依然として人々の意識や社会習慣の中に、「男だから、女だから」といった固定的な性別役割分担意識や、ジェンダーに基づく偏見や不平等が強く残っていることが伺えます。また、「職場における待遇の違い」を問題として考えている人も多く、女性の人権については、職場での労働条件や待遇に問題があると感じている人が多いことが分かります。女性が社会において不当な扱いを受けることなく、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野で個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

また、配偶者や恋人からDVを受けたことがある人の内、「大声で怒鳴られる」が17.6%と最も多く、次いで「何を言っても無視され続ける」(9.2%)、『「誰のおかげで生活できるんだ」』『「かいしようなし」』と言われる」(8.0%)となっています。男女別の割合では、いずれも女性の方が「何度もあった」「1、2度あった」の割合が多く、この内「相談しようと思わなかった」と回答した人が36.5%、「どこに相談したらよいのか分からなかった」が14.9%となっており、相談体制の整備や相談機関の周知など、女性をDVから守るためのさらなる取り組みや支援が求められています。また、「相談したかったが、しなかった」「相談しようと思わなかった」と回答した人の理由には、

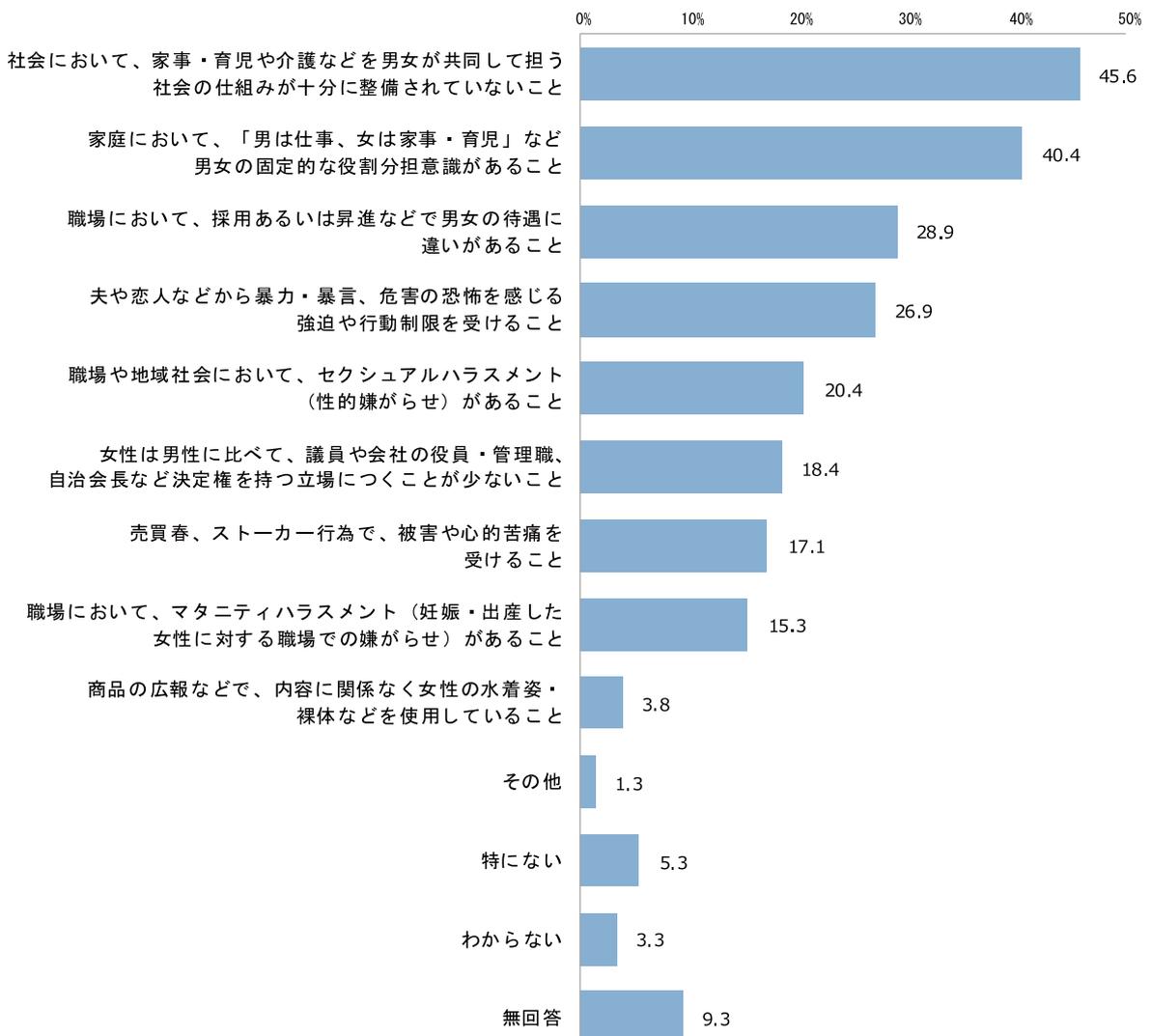
「自分が我慢すればいいと思ったから」「自分に非があるから」「相談することが恥ずかしい」などがあり、DVは人に相談しにくいとため発見が難しく、支援につながりにくいといった課題も見えてきました。

本市では、2007(平 19)年に男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的として「吉野川市男女共同参画推進条例」を制定し、これに基づき 2008(平 20)年に「吉野川市男女共同参画基本計画」を策定しました。2019(平 31)年には、これまでの計画の基本理念を引き継いだ「吉野川市第3次男女共同参画基本計画」を策定し、「ともに認め合う社会づくり」「誰もがいきいきと活躍できる社会づくり」「誰もが安心して健やかに暮らせる社会づくり」を基本目標に定め、男女共同参画のさらなる浸透と総合的・計画的な取り組みを推進しています。

社会の様々な分野に依然として残る男女格差の解消のため、学校教育のみならず、家庭や地域など、引き続き様々な機会を通じて啓発し、しきたりや習慣の見直しなどの意識改革を図ります。また、女性が安心して働き続けられる職場環境の整備や、男女がともに家庭での責任を果たし、充実した生活を送れるようワーク・ライフ・バランス（家庭生活と仕事の両立）の推進に努めるとともに、DV被害者が相談機関につながるよう相談体制や相談窓口の周知を図り、DV防止のためのさらなる啓発に取り組みます。

2020年 市民意識調査 (n=450) : 複数回答

女性の人権に関する事柄で、特に問題であること



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて男女平等と共同参画の意識づくりを推進します。	人権課
相談・支援体制の充実	関係機関との連携を強化し、DV被害者に対する相談体制や相談窓口の整備を図るとともに、DV被害者の状況に応じた、きめ細かな保護・自立支援の充実などDV対策を推進します。	人権課 子ども相談室
学校教育の充実	児童生徒に対し、早い時期から男女共同参画意識の醸成を図り、互いに認め合い尊重し合う視点を重視した学習に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課
男女共同参画施策の推進	「吉野川市男女共同参画基本計画」の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施することにより、社会の様々な分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。	人権課
男女共同参画と健康・医療	思春期、妊娠・出産期、更年期などのライフステージに応じた女性の健康や医療をめぐる様々な問題に関する相談体制の充実を図るほか、生涯にわたる男女の健康づくりを推進するための啓発活動や学習機会のさらなる充実に取り組みます。	健康推進課
あらゆる場における男女平等と共同参画の意識づくり	自治会、婦人会、老人会、PTAなど、地域での様々な活動の場において、社会通念やしきたり・慣習にとらわれず、男女が個性と能力を十分に発揮し協力して進めることができるよう、より一層啓発に努めます。	関係各課
政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	多様な人材の能力や視点の導入を図るため、各種審議会などへの女性の参画を推進するとともに、地域活動においても政策・方針決定過程への男女共同参画の推進に努めます。	全庁
ワーク・ライフ・バランスの環境づくり	仕事と生活の調和が、社会経済の活性化や個人生活の充実につながるという社会的気運が醸成されるよう、研修会や講座の開催などを通して啓発を行います。	人権課
	子育てにかかわる心理的・経済的な負担の軽減や仕事との両立支援を図るため、子育て支援体制の充実や子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを推進します。	人権課 子育て支援課
男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	女性の視点を取り入れた地域の自主防災活動の普及・啓発に努めるとともに、地域防災力の向上をめざし、女性の積極的な参画を推進します。	防災対策課
	男女双方の視点を考慮した「吉野川市地域防災計画」において、性差や性的マイノリティに配慮した避難所運営など、多様なニーズに対応できる防災対策に取り組み、防災分野における男女共同参画を推進します。	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発促進	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)*についての啓発を促進します。	人権課

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：1994(平6)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。個人、特に女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことが含まれている。

4 障がいのある人



国連は2006(平18)年12月13日、「障害者権利条約」を採択しました。同条約は、障がいのある人もない人も同じように、好きな場所で暮らし、行きたいところに行けるといった“当たり前”の権利と自由を認め、社会の一員として尊厳をもって生活することを目的としています。そのために何が必要か、どういう考えでのぞむべきかが示されています。そして、条約では、障がいをその当事者個人の心身の問題とする「医学モデル」ではなく、社会との関係で考える「社会モデル」として捉えているということが重要なポイントです。

日本は、2014(平26)年に、140番目の締結国となりました。締結までに8年かかったのは、2006(平18)年当時、日本の障がいのある人に関する国内法は、条約の精神とはほど遠く、この間、国内法を条約に沿ったものにするための整備が行われていたからです。日本では、2006(平18)年に「障害者自立支援法」、2013(平25)年には同法を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されました。また、2006(平18)年には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が施行され、障がいのある人が、安心して生活できる環境整備を図る、バリアフリー化に向けた施策が総合的に推進されています。さらに、2011(平23)年に改正された「障害者基本法」では、「障がいは障がい者の問題ではなく、社会との関係から生じるもの」と規定しています。そのため、社会的障壁(日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念など)の除去を進めることで、共に生きる社会づくりに向けた環境整備を進めるとともに、精神障がい、重症心身障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなどの障がいに応じた支援体制の充実を図り、きめ細かく対応していくことが求められています。また、2012(平24)年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されたことを受け、障がいのある人への虐待防止に向けた取り組みの充実が必要となっています。

そして、2016(平28)年4月1日には「障害者差別解消法」が施行され、国や地方自治体、事業者などに対し、障がいのある人に対する差別をなくすための具体的な対応を求めるとともに、同年には雇用の分野における合理的配慮の提供義務や、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を盛り込んだ改正「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が施行されました。さらに、2021(令3)年には「障害者差別解消法」が改正され、合理的配慮の提供がこれまでの国や地方公共団体と同様に、民間事業者にも義務づけられることになりました。

障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現していくためには、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、わたしたちの社会には障がいや障がいのある人に対する誤解や偏見などの「心の壁」が存在することも事実です。全ての人から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るためには、啓発・広報活動の充実を図るとともに、全ての人がかげがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなくともに支えあい、一人一人が生きる喜びを感じることができるような、幼少期からの交流やふれあいの場を充実させていくことが重要です。

(1) 現状と課題

市民意識調査において、個別人権課題の中で最も関心が高いのは「いじめ・子どもへの虐待」(91.5%)で、次いで「障がいのある人への差別」(83.6%)となっています。また、「障がいのある人の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと」では、「障がいのある人に関する理解や

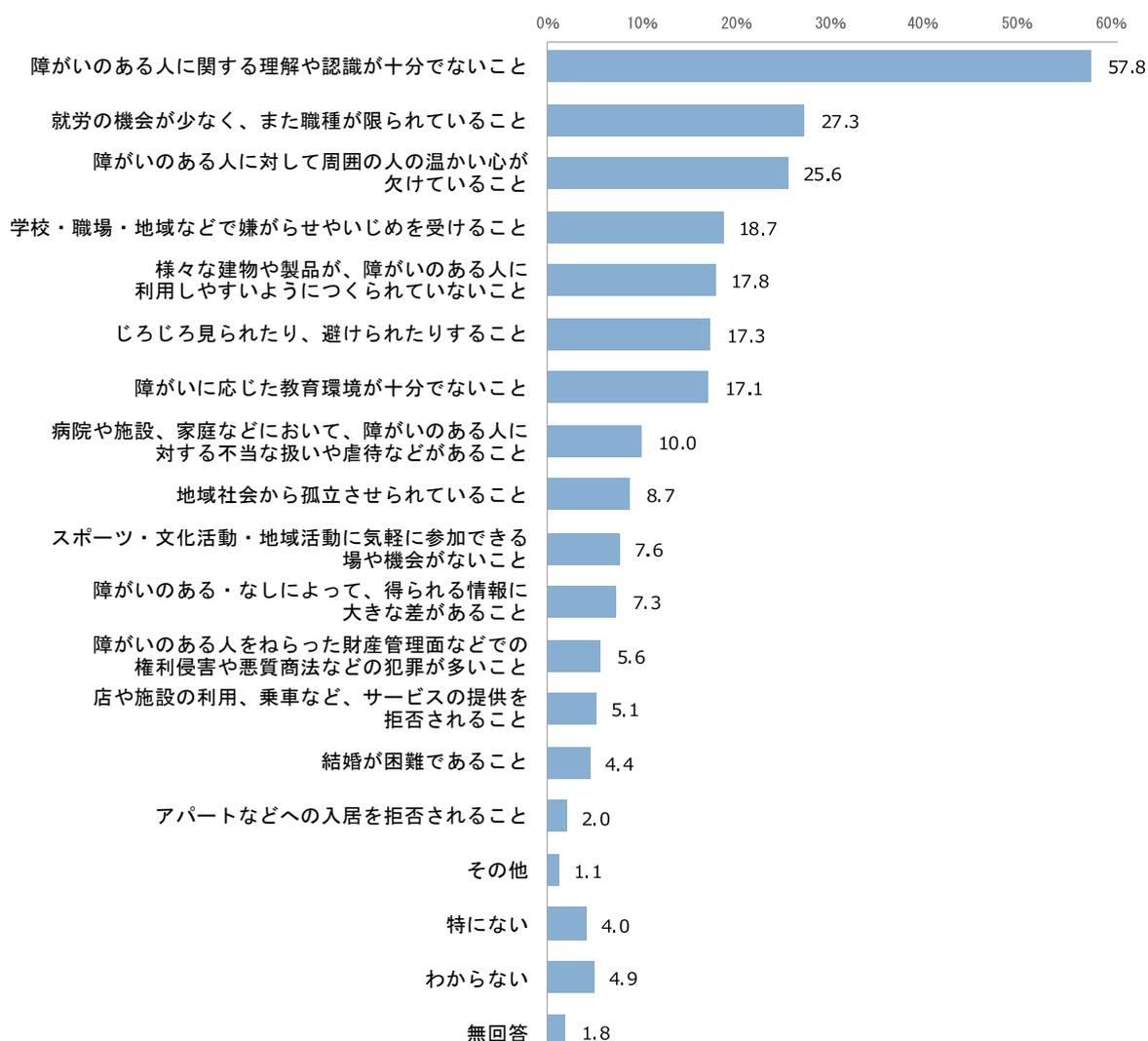
認識が十分でないこと」(57.8%)、「就労に関すること」(27.3%)、「周囲の人の温かい心が欠けている」(25.6%)と続いています。これらのことから、心のバリアフリーの達成に向けて、体験的な学びを取り入れた人権教育や合理的配慮についての啓発を推進する必要があります。

本市では、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するため、2021(令3)年度に「吉野川市第3次障がい者計画」「吉野川市第6期障がい福祉計画」「吉野川市第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が地域の中で人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支えあい、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組んでいます。

障がいのある人の社会参加を妨げる障壁には、建物や道路、交通機関などの物理的な障壁、制度や習慣などの障壁、情報の障壁、心ない言葉や偏見、差別、無関心といった人々の意識にかかわる障壁などがあります。こうした障壁を取り除き、障がいのある人が日常生活や社会生活において制限を受けることなく、一人一人がその能力を最大限発揮できるよう配慮していきます。また、事業所や関係機関、行政がより緊密な連携を図り、ライフステージの全ての段階において、当事者自らが選択・決定することができ、自立した生活を送るために必要となるサービスや支援を推進します。

2020年 市民意識調査 (n=450) : 複数回答

障がいのある人の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やインターネットなどを利用した啓発・広報活動、ポスターやチラシの配付、講演会など実施時のパネル展示など、様々な機会を通じて、障がいのある人の人権について広く市民への啓発を推進します。	人権課
	「障がい者週間」(12月3日～12月9日)、「障がい者雇用支援月間」(9月)の周知及び啓発・広報活動に取り組みます。	社会福祉課
	社会福祉協議会や身体・知的障がい者相談員、民生委員・児童委員、ボランティアなどと連携し、障がいに関することや障がいのある人についての正しい認識を深めるための啓発・広報活動を推進します。	
相談・支援体制の充実	社会福祉協議会、保健所など関係機関・関係団体との連携を強化し、相談・情報提供からサービスの提供までを一貫して相談・支援に応じる障がい者相談・支援体制を推進します。	社会福祉課
障がい児療育サービスの充実	障がいのある子どもを検査などで早期発見し、支援体制を整えます。また、関係機関と連携を図り、早期療養体制の充実と長期的なフォロー体制の整備に取り組みます。	子育て支援課 社会福祉課
インクルーシブ教育の推進	障がいのある児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズなどに応じて、行政、学校、本人・保護者間で合意形成を図り、インクルーシブ教育のさらなる推進に取り組みます。	学校教育課
障がい理解教育の推進	特別支援教育コーディネーターを中心に、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の個別指導計画を作成し、保護者と共通理解を図りながら適切な教育及び必要な支援を行います。	学校教育課
	中学生を対象に、社会福祉や障がいなどに関する学習機会を設け、社会福祉や障がいのある人への理解と関心を高めるとともに、体験的な学習を通して、行動に結びつく実践力を養います。	
交流の促進	障がいのある人同士、障がいのある人とない人との交流を深めるための多様な交流機会の確保に努めます。	社会福祉課
虐待防止への取り組み	虐待に対する相談支援体制の充実、虐待対応窓口の充実を図るとともに、障がいのある人に対する虐待通報などの受けつけや、虐待を受けた場合の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを推進します。	社会福祉課
障がい者雇用の促進・支援	ハローワークなどと連携し、障がいのある人への就労支援・相談、事業者へ障がいのある人の求職情報の提供などを行うとともに、事業所などの障がいへの理解と雇用促進、支援制度の周知を図ります。	社会福祉課
	関係機関と連携して事業者と障がいのある人との就職マッチングフェアを開催し、障がいのある人の就職機会や社会進出の創出に取り組みます。	商工観光課
	市役所などの公的機関において、障がいのある人の雇用を促進します。また、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備に取り組みます。	総務課

項目	方向性・取り組み	担当課
行政サービスにおける配慮	視覚や聴覚に障がいのある人への情報保障をするため、人権啓発用チラシへの音声コードの添付、講演会時の手話通訳者の配置、見やすい広報誌づくりなどにより、一人一人に配慮した情報提供を行います。	関係各課
福祉のまちづくりの推進	公共施設などのバリアフリー化、新設の際に計画段階からのユニバーサルデザイン化を推進し、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう整備に努めます。	関係各課
	制度的な障壁、心理的な障壁、文化・情報面の障壁があることを啓発し、誰もが当たり前の生活ができるノーマライゼーションの考え方のもとに、人に優しいまちづくりを推進します。	人権課 社会福祉課
成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、障がいがあり意思決定の困難な人が、財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度の利用支援を行います。	社会福祉課
防災・防犯対策の推進	避難行動要支援者名簿を整備し、自主防災組織などの関係団体と連携することで、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりに取り組みます。	社会福祉課 防災対策課
	多様化する犯罪に備え、引き続き警察や各種団体と連携し、地域の防犯対策を推進します。	防災対策課 生活あんしん課 関係各課

5 高齢者



日本は現在、「超高齢社会」と呼ばれるほど高齢者人口が増加しており、出生率の低下や平均寿命の伸びに伴い、世界に類のない早さで高齢化が進んでいます。

こうした状況の中、家族形態の多様化によるひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、老老介護、介護の長期化に伴う介護疲れなどによる高齢者虐待、認知症高齢者の増加への対応など、様々な課題があります。また、高齢者を標的とした詐欺や悪質商法などのトラブルの増加や、引きこもりの子どもを年金などの限られた収入で養っている親が、自身に医療や介護が必要となったときに経済的に困窮し、孤立死や無理心中、年金の不正受給などの痛ましい事件に発展してしまう「8050問題」など、高齢者に関する様々な問題が複雑化・複合化しています。

高齢者の介護を社会全体で支え合うことを目的として2000(平12)年に「介護保険法」が施行され、介護が必要な高齢者と介護者家族の生活を支える仕組みとして定着しています。また、2006(平18)年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の施行、民法や成年後見制度の改正など、高齢者の生命と財産をはじめとした様々な権利を保護し、尊厳を保持するとともに、介護にあたる家族も含めた包括的な支援が行われるようになってきました。

仕事や社会参加への意欲を持つ高齢者が、これまで培った豊富な知識と経験を生かして社会参加できる機会の確保や他世代との交流を進め、行政、市民、事業者などと連携・協働して地域全体で支え合うとともに、高齢者自らが社会の発展に寄与できるような活躍を推進することが重要です。高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその人らしい生き方が尊重され、安心して生活していくことができるような体制づくりが求められています。

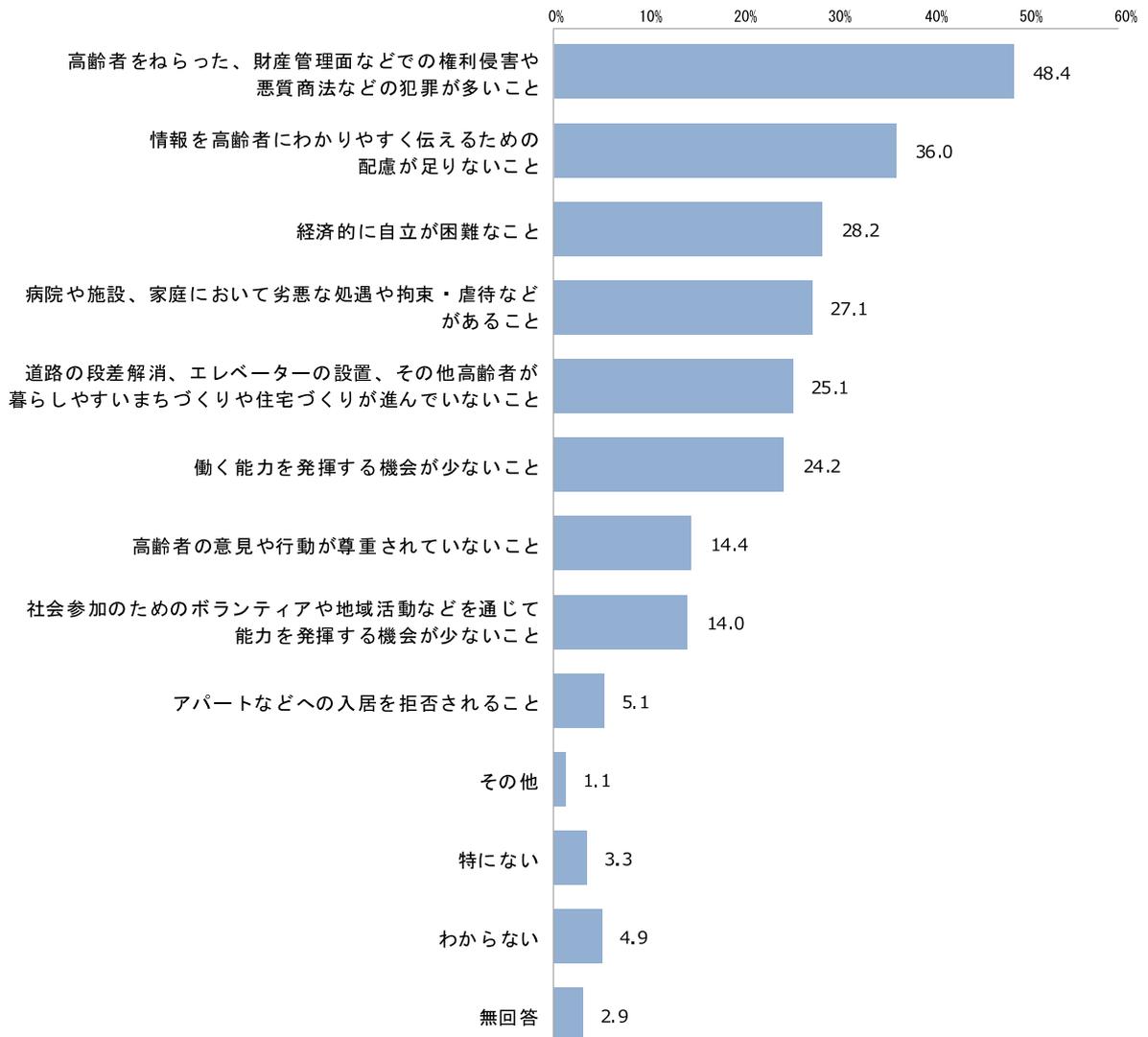
(1) 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進展により、本市の2020(令2)年度末現在の高齢化率は37%を超え、今後も高齢化が一層進むと推計されており、2025(令7)年の高齢化率は39.2%、2040(令22)年には43.9%と予測されています。

市民意識調査の「高齢者の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと」では、「高齢者をねらった、財産管理面などでの権利侵害や悪質商法などの犯罪が多いこと」が48.4%と最も多く、次いで「情報を高齢者にわかりやすく伝えるための配慮が足りないこと」(36.0%)、「経済的に自立が困難なこと」(28.2%)となっており、高齢者の生活を地域が一体となって見守る取り組みが必要とされています。また、高齢者の人権を守るために必要なことについては、「高齢者のための保健、医療、福祉サービスを充実する」が43.6%と最も多く、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう保健、医療、福祉サービスの総合的な推進が求められます。

このような状況を踏まえ、本市では、2021(令3)年に「第8期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、『住み慣れた地域で支えあい、自分らしい生活が送れるまちづくり(地域包括ケアシステムの深化・推進)』を基本理念とし、年齢や障がいの有無などにかかわらず、健康づくりに関する意識の向上を図るとともに、地域・社会活動、健康増進や介護予防の活動など、地域や社会に参加して人とかわりを持ちながら、いつまでも生きがいをもって元気に活躍できる生涯現役社会の推進に取り組んでいきます。

高齢者の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて高齢者の人権について広く市民への啓発を推進します。	人権課
福祉教育の推進	中学生を対象に、社会福祉や介護などに関する学習機会を設け、社会福祉や介護への理解と関心を高めるとともに、世代間交流や豊かな人間性の育成に取り組みます。	学校教育課
虐待防止への取り組み	高齢者虐待の防止、迅速かつ適切な保護及び支援を行うため、関係機関・関係団体との連携を強化し、民間団体の支援を行うなど、必要な体制の整備に取り組みます。	長寿いきがい課
地域包括支援センター運営事業	高齢者などが住み慣れた地域でいつまでも安心した生活を送ることができるように、包括的・継続的な支援を行うことを目的として、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、認知症サポーター養成などを関係機関と連携して一体的に行います。	長寿いきがい課
高齢者見守りネットワークの推進	支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行うため、高齢者見守りネットワーク事業を実施し、地域全体で高齢者を見守る体制の整備に取り組みます。	長寿いきがい課
	ひとり暮らしの高齢者や後期高齢者のみの世帯などに対して、実態把握調査や、避難行動要支援者名簿への登録などを行います。	社会福祉課
地域介護予防活動支援事業	介護予防サポーターや認知症サポーターの養成、介護予防教室の開催などを通じて、認知症に対する理解の促進や予防、早期発見のための知識の普及に取り組みます。	長寿いきがい課
高齢者支援体制の充実	介護保険認定者に対して必要な介護サービスが適切に提供されるよう、関係者に対する研修及び支援を行います。	長寿いきがい課
成年後見制度の啓発促進	成年後見制度の利用について、広報などを活用し広く市民に周知します。また、制度の利用が必要と思われる高齢者に対して、助言及び申立に係る審判の請求手続きやその経費についての助成を行い、高齢者の権利擁護に取り組みます。	長寿いきがい課
社会活動への参画促進	高齢者が豊富な知識や経験を生かし、社会参加や生きがいづくりの促進を図れるよう、老人クラブの自主的運営を支援します。また、主体的な活動をさらに促進するため、リーダーの育成に取り組みます。	長寿いきがい課



国際化の進展に伴い、わが国で生活する外国人は年々増加しており、その国籍や言語も多様化しています。異文化との出会いは日常的なものとなり、学校や地域、職場で外国人と接する機会も多くなってきました。異なる文化が共存することは、社会に様々な価値観をもたらし、より豊かな未来を築くことにつながりますが、その一方で、言語や宗教、文化の違いが外国人と日本人の間に摩擦をもたらし、外国人の人権が侵害される問題が発生しています。また、日本で生まれ育った外国籍の人々についても、住居や就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題が存在しています。

世界においては、近年、黒人に対する人種差別が問題視されており、「Black Lives Matter (黒人の命は大切)」を掲げた抗議の波が各地で起こりました。人種差別は世界においても根強く残っており、解決に向けて世界全体で取り組んでいかなければならない課題の1つとなっています。

こうした状況の中、日本では2016(平28)年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、本邦外出身者やその子孫に対する差別的言動の解消に向けた取り組みが進められています。しかし、インターネットの書き込みなどを通して、未だ不当な差別的言動が飛び交っているのが現状です。

地域に滞在する外国人は今後ますます増加するものと考えられ、異なる国籍・文化的背景をもつ人々が多様な文化や習慣、価値観などを認め合いながら、同じ地域の一員として互いに尊敬し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。

日本人と外国人がともに暮らしやすい地域社会を形成するためには、言語や文化、習慣の違いについて相互理解を育む国際理解教育を促進するほか、学校、家庭、地域、職場が連携・協力し、生活や雇用などの様々な場面で、外国にルーツをもつ人々が差別を被ることのないよう情報の提供や相談体制の仕組みの充実も必要とされています。

(1) 現状と課題

市民意識調査の「外国人の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと」では、「外国人の生活習慣や文化への理解や認識が十分でないこと」が52.9%と全体の過半数を占めており、国際理解や地域との交流が必要とされていることが伺えます。次いで「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」が35.3%となっており、事業所における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労防止のための啓発を行い、人権意識の向上を図る必要があります。また、外国人が気軽に相談することができる、外国人労働者の相談窓口の整備なども重要となります。

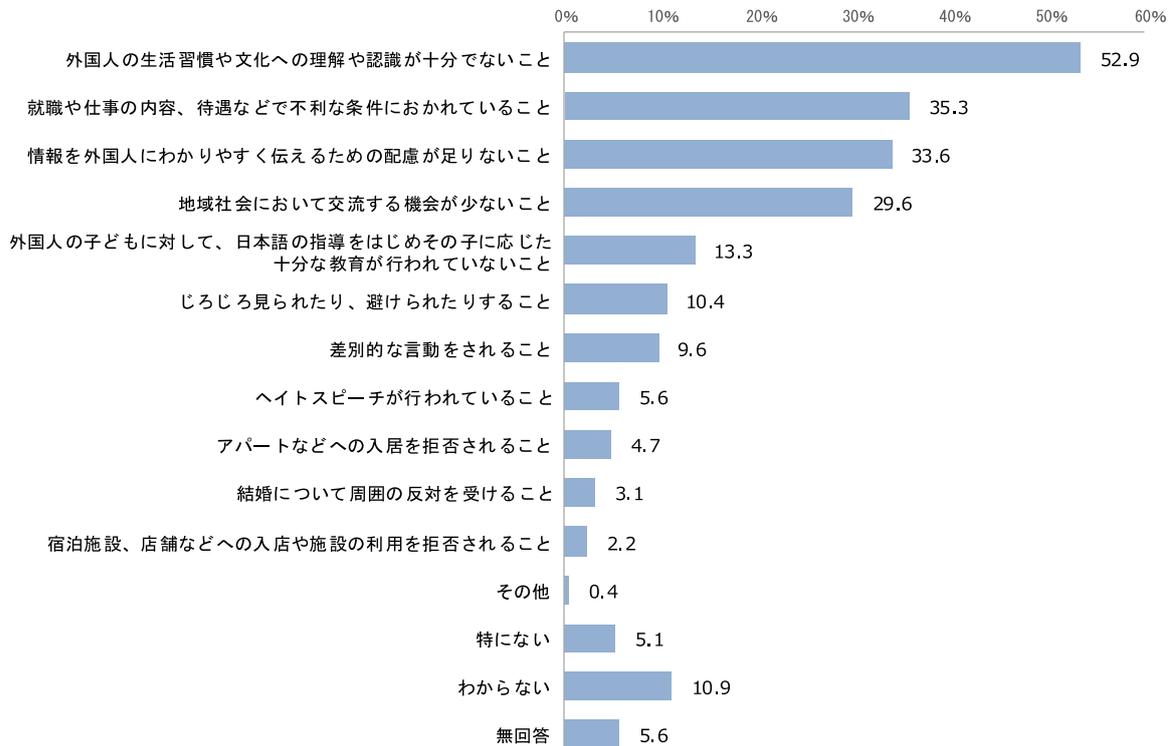
本市では、外国人講師による講演会の開催、学校において外国語指導助手(ALT)との交流や国際理解につながる学習の場を設けるなど、外国人への理解を深めるための取り組みを積極的に推進しています。今後も、様々な外国人との交流を通して、相互理解の促進に努めます。

また、「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、法務局などと連携し、その解消に向けて取り組んでいきます。

少子高齢化や労働人口の減少が進む中、今後、外国人労働者のさらなる増加が見込まれます。外国人が安心して生活することができる環境を整え、日本人と外国人がともに地域社会の一員として安心して暮らしていくことができる共生社会の実現をめざします。

2020年 市民意識調査（n=450）：複数回答

外国人の人権に関する事柄で、特に問題であると思うこと



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、外国人講師による講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて外国人の人権についての理解と認識を深めるよう、広く市民への啓発を推進します。	人権課
	ホームステイ・ホームビジットボランティア制度を活用した外国人のホームステイなどの受け入れや、市内在住の外国人と市民との交流を目的としたイベントの開催など、吉野川市国際交流協会が実施する事業を支援し、国際理解の普及促進に取り組みます。	生涯学習課
国際理解教育の推進	学校教育において、外国人への理解や配慮の意識を育成し、互いの個性を認め合える学習を推進します。	学校教育課
	児童生徒が外国語指導助手（ALT）との交流や国際理解につながる学習を通して、異文化に対する理解を深めます。	
外国人が安心して暮らせる社会づくりの推進	外国人の園児・児童生徒・保護者に対して、必要に応じたサポートやサービスを提供します。	学校教育課 子育て支援課
	市内在住または訪問する外国人に対する通訳ボランティア活動や外国にルーツを持つ児童生徒に対する日本語支援、地域で暮らす外国人への日本語教室などの吉野川市国際交流協会が実施する事業を支援し、外国人が地域のことを理解して楽しく生活できるよう支援します。	生涯学習課
	公共施設の表示やサイン標識などの多言語化に努め、分かりやすく、親しみやすいまちづくりの促進を図ります。	関係各課

7 感染症患者等



【ハンセン病患者、元患者等】

ハンセン病は、らい菌による感染症で、感染力は極めて弱く、現在では治療法も確立され完全に治る病気です。しかしながら、日本は1907(明40)年の「癩(らい) 予防ニ関スル件」以降、ハンセン病患者に施設入所を強制する隔離政策を長く続けてきました。1996(平8)年になってようやく「らい予防法」が廃止され、強制隔離政策は終結しました。この90年に及ぶ強制隔離政策の下で、ハンセン病患者に対してなされた人権侵害は他に類例を見ないほどに深刻なもので、社会に残る偏見や差別のため隔離されたままに高齢を迎えざるを得なかったことから、病気が完治しているにもかかわらず、元患者の多くがハンセン病療養所に入所したまま故郷に帰れずにいます。こうして、国がハンセン病を強制隔離の必要な恐ろしい伝染病であるとして施策を推し進めたことは、国民に強い偏見を植えつけ、元患者だけでなくその家族も偏見や差別の対象とされてきました。

1998(平10)年、ハンセン病療養所入所者ら13人が国を相手取り、人間としての尊厳の回復を求めた「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が、熊本地方裁判所に提訴されました。判決は、「隔離の必要性について、1953(昭28)年の「らい予防法」は、ハンセン病予防上の必要を超えて過度な人権の制限を課すものであり、その違憲性は明白である」として、国による加害責任を認めました。2001(平13)年、国は控訴を断念し、原告の勝訴が確定しました。

その後、2009(平21)年に、ハンセン病問題の解決促進を目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行され、取り組みが進められています。

また、2016(平28)年には、元患者の家族が国に対し、隔離政策による偏見や差別の被害などに対する損害賠償を求め、熊本地裁にハンセン病家族国家賠償請求訴訟を提訴しました。熊本地裁は、多数の原告の証言などを通じて、元患者の家族も、学校や職場、地域社会、結婚、親類関係など人生の多くの場面で社会的差別を受けてきたこと、更には患者本人との家族関係の形成が阻害されたことを認定し、2019(令元)年に国の責任を認める判決を下しました。この裁判において原告は568人でしたが、その内、氏名と顔を公表している人はわずか5人でした。このことから、今なお存在する偏見や差別を恐れ、元患者の家族であることを隠さざるを得ない苦しみが続いていることが分かります。国は、熊本地裁が下した判決に対し、控訴を行わないこととし、元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化などに取り組むことが示されました。

【H I V感染者等】

H I Vの感染力は弱く感染経路が限られているので、正しい知識を持って予防ができれば、日常生活では感染することはなく、いたずらに感染を恐れる必要がないにもかかわらず、病気そのものや患者、感染者を特別視する差別意識が存在しています。医療の進歩に伴い感染者にとっては長期療養が可能になり、治療を受けながら社会生活を営むことが可能となりました。そのため、地域や職場におけるH I V感染者への理解と支援がより一層必要となっています。また、H I Vに関してメディアが取り上げる機会が減少したことなどにより、年齢層によって意識や知識の違いが見受けられるため、感染予防や検査の必要性を含め、より多くの市民にH I V感染やエイズに関する正しい知識や予防行動を促進する情報を発信して早期発見・早期治療のための啓発活動を継続し、H I V感染者を支え共生していける社会づくりが求められています。

【新型コロナウイルス感染症患者等】

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行で、国内外が未曾有の危機に直面しています。そうした中で、新型コロナウイルスの感染拡大は、社会における差別や不平等などをあらわにしました。国内においても、陽性者や医療従事者、その家族などへの差別や人権侵害が深刻化しています。さらに、こうした差別に加えて、ひとり親家庭、外国人、障がいのある人などのマイノリティ問題や虐待やDV、学力や情報の格差問題など、既存の構造的差別や社会的矛盾が顕在化する形で、社会的弱者に対する差別が引き起こされています。

徳島県では、2021(令3)年に「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」が施行されました。この条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関して、県の責務と県民や事業者の役割を明らかにするとともに、クラスター発生施設の公表や差別的取り扱いなどの禁止について定めることにより、社会経済活動の引き上げとの両立を図りながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することが目的とされています。差別的取り扱いなどの禁止については、「何人も、新型コロナウイルス感染症の患者及び医療従事者並びにこれらの家族並びに事業者のみならず全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。県は、差別的取扱い等が行われないようにするため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、差別的取扱い等の禁止に関する啓発その他必要な措置を講ずるものとする。」と明記されています。

感染症対策には、市民の理解・参加・協力が不可欠で、偏見や差別がそれを阻害するということは、これまでのハンセン病問題やHIV問題などの解決に向けた取り組みから学ぶことができる教訓です。こうした観点から、感染症の予防、検査、治療といった病気そのものへの取り組みを有効なものとするためにも、感染症対策における人権問題への取り組みは、それらと同等に重要です。

(1) 現状と課題

本市の小・中学校では、ハンセン病問題を正しく理解するための学習に取り組んでいます。児童生徒やPTAがハンセン病国立療養所大島青松園を訪問し、納骨堂をはじめとした園内のフィールドワークや、徳島県人の元患者との交流を通して、ハンセン病問題を正しく理解する実践も行われてきました。

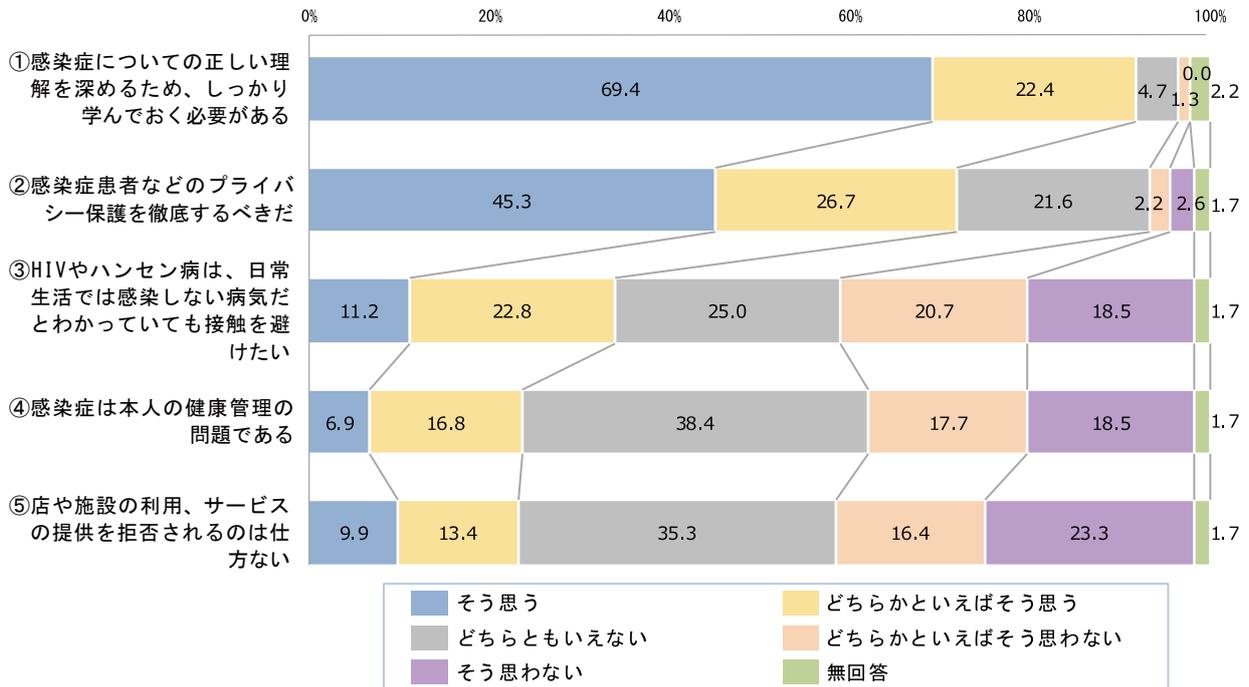
中学生意識調査の「関心のある人権問題」では、「いじめ・子どもへの虐待」が81.9%で最も多く、次いで「HIV・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症患者などに対する差別」が79.7%でした。コロナ禍で、生徒たちが感染症に関する差別をより切実に、自分事として捉えていることが伺えます。

しかし一方で、「HIV感染者やハンセン病元患者、新型コロナウイルス感染症患者などの人権に関する考え方」では、「感染症についての正しい理解の必要性」は91.8%の生徒が感じているものの、「接触を避けたい」(34.0%)、「本人の健康管理の問題」(23.7%)、「店の利用などを拒否されるのは仕方ない」(23.3%)と感じている生徒もおり、感染者が非難されたり、差別されたりしていることと、こうした意識が関係している可能性があると考えられます。

2021(令3)年5月1日現在、厚生労働省の調査によると、ハンセン病国立療養所入所者は1,001人、平均年齢は87歳です。ハンセン病元患者の人々が「生きてきてよかった」と思える社会の構築に向けて、解決の主体者となる人材の育成と、市民へのハンセン病に対する正しい知識の普及とともに、元患者やその家族などへの理解を深めるための啓発を推進します。あわせて、ハンセン病問題の過ちを繰り返さないために、感染症にかかわる人権侵害の防止に向けて学校、家庭、地域、職場などのあらゆる場において、正しい知識の普及や情報提供、人権啓発に継続的に取り組みます。

2020年 中学生意識調査 (n=232)

HIV感染者やハンセン病元患者、新型コロナウイルス感染症患者などの人権に関する考え方



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて感染症に対する正しい知識の普及と感染症患者などに対する正しい理解について広く市民への啓発を推進します。	人権課
	新型コロナウイルス感染症の正しい知識の普及と人権侵害防止のため、引き続き啓発を推進します。	人権課 市長公室
	県や保健所と連携を図り、感染症予防に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供の充実に努めるとともに、様々な機会を捉え、正しい知識の普及に取り組みます。	健康推進課
学校における人権教育の充実	学校教育において、感染症の正しい予防法や正しい知識の普及に努め、感染症の予防と感染症患者などに対する偏見や差別の解消に取り組みます。	学校教育課
	ハンセン病元患者やその家族の思いを学ぶことを通して、児童生徒のハンセン病問題への正しい理解を促進します。	

8 インターネット上における人権侵害



近年の情報技術の発展は目覚ましく、情報の収集・発信の利便性は大きく向上しました。総務省の「令和3年版情報通信白書」によると、2020(令2)年のインターネット利用率(個人)は83.4%となっており、さらに、スマートフォンやタブレットなどの急速な普及は、インターネットの世界をますます私たちの身近なものにしています。

しかしながら、インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増加しており、他人への誹謗中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。また、ヘイトスピーチや同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。

近年、特に問題となっている児童ポルノは、それ自体も子どもの人権擁護上許されるものではありませんが、その画像が一度でもインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた児童は将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。

さらに、命にかかわるような情報など、インターネット上の有害情報に起因して、犯罪やトラブルに巻き込まれて被害に遭うといった人権侵害事案も発生しています。

このため、2002(平14)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、被害者がプロバイダなどに書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができると規定されましたが、手続きに時間がかかるなどの課題が残っていました。2009(平21)年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が施行され、青少年を有害情報から守るために、携帯電話会社などにフィルタリング(閲覧制限)サービスなどの提供が義務づけられるようになりましたが、依然として人権侵害は後を絶たない状況です。2021(令3)年にはプロバイダ責任制限法が改正され、施行後は、発信者情報の開示請求に係る手続きの簡素化や、通信事業者に発信者情報の消去禁止命令を出すことが可能となるなど、誹謗中傷を行った人を特定しやすくし、より迅速な被害者の権利救済が図られるようになります。

インターネットによる人権侵害を防止するためには、利用時のルールやマナーを守り、正しい理解のもと適切な利用ができるよう周知・広報に努めるとともに、被害にあった場合の迅速な対処方法の周知や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発の推進が求められます。

(1) 現状と課題

インターネット上の人権侵害については、社会の情報化が進む過程で発生した、誰もが加害者にも被害者にもなりうるものであり、個人の責任とモラルについて学び考え続けていかなくてはならない人権課題です。

市民意識調査の「インターネット上における人権侵害に関する事柄で、特に問題であると思うこと」では、「他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長するなどの人権を侵害する情報が掲載されること」が76.7%と最も多く、全ての世代においてこの点について最も危惧していることが伺えます。次いで、「プライバシーに関する情報が掲載されること」(55.8%)、「子どもたちの間でインターネットを利用したいじめが発生していること」(53.1%)となっており、幅広い年齢層への情報モラルの育成が必要とされています。

2021(令3)年度には、本市の小・中学校において児童生徒に対し、1人1台端末が整備され、

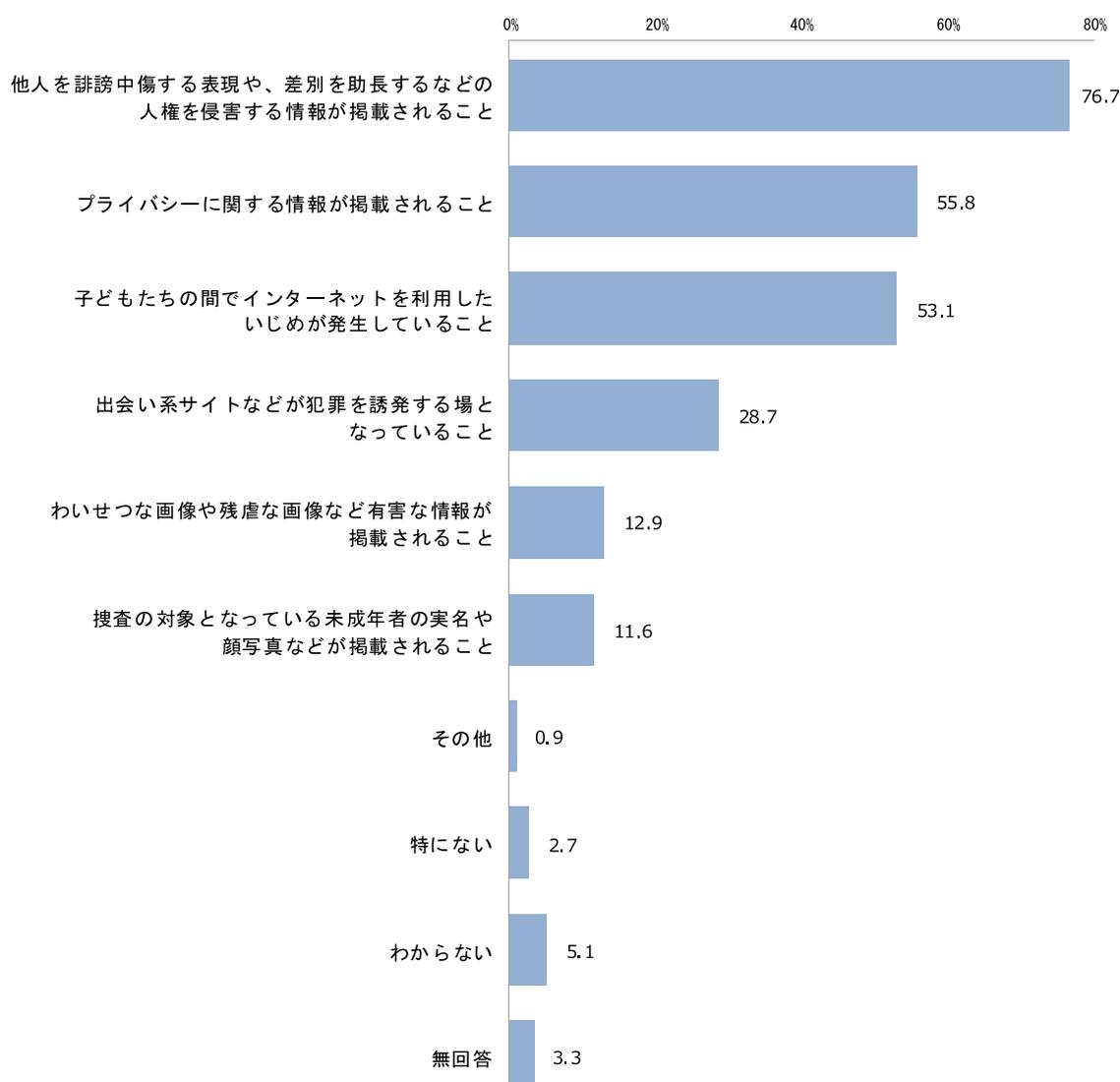
Society5.0時代（必要なときに必要な情報が得られるようサイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間の融合をめざす社会）に生きる子どもたちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶ必需品です。今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICT（情報通信技術）の活用が日常のものとなっており、子どもたちがICTを適切かつ安全に使いこなすことができるよう、適切な使用方法の周知とともに、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持ち、犯罪被害を含む危機を回避できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図ります。

また、幅広い年齢層に対し、インターネット上に流出した情報や画像を完全に消し去ることは極めて困難であることから、インターネットには必ず現実の「人」がかかわっていることを考慮し、人権に配慮した正しい利用方法の理解と、SNS利用などに関する注意喚起を行っていきます。

さらに、人権侵害に該当すると思われる事案が発生した場合は、法務局などの関係機関と連携し、削除要請を申し入れるなど、迅速かつ適切な対応を図ります。

2020年 市民意識調査（n=450）：複数回答

インターネット上における人権侵害に関する事柄で、特に問題であると思うこと



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じてインターネットの正しい利用や人権侵害を受けない対策、また、人権侵害を受けた場合の対処方法などについて啓発を推進します。	人権課
学校教育を通じた啓発の推進	学校教育を通じて、インターネットやSNS利用時の注意事項や被害に遭った場合の相談先の情報などを、児童生徒や保護者に向けて発信します。 情報教育を通じて、発達段階に応じた情報モラルを身につけるための学習を推進します。	学校教育課
情報モラルの普及・啓発	情報モラルについての関心を高め、情報リテラシー（情報活用能力）を身につけられるよう教育・啓発に取り組みます。	人権課
関係機関との連携	法務局などの関係機関と連携・協力を図り、インターネットによる人権侵害が発生した場合は、プロバイダへの削除要請など適切に対応します。	人権課



9 性的マイノリティ

性のあり方は、一人一人に個性があるように、その表れ方や組み合わせも人によって様々です。性的マイノリティは、様々な性のあり方の中で、少数の立場のことをいいます。また、レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T：身体の性と性自認が一致しない人）、クエスチョニング（Q：自分の性のあり方が分からない・悩んでいる状況にある人）の頭文字をとってLGBTQと言われることもあります。

近年、「ダイバーシティ」という言葉が一般的に使われるようになり、性の多様性についても認識が広がりつつありますが、依然として性的マイノリティの人たちは、男女の区別や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足しているために、偏見や差別、いじめなどの精神的な苦痛を受けたり、就職や賃貸住宅への入居の際に困難を強いられたりするなどの様々な問題に直面しています。また、幼少期から、自分の性別に対する違和感を持ちながらも正しい知識を得る機会がなく、誰にも相談できずに悩み続ける場合もあります。

2004(平16)年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)」が施行され、性同一性障がい戸籍上の性別変更が可能になりました。さらに、2008(平20)年には、その条件を緩和する法改正が行われましたが、依然、未成年の子がいないこと、生殖機能の放棄や身体的性別の変更などが定められており、望む性への変更が困難な状況に、さらなる緩和を求める意見もあります。

学校においては、2015(平27)年に、文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、性同一性障がいを含めた、性的マイノリティの子ども全体への対応を求めています。

誰もがありのまま、自分らしく生きることができるとして、性の多様性についてさらに理解を深め、偏見や差別をなくすよう一層の取り組みが必要です。

(1) 現状と課題

市民意識調査の「性的マイノリティに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」では、「性的マイノリティに関する理解や認識が十分でないこと」が60.9%と最も多く、次いで「差別的な言動をされたり、避けられたりすること」(39.1%)、「学校・職場・地域などで嫌がらせを受けること」(37.6%)となっています。さらに、年代別では、若い世代ほど性的マイノリティの人権問題への意識が高いことが伺えます。多様な性に関する正しい知識と認識を深めるためのさらなる人権教育や啓発の取り組みが求められています。

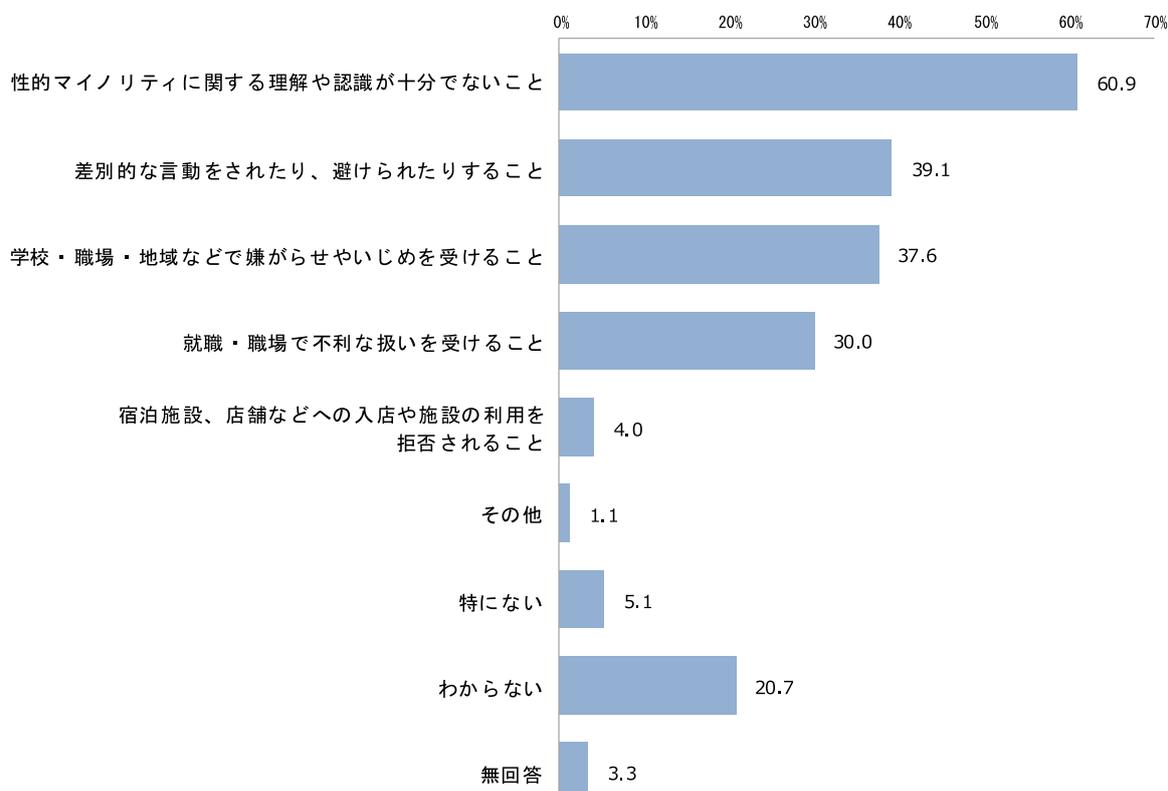
近年では、世界の多くの国で同性婚が認められるようになり、日本においても性的マイノリティであるカップルがその関係を公的に認める「パートナーシップ制度」を導入する自治体が増え、性的マイノリティへの支援に広がりを見せています。

本市においても、2021(令3)年1月1日に「吉野川市パートナーシップ宣誓制度」を制定し、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが個人として尊重される社会の実現をめざしています。また、「LGBTQ電話相談」や「LGBTQコミュニティスペース」を実施し、当事者やその支援者が情報交換や専門家を交えて交流のできる場を設けることで、それぞれが抱える悩みの解消に向けて取り組んでいます。

今後も、性的マイノリティの人々が直面する課題を認識し、市民一人一人の多様性への理解を深める啓発を行うとともに、各種講演会やイベントの開催などを積極的に行い、全ての人が尊厳を持って自分らしく生きることができるとともに、学校教育において、ありのままの自分を出せずに悩んでいる性的マイノリティの子どもたちが相談できる窓口の整備を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、きめ細やかな対応に取り組めます。

2020年 市民意識調査 (n=450) : 複数回答

性的マイノリティに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか



(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて多様な性のあり方についての理解促進を図り、偏見や差別の解消に取り組みます。	人権課
学校における人権教育の充実	学校教育において、性的マイノリティに対する理解の促進と多様性を尊重する人権教育を推進します。	学校教育課
相談・支援体制の充実	「LGBTQ電話相談」や「LGBTQコミュニティスペース」を実施して当事者やその支援者などが情報交換や交流のできる場を設けるなど、それぞれが抱える悩みの解消につながる取り組みを推進します。	人権課
	学校と関係機関との連携を強化し、性的マイノリティの子どもたちが安心して相談することができる体制を整備します。	学校教育課 人権課
パートナーシップ宣誓制度などへの取り組み	性の多様性についての認識を深めるため、「吉野川市パートナーシップ宣誓制度」の効果的な周知に取り組みます。また、宣誓する二人の多様な家族の形を支援できるよう、ファミリーシップ制度の制定にも取り組みます。	人権課
性別記載欄の配慮	市の申請書類などの公文書について、性別記載欄の削除または記載の配慮に努めます。	全庁

10 ハラスメント



ハラスメントには、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど様々な種類があり、行う側の意識の有無は関係なく、たとえ本人にそのつもりがない場合でも相手を不快にさせる行為、尊厳を傷つける行為、不利益を与える行為などはハラスメントに該当します。

ハラスメントに関する行政への相談件数が年々増加していることを受けて「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」が改正され、新たにパワハラ防止に関する規定を新設して2020(令2)年に施行されました。また、同時期に「男女雇用機会均等法」と「育児・介護休業法」も改正され、セクハラやマタハラなどの防止対策についても強化されました。これにより、事業主は、雇用管理上講ずべき措置（方針の明確化と周知啓発、相談体制の整備、ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応など）が義務化されました。

ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、働く人が能力を発揮することの妨げにもなります。それはまた、事業所にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題です。

働く全ての人が、自ら防止する意識を持ち、組織としても相談窓口の設置や気軽に相談できる仕組みを確立するなど、社会全体で意識改革に取り組んでいくことが重要です。

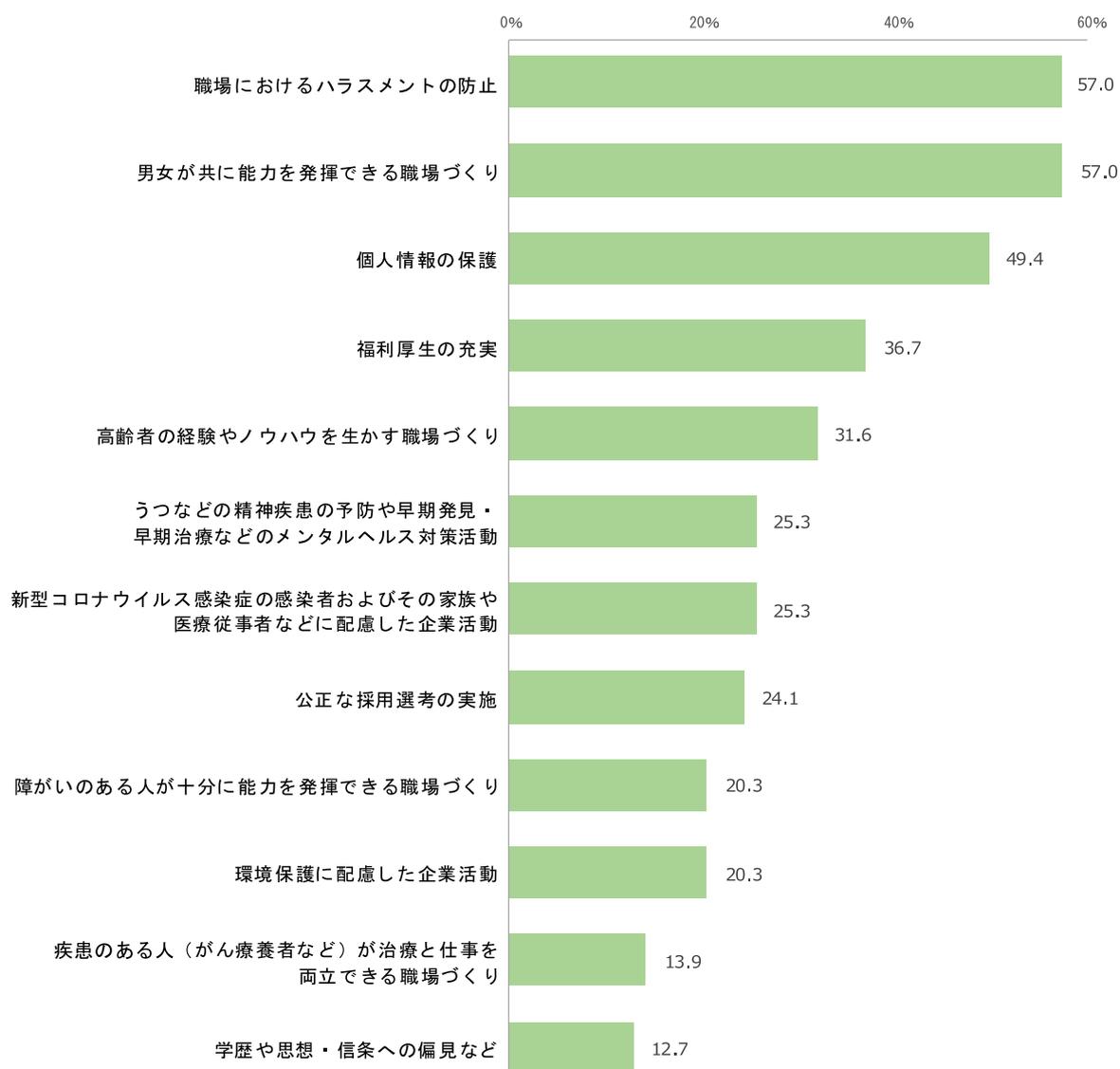
(1) 現状と課題

市民意識調査の「今までに職場で受けた経験のあるセクハラ」では、「宴会などでお酌やデュエットを強要された」(10.7%)、「『女(男)のくせに』や『女(男)だから』と差別的な言い方をされた」(10.4%)、「結婚の予定についてたびたび聞かれた」(10.2%)、「不必要に体を触られた」(8.9%)となっており、職場におけるハラスメントについての認識と、人権意識の向上が必要とされていることが伺えます。

また、事業所意識調査の「関心のある人権問題」では、「職場におけるハラスメントの防止」が57.0%で最も多く、ハラスメント防止対策への関心の高まりが伺えます。さらに、「職場におけるハラスメントの予防・解決を進める上で課題と思うこと」では、「経営者や管理職の理解が不足している」「従業員全般の理解が不足している」がともに26.6%と最も多くなっており、経営者や従業員に対して、ハラスメントに関する正しい知識を身につけるための取り組みを進める必要があると考えられます。

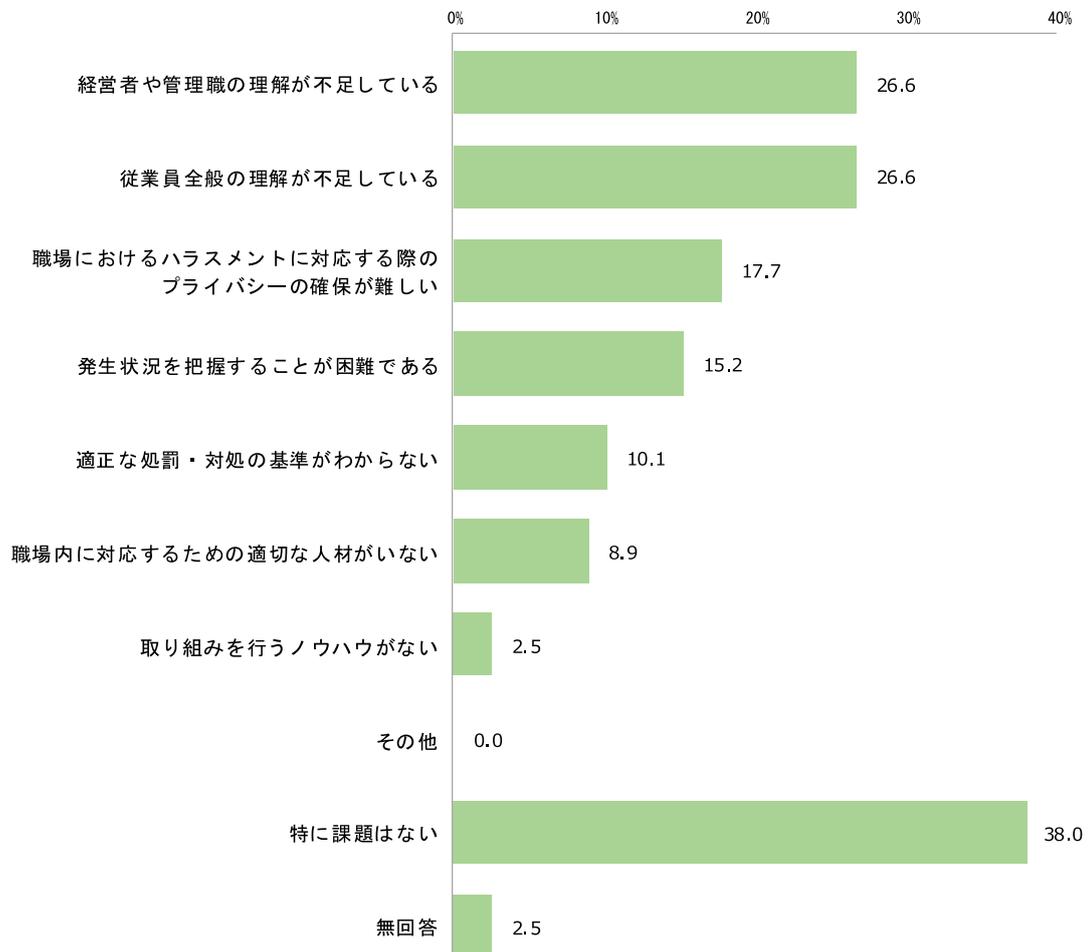
2020年 事業所意識調査 (n=79) : 複数回答

関心のある人権問題 (上位より12項目)



2020年 事業所意識調査（n=79）：複数回答

職場におけるハラスメントの予防・解決を進める上で課題と思うこと



本市では、吉野川公共職業安定所管内の行政と事業所からなる「吉野川安定所管内人権啓発企業連絡会」を結成し、相互に連携して人権問題に対する正しい理解と認識を深め、主体的に幅広く啓発活動に取り組むことを目的として活動しており、研修会やセミナーの定期的な開催や意見交換などから人権意識の向上を図っています。

ハラスメントに関する問題を解消するためには、被害者と加害者の双方の意識改革が必要です。被害者側は仕方のないことと思いつんだり、職場関係を壊したくないからと我慢したりするのではなく、深刻化・常習化する前に事業所や組織、自治体に設置されている相談窓口へ相談すること、また、誰もが加害者になる可能性があることから、全ての人がハラスメントに関する正しい知識を身につけることが大切です。さらに、ハラスメントはストレスの多い職場で多く発生することから、長時間労働の是正や働き方の見直しを行うなどの労働環境の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進し、誰もが働きやすい職場環境となるよう整備することも重要となります。全ての人がハラスメントのない職場でいきいきと働くためには、互いを尊重し合える人間関係の構築も不可欠です。

誰もが加害者にも被害者にもならないために、ハラスメントは許されない行為であるということが社会の通常認識となるよう引き続き啓発活動に取り組めます。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて、ハラスメントの防止に向けて制度の周知や啓発を推進します。	人権課
	吉野川安定所管内人権啓発企業連絡会において、研修会の開催や意見交換など通して事業所の人権意識の向上を図ります。また、それぞれの職場でハラスメント対策の取り組みが進むよう啓発を行います。	
	市職員や教職員、管理職を対象とした研修を実施し、職場におけるハラスメントの防止に向けて、ハラスメントについての認識を深め、人権意識の向上を図ります。	総務課 学校教育課
事業所における研修会などへの支援	事業所における研修会などに、人権講師団の講師派遣や人権啓発DVDの貸し出しなどを行い、人権教育への取り組みを支援します。	人権課

1.1 犯罪被害者等



犯罪被害者やその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的・経済的に大きな深い傷を受けます。また、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が傷つけられたり、捜査や裁判での精神的・時間的負担、近隣住民や知人の無責任な言動やうわさ話、マスコミの報道などによる新たな精神的被害を受けたりするなど、被害後に生じる様々な二次的被害も深刻な問題となっています。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、2005(平17)年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。この法律に基づき、同年に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年11月25日から12月1日の間が「犯罪被害者週間」と定められました。期間中には、犯罪被害者等が置かれている状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、犯罪などによる被害について考える機会として、全国各地で広報啓発イベントが開催されています。また、2021(令3)年には犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会をめざした「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

徳島県においては、2021(令3)年4月に、犯罪被害者等が受けた被害の回復または軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として「徳島県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。この条例に基づき、同年に犯罪被害者等の支援に関する基本方針を定めるとともに具体的な施策を体系的に整理し、支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「徳島県犯罪被害者等支援推進計画」が策定され、国、県、市町村、民間団体などが役割を互いに理解し、相互に連携して支援を行える体制を構築するとされています。

市民意識調査では、犯罪被害者等の人権について、59.1%の人が関心があると回答しています。犯罪被害者等の人権が尊重される社会をつくるためには、まずは人々が犯罪被害者の置かれている状況や犯罪被害者等の支援について理解を深めることが必要なことから、様々な機会を通して市民への啓発に積極的に取り組んでいきます。

(1) 今後の方向性及び取り組み

項目	方向性・取り組み	担当課
啓発活動の推進	市の広報誌やホームページなどを活用した広報活動、講演会・研修会の開催、パネル展示など、様々な機会を通じて犯罪被害者等の人権について理解を深めることができるよう、広く市民への啓発を推進します。	人権課
	法務局などの関係機関と連携し、犯罪被害者及びその家族が置かれた状況や支援の必要性を社会に周知するため、広報・啓発を推進します。	
相談・支援体制の充実	犯罪被害者支援センターや徳島県立人権教育啓発推進センター(あいぼーと徳島)などの関係機関・関係団体と連携し、相談や支援に取り組みます。	総務課 人権課

12 様々な人権課題



現在の社会には、これまで述べてきた以外にも、未だ解決していない、あるいは社会の変化とともに新たに生じた、以下のような人権問題が存在しています。

・アイヌの人々

北海道などに古くから住んでいるアイヌの人々は、自然と共生し、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラなどの多くの口承文芸など、独自の豊かな文化や伝統を発展させてきました。

しかし、「北海道開拓」が進められる中での同化政策(アイヌの人々の日本人化政策)により、アイヌの人々は独自の文化を奪われ、生活の基盤となっていた漁・狩猟などが禁止されたことで、本土出身者(和人)との間に生活上の格差が生まれ、日常生活において様々な偏見による差別を受けてきました。

政府は、2007(平19)年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や2008(平20)年に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、アイヌの人々が先住民族であることを認め、これまでのアイヌ政策を一層推進することとしました。

その後、2019(令元)年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目的として、アイヌの人々への差別の禁止やアイヌ政策を実施するための支援措置などが定められました。従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた総合的な施策が進められています。その一つとして、2020(令2)年には、アイヌ文化の復興・発展の拠点として「民族共生象徴空間(愛称「ウポポイ」)」が設立されました。

アイヌの人々は、民族の言葉や文化、伝統を伝承保存するために活動しています。私たち一人一人がアイヌの歴史や文化、伝統を正しく理解することが、偏見や差別を無くすことにつながります。

・被災者

2011(平23)年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本全域に甚大な人的・物的被害をもた

らした未曾有の大災害です。また、地震と津波に伴い発生した原子力発電所の事故は、被害をより深刻なものとなりました。今なお多くの人々が避難生活を余儀なくされています。このような中、避難先においても、被災者に対する嫌がらせやいじめ、原発事故に伴う風評に基づく偏見や差別が問題となっています。

また、東日本大震災以降も、全国各地で、大規模な台風や豪雨などの災害が地域に大きな被害をもたらしており、こうした災害時には、災害による直接的な被害のみならず、様々な人権問題が発生しています。特に、配慮を要する人々（高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人など）への影響が大きくなるため、そうした人々が何かを我慢し、苦痛を強いられることのないよう、被災された方々の状況や立場に寄り添い、配慮することが必要です。

「災害」と「人権」は切り離すことはできません。一人一人が震災などの記憶を風化させることなく、災害時であっても互いを思いやり、共感し合い、優しさをもって乗り越えていくために、「災害への備え」の一つとして日頃から人権意識を高めていくことが大切です。

本市では、「吉野川市地域防災計画」において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立や高齢者や障がいのある人などの配慮を要する被災者への適切な対応などを位置づけており、災害時における人権確保の取り組みを進めています。

・刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、本人に強い更生意欲があっても、周囲の根強い偏見や差別意識により、住居の確保や就職などの社会生活の様々な場面において、社会復帰が厳しい状況にあります。また、刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。犯罪から社会を守るためには、犯罪者を罰するだけでなく、刑を終えて社会復帰しようとする人を受け入れる社会環境が重要となります。

そうした中で、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、2016(平28)年に「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」が施行され、刑を終えて出所した人などに対する就労支援をはじめとした再犯防止のための積極的な取り組みが進められています。また、法務省の主唱により、犯罪や非行を犯した少年の更生について国民の理解と協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くことを目的とした「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」が全国各地で実施されています。

本市においても、7月を「社会を明るくする運動」強調月間と定め、保護司会や関係機関・関係団体などと連携し、犯罪や非行の防止と更生への理解を深める啓発活動を展開しています。周囲の理解と協力は、罪を償い社会復帰のために努力をしている人にとって、大きな力となります。

・北朝鮮当局による拉致問題

1970(昭45)年頃から1980(昭55)年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17人が政府によって拉致被害者として認定されています。2002(平14)年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人を拉致していたことを認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ納得のいく説明はありません。この他にも、特定失踪者など、拉致の可能性を排除できない人が多く存在しています。拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全にかかわる重大な問題であり、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的な問題です。

国は、拉致問題を国の責任において解決すべき喫緊の重要課題と位置づけ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くすとともに、拉致に関する真相究明などを進めています。そうした中、北朝鮮による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006(平18)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵

害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」が施行されました。

また、国民の間に広く拉致問題やその他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」やアニメ「めぐみ」などの上映会の開催、政府拉致問題対策本部のYouTube公式動画チャンネルやTwitter公式アカウントを通じた拉致被害者家族のメッセージ動画の配信など、情報発信を強化するとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

・人身取引（トラフィッキング）

性的搾取や労働の強要などを目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。被害者が被る精神的・肉体的苦痛は非常に深刻で、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。人身取引は日本でも起こっており、誰もが被害者となる可能性があります。

国は、2004(平16)年に人身取引の撲滅・防止、人身取引被害者の保護などを目的として「人身取引対策行動計画」を策定し、さらに、2014(平26)年12月には、より強力に総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画2014」を策定しました。日本における人身取引の実態把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進するとともに、このような取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる人を把握した際の通報を呼び掛けるなど、関係省庁が協力して人身取引の根絶をめざし取り組みを進めています。

本市においても、積極的に啓発を行い、被害者の早期発見と人身取引撲滅に向けて取り組んでいきます。

・ホームレスの人々

様々な事情から、自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされ、憲法で保障された健康で文化的な生活ができない人々が存在しています。ホームレスとなるに至った原因は、病気やけが、家庭内の問題といった個人の問題を超えて、経済状況など社会的要因が大きく影響しています。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するため、2002(平14)年に施行した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」は10年間の時限法でしたが、その後5年間延長され、さらに10年延長されています。2015(平27)年には「生活困窮者自立支援法」が施行され、これらの法律に基づき、多方面から雇用や住宅の確保などの支援を受けたことで、「ホームレスの実態に関する全国調査」（厚生労働省）結果では、法律施行前の2003(平15)年は25,296人だったホームレスの人数が2018(平30)年には4,977人まで減少しました。また、法律だけでなく、多くのボランティア団体やNPOによる炊き出しや衣類配布、生活保護申請や入院・施設入所サポートなどの支援活動も行われています。

しかしながら、ホームレスの人々が偏見や差別の対象となり、差別的言動や嫌がらせ、さらに暴力を受けるなどの人権侵害が後を絶ちません。この問題は生命にかかわる問題であり、決して無関心ではられません。一人一人がホームレスの人々への差別問題について考え、ホームレスの人々が置かれている状況を理解することで、誰もが生きやすく温かい社会をつくっていきましょう。

このほかにも、思想・信条に基づく差別、学歴差別、職業差別、婚外子への偏見や差別など多くの人権課題が存在し、さらに新たな人権問題も発生する可能性があります。

人権が文化として根つき、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、そうした人権課題に対して、一人一人が正しい知識と理解を深める事ができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、あらゆる偏見や差別を解消する視点に立って、より一層の人権施策の推進を図ります。

1 推進体制

(1) 市の推進体制

本市では、全庁的な組織として吉野川市人権施策推進本部を設置し、施策を実施する職員の自覚を促し、関係部局が連携を図りながら計画目標の実現に努めます。また、本計画の推進にあたっては、吉野川市人権施策推進審議会を設置し、総合的かつ効果的な施策の推進を行うとともに、本計画の適正な進行管理に努めます。

(2) 国・県・関係団体などとの連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国及び県との役割分担を踏まえ、緊密な連携や協力を図っていくことが重要です。

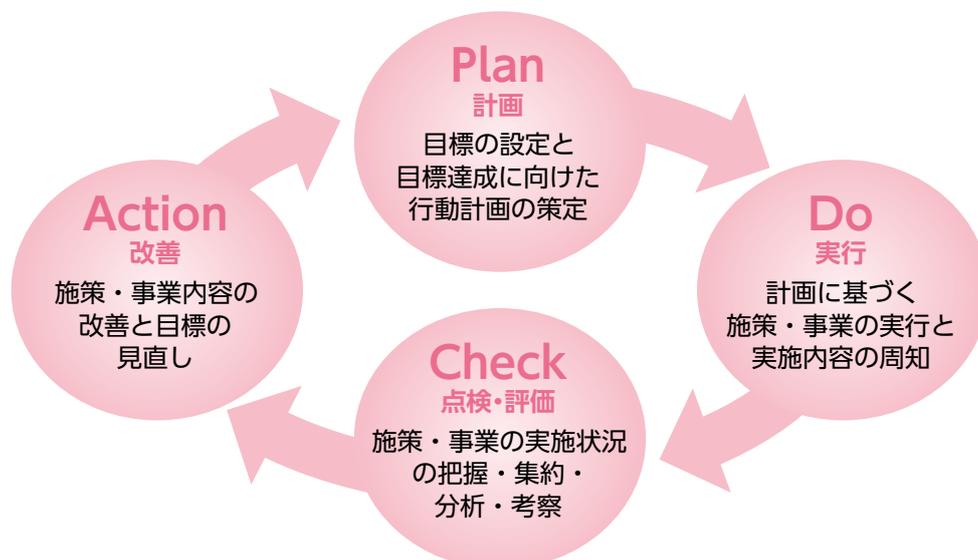
また、吉野川市人権教育推進協議会及び各地区人権教育推進協議会をはじめ、吉野川市人権擁護委員会、吉野川安定所管内人権啓発企業連絡会、徳島地方法務局、徳島県人権擁護委員連合会、徳島県人権啓発活動ネットワーク協議会など、各分野において多様な活動を展開している関係団体などと連携・協力し、様々な人権教育・啓発の推進に取り組みます。

(3) 市民・事業所・NPOなどとの連携

人権課題解決に向けて行政の取り組みをより効果的に推進していくためには、市民・事業所・NPOなどと連携し、地域全体で人権意識の普及・高揚を図っていくことが重要です。市民・事業所・NPOなどが自主的に取り組む人権推進活動を支援するとともに、連携を強化して、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めます。

2 進ちょく管理及び評価

本計画はP D C Aサイクルに基づき、毎年度それぞれの担当課が各施策の進ちょく状況を評価・再検討し、次年度の取り組みに反映させます。また、吉野川市人権施策推進審議会の意見なども反映させて、必要に応じて、適宜、見直しを行います。



人権関係年表

【人権全般】

(凡例 ◎:国際的な動き ○:国の動き ●:徳島県の動き ★:吉野川市の動き)

西 暦	和 暦	主 な 動 き
1945	昭 20	◎「国際連合」設立
1946	昭 21	◎ 国連「人権委員会」の設置
1947	昭 22	○「日本国憲法」施行 ○ 改正「民法」施行 ※家父長制の廃止、戸籍が夫婦単位になる等
1948	昭 23	◎「世界人権宣言」採択
1956	昭 31	○「国際連合」加盟
1966	昭 41	◎「国際人権規約」採択
1968	昭 43	◎ 国際人権年
1979	昭 54	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)」締結 (◎国連での採択:1966年) ○「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B規約)」締結 (◎国連での採択:1966年)
1986	昭 61	◎ 国際平和年
1994	平 6	◎ 国連「人権高等弁務官」設置
1995	平 7	◎「人権教育のための国連10年(1995年～2004年)」開始 ◎「人権教育のための国連10年行動計画」策定 ○「人権教育のための国連10年推進本部」設置
1997	平 9	○「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)」施行(2002年失効) ○『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
1999	平 11	○「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約 (拷問等禁止条約)」締結(◎国連での採択:1984年) ○ 人権擁護推進審議会答申 ※人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する 基本的事項について ●『人権教育のための国連10年』徳島県行動計画」策定
2000	平 12	○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」施行
2001	平 13	○ 人権擁護推進審議会答申 ※人権救済制度の在り方について、人権擁護委員制度の改革について
2002	平 14	○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2004	平 16	◎「人権教育のための世界計画」採択 ●「徳島県人権教育推進方針」策定 ●「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ★麻植郡鳴島町、川島町、山川町、美郷村の4町村が合併して「吉野川市」誕生
2005	平 17	◎「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画(2005年～2009年)」開始 ★「吉野川市人権問題意識調査」実施
2006	平 18	◎ 国連「人権理事会」設置 ※「人権委員会」に代わって設置
2008	平 20	○「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」公表
2010	平 22	◎「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画(2010年～2014年)」開始 ◎ 国際規格である「ISO26000」において、企業の社会的責任として「人権」が中核主題の一つに位置 づけられる
2011	平 23	◎「人権教育および研修に関する国連宣言」採択 ○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ※北朝鮮当局による拉致問題等を追加 ★「人権に関する意識調査(対象:市民)」実施
2012	平 24	★「吉野川市人権施策推進計画(2012年度～2021年度)」策定
2013	平 25	★「吉野川市人権の花咲くまちづくり条例」施行 ※「吉野川市部落差別撤廃・人権擁護条例」を改正
2014	平 26	●「徳島県人権教育推進方針」一部改訂
2015	平 27	◎「人権教育のための世界計画」の「第3フェーズ行動計画(2015年～2019年)」開始 ◎「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 ※2030年を年限とする国際開発目標SDGs
2020	令 2	◎「人権教育のための世界計画」の「第4フェーズ行動計画(2020年～2024年)」開始 ★「人権に関する意識調査(対象:市民、事業所、中学生)」実施
2022	令 4	★「吉野川市第2次人権施策推進計画(2022年度～2031年度)」策定

【同和問題】

西 暦	和 暦	主 な 動 き
1871	明 4	○ 太政官布告にて「解放令」公布
1922	大 11	○ 全国水平社創立
1965	昭 40	○ 同和对策審議会答申 ※同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めた
1969	昭 44	○ 「同和对策事業特別措置法(同対法)」施行(～1982年) ※10年の時限立法、3年延長
1981	昭 56	○ 同和对策協議会意見具申(今後における同和関係施策について)
1982	昭 57	○ 「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行(～1987年) ※5年の時限立法
1984	昭 59	○ 地域改善対策協議会意見具申(今後における啓発活動のあり方について)
1986	昭 61	○ 地域改善対策協議会意見具申(今後における地域改善対策について)
1987	昭 62	○ 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行(～2002年) ※5年の時限立法、5年延長、縮小してさらに5年延長
1990	平 2	◎ 国際識字年
1991	平 3	○ 地域改善対策協議会意見具申(今後の地域改善対策について) ● 「徳島県同和教育基本方針」策定
1996	平 8	○ 地域改善対策協議会意見具申(同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について) ● 「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」施行
1997	平 9	○ 「人権擁護施策推進法」施行 ※5年の時限立法
2000	平 12	● 「徳島県同和問題懇話会」設置
2001	平 13	● 同和問題懇話会答申「徳島県における今後の同和行政のあり方について」
2002	平 14	○ 「地対財特法」3月失効 ● 「同和問題の解決に向けて(基本方針)」策定
2003	平 15	◎ 「国連識字の10年(2003年～2012年)」開始
2004	平 16	★ 「吉野川市部落差別撤廃・人権擁護条例」施行 ★ 「吉野川市隣保館条例」施行
2013	平 25	★ 「吉野川市人権の花咲くまちづくり条例」施行 ※「吉野川市部落差別撤廃・人権擁護条例」を改正
2016	平 28	○ 「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行

【子ども】

西 暦	和 暦	主 な 動 き
1947	昭 22	○ 「教育基本法」施行
1948	昭 23	○ 「児童福祉法」施行
1951	昭 26	○ 「児童憲章」制定
1959	昭 34	◎ 「児童の権利に関する宣言(児童の権利宣言)」採択
1979	昭 54	◎ 国際児童年
1981	昭 56	○ 改正「児童福祉法」施行 ※児童福祉法の規定の整備
1989	平 元	◎ 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択
1994	平 6	○ 「子どもの権利条約」締結 ○ 「エンゼルプラン」策定
1998	平 10	○ 改正「児童福祉法」施行 ※児童保育施策の見直し、児童の自立支援施策の充実等
1999	平 11	○ 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」施行 ○ 「新エンゼルプラン」策定
2000	平 12	○ 「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 ※虐待の定義、児童虐待に係る通告義務等 ○ 「就業が認められるための最低年齢に関する条約」締結(◎国際労働機関での採択:1973年)

2002	平 14	○ 改正「児童福祉法」施行 ※認可外保育施設に対する届出制の導入等
2003	平 15	○ 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 ○ 「次世代育成支援対策推進法」施行
2004	平 16	○ 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」締結(◎国連での採択:2000年) ○ 改正「児童福祉法」施行 ※児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設の在り方の見直し等 ○ 改正「児童虐待防止法」施行 ※児童虐待の定義の見直し、通告義務の範囲の拡大等 ○ 改正「児童買春・児童ポルノ禁止法」施行
2005	平 17	○ 「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(売買春選択議定書)」締結(◎国連での採択:2000年) ○ 改正「児童福祉法」施行 ※市町村の役割の明確化、司法関与の強化等 ★ 「吉野川市次世代育成支援行動計画(前期計画)」策定
2008	平 20	○ 改正「児童福祉法」施行 ※要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化等 ○ 改正「児童虐待防止法」施行 ※児童の安全確認義務、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等 ○ 改正「出会い系サイト規制法」施行 ※出会い系サイト事業者に対する規制の強化等
2009	平 21	○ 改正「児童福祉法」施行 ※困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化等 ○ 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行 ○ 改正「国籍法」施行
2010	平 22	○ 「子ども・若者育成支援推進法」施行、「子ども・若者育成支援推進大綱(子ども・若者ビジョン)」策定 ★ 「吉野川市次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定
2011	平 23	○ 改正「出会い系サイト規制法」施行
2012	平 24	○ 改正「民法」施行 ※親権の停止制度の創設等 ○ 改正「児童福祉法」施行 ※親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し
2013	平 25	○ 「いじめ防止対策推進法」施行
2014	平 26	○ 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」締結(◎ハーグ国際私法会議での採択:1980年) ○ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」施行 ○ 改正「児童買春・児童ポルノ禁止法」施行 ○ 改正「出会い系サイト規制法」施行 ● 「いじめ防止対策推進法施行条例」施行、「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」策定
2015	平 27	○ 「子ども・子育て支援法」施行 ● 「徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」施行 ★ 「吉野川市いじめ防止基本方針」策定 ★ 「吉野川市次世代育成支援特定事業主行動計画(前期計画)(2015年度～2019年度)」策定 ★ 「吉野川市子ども・子育て支援事業計画(第1期)(2015年度～2019年度)」策定
2016	平 28	○ 改正「子供・若者育成支援推進大綱」策定
2017	平 29	○ 改正「児童福祉法」全面施行 ※市町村・児童相談所の体制強化、児童相談所設置自治体の拡大等 ○ 改正「児童虐待防止法」施行 ※満20歳未満の者への措置等の対象拡大等 ○ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行 ○ 「いじめの防止等のための基本的な方針」改定 ● 「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」改定
2018	平 30	○ 改正「児童福祉法」施行 ※虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与等 ○ 改正「児童虐待防止法」施行 ※接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 ○ 改正「青少年インターネット環境整備法」施行 ※青少年に対するフィルタリングの利用の促進 ★ 「吉野川市いじめ防止基本方針」改定
2019	平 31	★ 「吉野川市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」施行
	令 元	○ 改正「子どもの貧困対策法」施行
2020	令 2	○ 改正「児童福祉法」施行 ※親権者による体罰の禁止等 ★ 「吉野川市次世代育成支援特定事業主行動計画(後期計画)(2020年度～2024年度)」策定 ★ 「吉野川市子ども・子育て支援事業計画(第2期)(2020年度～2024年度)」策定
2022	令 4	○ 改正「子ども・子育て支援法」施行

【女性】【男女共同参画】

西 暦	和 暦	主 な 動 き
1955	昭 30	○「婦人の参政権に関する条約」締結(◎国連での採択:1953年)
1972	昭 47	○「勤労婦人福祉法」施行
1975	昭 50	◎ 国際婦人年
1976	昭 51	◎「国連婦人の10年(1976年～1985年)」開始
1977	昭 52	○ 婦人問題「国内行動計画」策定
1979	昭 54	◎「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択
1984	昭 59	●「徳島県婦人対策総合計画(女性ライブプラン)」策定
1985	昭 60	○「女子差別撤廃条約」締結
1986	昭 61	○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行 ※「勤労婦人福祉法」を改正
1991	平 3	●「徳島県女性対策総合計画(新女性ライブプラン)」策定
1992	平 4	○「育児休業等に関する法律(育児休業法)」施行
1995	平 7	◎ 第4回世界女性会議において「北京宣言」採択 ※「女性の権利は人権である」と謳われる ○「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行
1996	平 8	○「男女共同参画2000年プラン」策定 ○「母体保護法」施行 ※「優生保護法」(1948年施行)を改正
1997	平 9	●「徳島県女性総合計画(女と男(ひととひと)輝くとくしまプラン)」策定
1999	平 11	◎「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 ○「男女共同参画社会基本法」施行 ○ 改正「男女雇用機会均等法」施行 ※女子差別禁止、セクハラ防止義務 ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行 ※「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を改正
2000	平 12	◎ 国連特別総会「女性2000年会議」開催 ○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行
2001	平 13	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 ○ 内閣府に「男女共同参画局」設置
2002	平 14	○ 改正「育児・介護休業法」施行 ●「徳島県男女共同参画推進条例」施行
2003	平 15	●「とくしま男女共同参画実行プラン」策定
2004	平 16	○ 改正「DV防止法」施行 ※「配偶者からの暴力」の定義の拡大、保護命令の拡充等
2005	平 17	○「第2次男女共同参画基本計画」策定 ○ 改正「育児・介護休業法」施行 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ●「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」策定
2006	平 18	○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ★「男女共同参画に関するアンケート調査」実施 ★「吉野川市男女共同参画推進委員会」設置
2007	平 19	○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定 ○ 改正「男女雇用機会均等法」施行 ※男女両方を対象としたセクハラ禁止 ●「徳島県男女共同参画基本計画(2007年度～2011年度)」策定 ★「吉野川市男女共同参画推進条例」施行
2008	平 20	○ 改正「DV防止法」施行 ※保護命令制度の拡充等 ★「吉野川市男女共同参画基本計画(2008年度～2012年度)」策定
2010	平 22	○ 改正「育児・介護休業法」施行 ○「第3次男女共同参画基本計画」策定
2011	平 23	◎「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」設置

2012	平 24	○ 改正「育児・介護休業法」施行 ● 「徳島県男女共同参画基本計画(第2次)(2012年度～2015年度)」策定
2013	平 25	○ 改正「ストーカー規制法」施行
2014	平 26	○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」施行 ※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正 ※被害者適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大等 ○ 改正「男女雇用機会均等法」施行 ○ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」施行 ※「母子及び寡婦福祉法」(1981年施行)を改正 ★ 「吉野川市第2次男女共同参画基本計画(2014年度～2018年度)」策定
2015	平 27	○ 「第4次男女共同参画基本計画」策定
2016	平 28	○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」全面施行 ● 「徳島県男女共同参画基本計画(第3次)(2016年度～2018年度)」策定 ● 「徳島県女性職員活躍推進特定事業主行動計画(第1期)(2016年度～2020年度)」策定 ● 「徳島県教育委員会女性教職員活躍推進特定事業主行動計画(第1期)(2016年度～2019年度)」策定 ★ 「吉野川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(前期)(2016年度～2020年度)」策定
2017	平 29	○ 改正「育児・介護休業法」施行 ○ 改正「男女雇用機会均等法」施行 ○ 改正「ストーカー規制法」施行
2018	平 30	○ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ● 「とくしまの学校における働き方改革プラン(第1期)(2018年度～2020年度)」策定
2019	平 31	★ 「吉野川市第3次男女共同参画基本計画(2019年度～2023年度)」策定
	令 元	● 「誰もが輝く『未知のとくしま』創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画～(第4次)(2019年度～2022年度)」策定
2020	令 2	○ 改正「DV防止法」施行 ※児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化等 ○ 改正「女性活躍推進法」施行 ○ 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」策定 ● 「徳島県女性職員活躍推進特定事業主行動計画(第2期)(2020年度～2022年度)」策定 ● 「徳島県教育委員会女性教職員活躍推進特定事業主行動計画(第2期)(2020年度～2025年度)」策定
2021	令 3	○ 改正「ストーカー規制法」施行 ※位置情報記録等の位置情報を取得する行為が規制の対象に追加等 ● 「とくしまの学校における働き方改革プラン(第2期)(2021年～2023年)」策定 ★ 「吉野川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(後期)(2021年度～2025年度)」策定
2022	令 4	○ 改正「育児・介護休業法」施行

【障がいのある人】

西 暦	和 暦	主な動き
1950	昭 25	○ 「身体障害者福祉法」施行 ○ 「精神衛生法」施行
1970	昭 45	○ 「心身障害者対策基本法」施行 ※1993年「障害者基本法」に改正
1975	昭 50	◎ 「障害者の権利に関する宣言」採択
1981	昭 56	◎ 国際障害者年
1982	昭 57	○ 「障害者対策に関する長期計画(1982年度～おおむね10年間)」策定
1983	昭 58	◎ 「国連障害者の10年(1982年～1992年)」開始
1987	昭 62	○ 「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」施行 ○ 「『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」策定
1988	昭 63	○ 「精神保健法」施行 ※「精神衛生法」を改正
1992	平 4	○ 改正「障害者雇用促進法」施行 ※知的障害者の雇用対策の拡充 ○ 「障害者対策に関する新長期計画(1993年～おおむね10年間)」を策定し、「障害者基本計画」と位置づける
1993	平 5	○ 「障害者基本法」施行 ※障害範囲の明確化、障害者計画の策定等

1994	平 6	○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行 ※重度障害者を中心とした施策の充実等
1995	平 7	○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」施行 ※「精神保健法」を改正 ○「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」策定
1998	平 10	○改正「障害者雇用促進法」施行 ※知的障害者の雇用義務化、精神障害者の雇用対策の充実等
1999	平 11	○「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 ※「精神薄弱者」を「知的障害者」に用語改正
2000	平 12	○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 ○「成年後見制度」開始
2002	平 14	○「身体障害者補助犬法」施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行 ※ジョブコーチ事業の創設等 ○「第2次障害者基本計画（2003年度～2012年度）」策定
2004	平 16	○改正「障害者基本法」施行 ※差別禁止理念明文化
2005	平 17	○「発達障害者支援法」施行 ○国土交通省「ユニバーサルデザイン政策大綱」公表
2006	平 18	◎「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」採択 ※2008年に発効 ○「障害者自立支援法」施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行
2007	平 19	○「障害者権利条約」に署名 ○「特別支援教育」開始 ●「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」施行 ★「吉野川市障がい者計画・障がい福祉計画」策定
2008	平 20	○改正「身体障害者補助犬法」施行
2009	平 21	○改正「障害者雇用促進法」施行
2011	平 23	○改正「障害者基本法」施行 ※障害者があらゆる分野で分け隔てられないことのない共生社会の実現を規定等
2012	平 24	○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行 ○改正「障害福祉法」施行 ※障害児支援の強化等 ●「徳島県障がいの者の雇用の促進等に関する条例」施行
2013	平 25	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行 ※「障害者自立支援法」を改正 ○「第3次障害者基本計画（2013年度～2017年度）」策定
2014	平 26	○「障害者権利条約」締結
2016	平 28	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行 ※障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務等 ○改正「発達障害者支援法」施行 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ●「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」施行
2017	平 29	○「成年後見制度利用促進基本計画」策定 ○「ユニバーサルデザイン2020行動計画」策定
2018	平 30	○改正「障害者総合支援法」施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行 ※精神障害者の雇用義務化 ○改正「バリアフリー法」施行 ○「第4次障害者基本計画（2018年度～2022年度）」策定 ●「徳島県障がい者施策基本計画（2018年度～2023年度）」策定 ★「第1期障がい児福祉計画」策定
2019	令 元	○改正「障害者雇用促進法」施行 ※障害者雇用義務対象企業を従業員数45.5名以上に拡大等
2020	令 2	○改正「障害者雇用促進法」施行 ※事業主に対する給付制度の創設等 ★「吉野川市障がい者活躍推進計画（2020年度～2024年度）」策定
2021	令 3	○改正「障害者差別解消法」成立 ※合理的配慮の提供を民間事業者にも義務化 ●「徳島県障がい者施策基本計画（中間見直し版）（2018年度～2023年度）」策定 ★「吉野川市第3次障がい者計画（2021年度～2026年度）」策定 ★「吉野川市第6期障がい福祉計画（2021年度～2023年度）」策定 ★「吉野川市第2期障がい児福祉計画（2021年度～2023年度）」策定

【高齢者】

西 暦	和 暦	主な動き
1963	昭 38	○「老人福祉法」施行
1989	平 元	○「高齢者保健福祉推進10か年戦略(ゴールドプラン)」策定
1994	平 6	○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 ○「新ゴールドプラン」策定
1995	平 7	○「高齢社会対策基本法」施行
1998	平 10	○改正「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」施行 ※60歳以上定年制義務化
1999	平 11	◎ 国際高齢者年
2000	平 12	○「介護保険制度」開始 ○「成年後見制度」開始 ○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 ○「今後5か年間の高齢者保健福祉政策の方向～ゴールドプラン21～」策定
2006	平 18	○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行 ○改正「高齢者雇用安定法」施行 ※65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度導入等の義務化等 ●「とくしま長寿プラン(2006年～2008年)」策定 ★「第3期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2006年度～2008年度)」策定
2007	平 19	○改正「雇用対策法」施行 ※募集・採用に係る年齢制限の禁止の義務化
2009	平 21	●「とくしま長寿プラン(2009年～2011年)」策定 ★「第4期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2009年度～2011年度)」策定
2012	平 24	★「第5期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2012年度～2014年度)」策定
2013	平 25	○改正「高齢者雇用安定法」施行 ※定年等の基準の見直し、高齢者雇用確保措置等 ○「成年後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
2015	平 27	★「第6期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2015年度～2017年度)」策定
2016	平 28	○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
2017	平 29	○「成年後見制度利用促進基本計画」策定
2018	平 30	★「第7期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2018年度～2020年度)」策定
2021	令 3	○改正「高齢者雇用安定法」施行 ※70歳までの就業機会を確保するための努力義務を新設 ●「とくしま高齢者いきいきプラン2021～2023(第8期徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画)」策定 ★「第8期吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2021年度～2023年度)」策定

【外国人】

西 暦	和 暦	主な動き
1981	昭 56	○「難民の地位に関する条約(難民条約)」締結(◎国連での採択:1951年)
1982	昭 57	○「難民議定書」締結(◎国連での採択:1967年) ○「出入国管理及び難民認定法(入管法)」施行
1990	平 2	○改正「入管法」施行
1995	平 7	○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」締結(◎国連での採択:1965年)
2000	平 12	○改正「外国人登録法」施行 ※指紋押なつ全廃
2011	平 23	◎「第3次植民地撤廃のための国際の10年(2011年～2020年)」開始 ◎「アフリカ系の人々のための国際年」
2012	平 24	○改正「入管法」施行 ○改正「住民基本台帳法」施行、「外国人登録法」廃止 ※外国人住民が住民基本台帳制度の適用対象に追加
2015	平 27	◎「アフリカ系の人々のための国際の10年(2015年～2024年)」開始
2016	平 28	○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行
2017	平 29	○「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行
2019	平 31	○改正「入管法」施行 ※外国人労働者の受け入れ拡大

【感染症患者等】

西 暦	和 暦	主 な 動 き
1953	昭 28	○「らい予防法」施行 ※施設入所を強制する隔離政策を実施
1989	平 元	○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行
1996	平 8	○「らい予防法」を廃止する「らい予防法の廃止に関する法律」施行
1999	平 11	○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 ○「エイズ予防法」廃止
2001	平 13	○熊本地方裁判所における「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟勝訴 ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行
2009	平 21	○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行
2013	平 25	○「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行 ※新型インフルエンザ等対策を実施する際の基本的人権の尊重について
2015	平 27	○改正「ハンセン病問題基本法」施行
2019	令 元	○熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟勝訴 ○改正「ハンセン病問題基本法」施行 ○「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
2020	令 2	●「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」施行
2021	令 3	○改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行 ※新型コロナウイルス感染症による偏見・差別の防止についての国、地方公共団体の責務を規定

【犯罪被害者等】

西 暦	和 暦	主 な 動 き
1981	昭 56	○「犯罪被害者等給付金支給法」施行
1996	平 8	○警察庁において「被害者対策要綱」制定
2000	平 12	○「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)」施行 ○「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行
2001	平 13	○「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行 ※「犯罪被害者等給付金支給法」を改正
2005	平 17	○「犯罪被害者等基本法」施行 ○「犯罪被害者等基本計画(2005年～2010年)」策定
2008	平 20	○「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(犯罪被害者支援法)」施行 ※「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を改正
2011	平 23	○「第2次犯罪被害者等基本計画(2011年度～2015年度)」策定
2016	平 28	○「第3次犯罪被害者等基本計画(2016年度～2020年度)」策定
2021	令 3	○「第4次犯罪被害者等基本計画(2021年度～2025年度)」策定 ●「徳島県犯罪被害者等支援条例」施行 ●「徳島県犯罪被害者等支援推進計画(2021年度～2025年度)」策定

【様々な人権問題】

「性的マイノリティ」「ホームレス」「刑を終えて出所した人」「アイヌの人々」
 「北朝鮮当局による拉致問題」「人身取引(トラフィッキング)」「生活困窮者」

西 暦	和 暦	主 な 動 き
1997	平 9	○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」施行
2001	平 13	◎「第2次世界の先住民の国際10年」
2002	平 14	○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」施行(10年の時限立法)
2003	平 15	○「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(拉致被害者支援法)」施行
2004	平 16	○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)」施行 ※性別適合手術を受け、一定の条件を満たす場合に、戸籍上の性別の変更が可能となった
2006	平 18	○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権法)」施行 ○「拉致問題対策本部」設置
2007	平 19	◎「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択
2008	平 20	○改正「性同一性障害特例法」施行 ※性別変更の条件を緩和 ○「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択

2009	平 21	○「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)」締結 (◎国連での採択:2006年)
2011	平 23	○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ※北朝鮮当局による拉致問題等を追加
2012	平 24	○「ホームレス自立支援法」延長
2014	平 26	○「人身取引対策行動計画2014」策定
2015	平 27	○「生活困窮者自立支援法」施行 ○改正「拉致被害者支援法」施行
2016	平 28	◎「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」採択 ○「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」施行
2017	平 29	◎「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」採択 ○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(人身取引議定書)」締結(◎国連での採択:2000年)
2019	令 元	○「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」施行
2020	令 2	●「徳島県ひとり親家庭等自立促進計画(2020年度～2023年度)」改定
2021	令 3	★「吉野川市パートナーシップ宣誓制度」開始

【社会情勢の変化などにより顕在化してくる人権にかかわる課題】

「インターネット上における人権侵害」「個人情報の保護」「ハラスメント」「自殺対策」

西 暦	和 暦	主 な 動 き
1947	昭 22	○「労働基準法」施行
2000	平 12	○「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)」施行
2002	平 14	○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行
2003	平 15	○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 ○「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」一部施行 ●「徳島県個人情報保護条例」施行
2004	平 16	★「吉野川市個人情報保護条例」施行
2005	平 17	○「個人情報保護法」全面施行 ※個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を規定
2006	平 18	○「自殺対策基本法」施行
2007	平 19	○「探偵業の業務の適正化に関する法律(探偵業法)」施行
2008	平 20	○改正「出会い系サイト規制法」施行
2009	平 21	○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行
2010	平 22	○改正「青少年インターネット環境整備法」施行
2013	平 25	◎「デジタル時代のプライバシーに対する権利」採択
2014	平 26	○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)」施行 ○「過労死等防止対策推進法」施行
2015	平 27	●「徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」施行
2017	平 29	○改正「個人情報保護法」施行
2018	平 30	○改正「青少年インターネット環境整備法」施行
2019	平 31	★「吉野川市事前登録型本人通知制度」開始
	令 元	◎ILO(国際労働機関)が「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約(ハラスメント禁止条約)」採択
2020	令 2	○改正「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」施行 ※新たにパワハラ防止に関する規定を新設、いわゆる「パワハラ防止法」 ○改正「個人情報保護法」一部施行 ★「吉野川市自殺対策計画(2020年度～2029年度)」策定
2021	令 3	○改正「個人情報保護法」 ※不適切な利用の禁止、漏洩等が生じた場合における報告及び本人への通知の義務化等

日本国憲法（抄）

公布：昭和21年11月3日

施行：昭和22年5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隸的拘束及び苦役の禁止〕

第 18 条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

公布：平成 12 年 12 月 6 日

施行：平成 12 年 12 月 6 日

法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

吉野川市人権の花咲くまちづくり条例

平成 25 年 3 月 25 日
条例第 10 号

吉野川市部落差別撤廃・人権擁護条例(平成 16 年吉野川市条例第 138 号)の全部を改正する。
すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。
国際社会においては、世界人権宣言が採択されて以降、人権尊重を基礎として世界の人々とともに歩む姿勢が求められている。また、日本国憲法においては、基本的人権の享有と法の下での平等が保障されている。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、門地、人種、信条、性別、障がいなどに起因する人権侵害が存在している。

これに加え、国際化、情報化、少子高齢化などの進展に伴い、人権に関する問題は、複雑かつ多様化してきており、一人ひとりの人権が、真に尊重される社会を実現することが一層重要になってきている。

吉野川市は、「人権の花咲くまち吉野川」をめざし、「吉野川市人権施策推進計画」の基本理念に基づき、市政のあらゆる分野において、施策を推進していかねなければならない。

ここに、私たち一人ひとりがたゆまぬ努力をし、人権尊重のまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりを推進するため、市及び市民等の責務を明らかにするとともにその基本となる事項を定め、さまざまな人権課題に関する施策(以下「人権施策」という。)を推進し、すべての人の人権が尊重され、人権尊重の精神が市民一人ひとりの心に根付き、誰もが安心して幸せに暮らせる吉野川市の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を計画的に推進するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第 3 条 市民等は、相互に人権を尊重し、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、学校、地域社会、職場など、社会生活のあらゆる場において、人権が尊重されるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

(施策の推進)

第 4 条 市は、吉野川市人権施策推進計画を指針として、市民等の人権意識の高揚等人権啓発に関する事業、人権問題に関する情報の収集及び提供等人権尊重のまちづくりを推進するために必要な事業を行うものとする。

2 市は、人権啓発に関する事業を行うに当たっては、国、地方公共団体及び関係機関等と連携を図るものとする。

(審議会)

第 5 条 人権施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、吉野川市人権施策推進審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策についての基本的事項等を調査し、及び審議する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

吉野川市人権施策推進審議会委員名簿

[会長、副会長以外50音順：敬称略]

No.	役職	氏名	選出区分
1	会長	徳山 富子	吉野川市人権教育推進協議会理事長
2	副会長	栗洲 敬司	吉野川市教育委員会教育長
3	委員	犬伏 司	吉野川市人権擁護委員会委員長
4	委員	寒川 健治 2020(令2)年7月1日から	学識経験者
		宮本 芳高 2020(令2)年6月30日まで	
5	委員	喜島 寧子	吉野川市婦人団体連合会会長
6	委員	塩田 智子	吉野川市議会議員
7	委員	住友 真人 2021(令3)年4月1日から	吉野川市中学校校長会会長
		立石 房徳 2021(令3)年3月31日まで	
8	委員	関口 勲	部落解放同盟西部ブロック
9	委員	筒井 彰 2021(令3)年5月7日から	吉野川市PTA連合会会長
		山口 奈美 2021(令3)年5月6日まで	
10	委員	新見 員子 2021(令3)年4月1日から	吉野川市小学校校長会会長
		山本 昌邦 2021(令3)年3月31日まで	
11	委員	新見 哲也	吉野川市青少年育成補導センター所長
12	委員	原井 知代子	吉野川市民生委員・児童委員協議会会長
13	委員	東谷 克子	吉野川市身体障害者連合会会長
14	委員	廣島 義和	学識経験者
15	委員	由繁 義明 2021(令3)年5月26日から	吉野川市老人クラブ連合会会長
		佐藤 勇 2021(令3)年5月25日まで	

委嘱期間 2020(令2)年6月1日～2022(令4)年5月31日

吉野川市第2次人権施策推進計画

発行年月／2022（令和4）年3月

発行／吉野川市

編集／吉野川市 市民部 人権課

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1

TEL 0883-22-2229

FAX 0883-22-2260

E-Mail jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp
